

192
55

武家名目抄 甲曹部 卷卅



紫句朋丸

三三三

端句

三三三

第二百五十三册甲冑部十三

肩白鍔又肩片白

三三三

肩白赤鍔鍔

三三三

赤威肩白鍔

三三三

赤革肩白鍔

三三三

紫絲肩白鍔

三三三

萌黃絲肩白鍔

三三三

黑絲肩白腹卷

三三三

黑皮肩白腹卷

三三三

句肩白朋丸

三三三

白絲肩赤鍔

三三三

黑革肩紅腹卷

三三三

紅絲肩紫鍔

三三三

紅絲肩紫腹卷

三三三

紅紫腹卷

三三三

紺絲肩紫紅腹卷

三三三

黑革肩淺黃腹卷

三三三

萌黃絲片赤具足

三三三

黑絲片唐紅具足

三三五

黑革片淺黃絲白絲具足

三三五

淺黃絲片紅具足

三三五

黑革片白絲具足

三三五

淺黃絲片赤具足

三三五

黑革片淺黃絲具足

三三五

黑革片唐紅具足

三三五

洗革片赤絲具足

三三五

黑革片茜絲具足

三三五

黑革中白絲具足

三三五

萌黃ニ中一通紫ニテ威タル鍔

三三六

二引兩ヲ中一通威タル鍔

三三六

腰取鍔

三三六

妻取タル鍔

三三六

子持筋朋丸

三三七

第二百五十四册甲冑部十四

唐錦威金札腹卷

三三七

唐綾威鍔

三三七

紺唐綾威鍔

三三八

紫下襪唐綾威鍔

三三八

萌黃唐綾下紅威鍔

三三八

白綾威鍔

三三八

白綾威腹卷

三三八

白綾腹卷

三三九

練貫威鍔

三三九

練貫ヲ褐ニ染テ威タル鍔

三三九

小櫻革威鍔

三三九

小櫻威鍔

三三九

小櫻威腹卷

三三九

櫻威

三三九

小櫻ヲ黃ニ返シタル鍔

三三〇

小櫻ヲ黃ニ返シタル腹卷

三三〇

藍白地ヲ黃ニ返シタル鍔

三三一

黃返鍔

三三一

黃白地鍔

三三一

露白地鍔今元

三三一

伏細目鍔

三三一

櫻細目鍔今元

三三一

伏細目大鍔

三三二

伏細目腹卷

三三二

齒染革威鍔

三三三

澤瀉威鍔

三三四

澤瀉絲威鍔

三三四

萌黃ニ澤瀉威タル鍔

三三四

逆澤瀉腹卷

三三四

逆澤瀉腹卷

三三四

藤威鍔

三三五

鴉威鍔

三三五

敷目鍔

三三五

色々威鍔

三三五

間色威鍔

三三六

五音威鍔

三三六

啄木絲威鍔

三三六

第二百五十五册甲冑部十五

兜

三三七

綿襖冑

三三八

金盞冑形

三三八

丹畫細布冑形

三三八

鐵冑

三三九

三枚重鐵兜

三三三九

鐵鉢

三三三九

革鉢

三三三九

木鉢

三三三九

町兜

三三三九

試ノ兜 試育

三三三九

昔兜

三三三九

筋兜 今元

三三三九

六十二間兜

三三三九

五枚兜

三三四〇

白星五枚兜

三三四一

第二百五十六册甲冑部十六

獅子王

三三四二

薄金

三三四二

八龍

三三四二

一谷

三三四三

二谷

三三四三

鐵蓋峯

三三四三

大水牛

三三四三

小水牛

三三四三

十王頭

三三四二

唐冠

三三四二

四股唐角

三三四二

忠信

三三四二

四日月

三三四二

鱧尾

三三四二

割蛤

三三四二

山鳥

三三四二

諏訪

三三四二

角頭巾

三三四二

鯉の甲

三三四二

長鳥帽子

三三四二

帽子

三三四二

山鳥の尾の甲

三三四二

諏訪法性

三三四二

三枚兜

三三四四

三枚鍔兜

三三四四

南蠻兜

三三四四

金玉カッラ

三三四四

第二百五十七册甲冑部十七

甲ノ金物 今元

第二百五十八册甲冑部十八

同毛兜

三三五九

小櫻ヲ黄ニ返シタル兜

三三五九

龍頭兜

三三五九

獅子頭兜

三三六〇

星兜

三三六〇

星白兜

三三六一

白星兜

三三六一

向白兜 今元

三三六一

片白兜

三三六一

二方白兜 今元

三三六一

四方白兜

三三六二

八方白兜

三三六三

銀兜

三三六三

帽子兜

三三六四

鐵鍔兜

三三六五

小泉兜

三三六五

八方頭兜

三三六五

頭形兜

三三六五

兜鉢

三三四五

顛ハ

三三四六

天空 今元

三三四六

異向

三三四八

見上

三三五〇

見上板

三三五〇

眉庇

三三五〇

吹返

三三五〇

手先

三三五〇

母衣付

三三五二

母衣付銀

三三五二

星

三三五二

内兜

三三五三

鍔

三三五四

鉢付板

三三五五

菱縫板

三三五五

兜緒

三三五六

忍緒

三三五七

命緒

三三五七

浮張 今元

三三五八

銀帽子兜蓋	三二六五
銀長帽子兜	三二六五
金梨打鳥帽子	三二六五
銀梨打鳥帽子	三二六六
長鳥帽子	三二六六
帽子	三二六六
法師兜	三二六六
梨打兜	三二六六
兜蓋兜	三二六六
鷗兜	三二六六
鯨尾兜	三二六六
角榮螺兜	三二六七
鯨兜	三二六七
桃兜	三二六七
菱形兜	三二六八
唐人笠兜	三二六八
鳥毛兜	三二六八
熊毛甲	三二六八
富士山兜	三二六八
仰兜	三二六八

笠	三二六八
施頭笠	三二六八
桂包	三二六八
第二百五十九册甲冑部十九	
立物	三二六九
大立物	三二六九
鍬形	三二七〇
大鍬形	三二七一
小鍬形	三二七二
銀鍬形	三二七二
三鍬形	三二七二
葛蒲鍬形	三二七二
三本葛蒲	三二七二
角元	三二七三
角	三二七三
鹿角	三二七三
高角	三二七三
劔首	三二七四
桔梗	三二七四
御幣	三二七四

第二百六十册甲冑部二十

日九	三二七五
大日九	三二七五
三日月	三二七五
半月	三二七五
金一文字	三二七五
一谷	三二七五
三本柳葉冑	三二七六
朱末額	三二七六
半頭	三二七六
額當	三二七七
額當	三二七七
熊野打額當	三二七八
半額	三二七八
半額當	三二七八
目下額當	三二七八
面	三二七八
頸鎧	三二七九
喉輪	三二七九
涎懸	三二七九

第二百六十一册甲冑部廿一

涎金	三二七九
脇當	三二八〇
脇引	三二八〇
手蓋	三二八〇
小手	三二八一
小手覆	三二八一
籠手摺今元	三二八二
小手地	三二八二
小手手覆	三二八二
小手二板	三二八二
小手袋	三二八二
脇當	三二八二
大立舉脇當	三二八三
銀磨付脇當	三二八四
白檀磨脇當	三二八四
脛楯	三二八四
膝鎧	三二八五
因幡脛楯	三二八五
寶幢脛楯	三二八五

鑽袴	三二八六
鑽足袋	三二八六
第二百六十二册甲冑部廿二上	
小具足	三二八六
三物	三二八九
四物	三二八九
五裝束	三二九〇
五具足	三二九〇
六具	三二九〇
白絲ノ六具今元	三二九〇
鑽兜皆具	三二九一
諸具足	三二九一
半具足	三二九一
鑽幾領	三二九二
著長幾領	三二九三
物具幾領	三二九三
具足幾領	三二九三
腹卷幾領	三二九四
胴丸幾領今元	三二九四
第二百六十三册甲冑部廿二下	

兜幾枚	三二九五
鉢幾枚	三二九五
兜幾劔	三二九五
鑽一縮	三二九五
草摺長	三二九五
草摺短	三二九六
兜ヲ猪頸ニ著	三二九六
鑽突	三二九六
鑽唐櫃	三二九八
鑽櫃	三二九九
具足唐櫃	三二九九
具足櫃	三三〇〇
腹卷桶	三三〇〇
具足ノオイ	三三〇〇
胴立	三三〇〇
兜掛	三三〇〇
兜立	三三〇一
第二百六十四册甲冑部廿三	
母衣	三三〇一
袍衣那	三三〇三

母衣衣	三三〇三
大母衣	三三〇三
五幅五尺母衣	三三〇四
七幅七尺母衣	三三〇四
八幅八尺母衣	三三〇四
十幅一丈母衣	三三〇四
十幅一丈四目結大母衣	三三〇四
十幅一丈練貫大母衣	三三〇四
十二幅母衣	三三〇四
十八段大母衣	三三〇五
廿一段大母衣	三三〇五
步立母衣	三三〇五
母衣手	三三〇五
母衣袋	三三〇五
第二百六十五册甲冑部廿四	
白地金襴母衣	三三〇六
淺黃金襴母衣	三三〇六
青地錦母衣	三三〇六
白綾母衣	三三〇七
練貫母衣	三三〇七

紅母衣	三三〇七
濃紅母衣	三三〇八
薄紅母衣	三三〇八
赤母衣	三三〇八
紫母衣	三三〇九
薄紫母衣	三三〇九
白母衣	三三〇九
黃母衣	三三〇九
海松色母衣	三三〇九
黑母衣	三三一〇
黑段々母衣	三三一〇
黑赤段々母衣	三三一〇
二引兩母衣	三三一〇
紺地金泥母衣	三三一〇
第二百六十六册甲冑部廿五	
母衣出	三三一〇
金半月	三三一〇
銀如意半月	三三一〇
紙手半月	三三一〇
烏毛	三三一〇

大烏毛	三三一三	赤威ノ鎧	三三一七
鳥毛棒	三三一三	赤皮威ノ鎧	三三一七
孔雀	三三一三	鎧ノ毛	三三一七
鹿角	三三一三	鎧ノ袖	三三一七
牛舌	三三一四	小具足	三三一八
銀牛舌	三三一四	物具	三三一八
金銀短冊	三三一四	腹卷	三三一八
金ノエツル	三三一四	紫威ノ腹卷	三三一八
金ノネシ竹ニ白熊	三三一四	黒絲威ノ腹卷	三三一八
七道具	三三一四	白金打タル黒絲威ノ腹卷	三三一八
七物	三三一五	蒔黃絲威ノ腹卷	三三一八
鐘	三三一五	小手	三三一八
母衣串	三三一五	鎧草摺	三三一九
籠保呂今元	三三一五	冑ノ眞額	三三一九
第二百六十七册甲冑部附録		冑ノテヘン	三三一九
黄返鎧	三三一六	三枚冑	三三一九
唐皮	三三一六	白星ノ兜	三三一九
三枚皮威ノ大荒目ノ鎧	三三一七	薄金ト云甲	三三二〇
小櫻ヲ黄ニ返タル鎧	三三一七	甲ノスソ金物	三三二〇
蒔黃絲威ノ鎧	三三一七	シコロ	三三二〇
		白キ絹	三三二〇

武家名目抄稿第二百五十册

稿檢校保己一編



○白絲
太平記 立處ノ箭ヲモイマタ
拔ス劍ノ 忽ニ緋威ニ染成シテ
静々ト 相國寺供養記云路ヲ行ク所見山右衛門佐源基國郎等
三宅次郎慶明白絲鶴毛杉原五郎貞平白絲鹿毛駿和田太郎
正友白絲黒駿

鴉鷲物語云山城守門出に酒をのむ(中略)其日の裝束おも
しろやはたにはあはせ引ちかへ白絲の鎧におなし毛の星
白の甲三日月うち雲に白鶴の左右の小手白みかきの脇當
に白刀に白骨の扇さしそへ白太刀鷗しりにはきなし云々

明德記云一色左京大夫ノ裝束ニハ赤地純子ニテツ、ミタ
ル金同ノ白絲ノ鎧ノツマ取タルヲ著重給テ同毛ノ五枚甲
ニ五尺二寸ノ銀ノ鍔形打テ猪頭ニ著テ

東亂記云^{上杉}越智彈正ト云者白絲ノ鎧ニ鹿角打タル甲
ヲキテ物見ニ出テ小田ト云侍トヤリヲ合互ニ名乗テ其敵
ヲ打ケル處ニ云々
奥羽永慶軍記云^{羽州天皇}草刈孫九郎ハ白絲ノ鎧甲ニ金鍔
形ヲ打テ大將ノ馬印ヲ風ニナヒカセ眞先ニス、ム云々
東遷基業云山懸は手勢を下知し都合十三度まで働出終に
胸勢ときを突てかゝる此時棚の内よりつるへかくる
鐵炮にて敵兵過半討倒さるれとも猶もいとわす山懸は白
絲の鎧に金絲大鍔形の冑を著て乘廻し乘廻ししけく鐵炮
の來る所は大木の有けるを楯に取て二三度馬の息を休め
て又馳出る

○洗絲威
武者物語云うす紅梅の絲にておとしたるを洗絲おとしと
いふ
保元物語云^{義朝幼少弟}はたの、次郎かあかはをとしの
よろひの袖なかるゝなみたにすゝかれてあらひかはとや
なりぬらん云々

平治物語云^{六波羅より紀州へ}筑後守家貞長楯を五十合重け
に昇せたりしを取寄て五十領の鎧五十腰の矢其外物具と

もを取出して奉る弓は如何と宣へは竹拐の中に節をつひて入たりければ即五十張の弓を取出せり懸て家貞は重目結の直垂に洗革鍔著て太刀脇挟み大將軍に仕へ奉る者は角こそ用意すれと申せば侍共哀高名哉と感しける

平家物語云の作 あはのみんふしけよし其日のしやうそくにはむくらんちのひたれにあらひかはのよろひきて御まへにかしこまつて候

長門本平家物語云字給川 島山はこれをもしらす渡し行程に何となくいしう甲のおもきは水のまさるかみのよはるかと思てふりあふのひてうしろを見たれば褐衣のひたれに洗革の鍔きてくろつのはの矢おひたる武者なり其時島山甲にとりつきたるはいかなる物ととりあへず大膳二郎安則にて候と申せば島山いしうとりつきたりとして渡りけり

源平盛衰記云與一 サラ八十郎トテ被召タリ褐ノ直垂ニ洗皮ノ鍔ニ片白ノ甲廿四差タル白羽ノ矢ニ笛藤弓ノ塗籠タル真中トテ滑ヲ下ニサシクツロケテソ參タル

太平記云藤原自入 悪源太御前ヲ立ケルヲ將軍暫シトテイツモ帯ニシ給ヒケル御所作リ兵庫録ノ御太刀ヲ引出物ニソセラケル悪源太此太刀ヲ給テナトカ心ノ勇マサラ

冬黄絲洗皮を用ゆといふは其時によつて相剋の色を取るなり冬の黄色は土剋水の義なりされは洗皮は今いふ白滑革なり白とは染なせるに對したる詞にて實は白きに黄を帶るものなり其物を知れる人は他の云を待へきにあらすといへり甲冑 兩説おのゝ其據る所あれと後の説まさるに似たり

貞丈曰薄紅に染たる革にておとしたる鍔也薄紅の革を洗はかしたる心也參考保元物語京師本杉原本半井本等に義朝か幼少の子供か殺されしとき兵ども袖をぬらす中にも波多野十郎か赤革威京師本にの鍔の袖洗革にや成ぬらんと云ふ事見えたり印板の平治物語 是涙にて赤革威緋威の革洗はれて色うすく成て洗革になりぬへしといふ心也近世の説に洗革と云は革のこわはらぬ藥を水に入て洗ひたる革也といふ妄説あり

春田延年曰洗革は古も今も其物同しといへとも其名義を異にするは辨へ難し世には區々の説とも多く聞えぬれと今云白滑革なること紛ふへくもあらず既に梵靈素革の部に詳に述べ其事繁ければ爰に載され共又一ツの微とすへきを擧て其證とす弓法祕書ニ實檢の時春は白絲の物具夏は黒絲同藍草威秋は緋威赤革冬は黄絲洗革

洗皮ノ鍔ニ白星ノ甲ノ緒ヲ縮テ只今給リタル金作りノ太刀ノ上ニ三尺八寸ノ黒塗ノ太刀帶刷

又云山門 爰ニ數萬人ノ中ヨリ只一人備後國住人江田源八泰氏ト名乗テ洗革ノ大鍔五枚甲ノ緒ヲ縮四尺餘ノ太刀所々サヒタルニ血ヲ付テマシクラニソ上タリケル

又云住吉合 楠カ勢ノ中ヨリ年ノ程二十計ナル若武者和田新發意源秀ト名乗テ洗皮ノ鍔ニ大太刀小太刀二振帶テ六尺餘リノ長刀ヲ小脇ニ挟ミ閑々ト馬ヲ歩マセテ小歌ニテ進ミタリ

會津陣物語云柿崎三河守ハ洗革ノ鍔ニ三本柳ノ葉ノ冑ヲ著大根ノ打懸ヲサシ葦毛ノ馬ニ乗テ七八十人眞丸ニ成テ云々

東遷基業云長門守か伯父木村主計頭宗明は洗革の鍔に筋冑を著し日の丸の付たる羽織著て三百餘騎を率ひてこれも六日の朝明方に城を出て地白に八幡と書たる旗一流打立て山田村に陣しけり

按、洗皮の事伊勢貞丈か説には薄紅に染たる皮にておとしたる鍔なり薄紅の皮を洗皮といふことは緋の皮を洗はかしたる心なりとてこゝに引たる保元物語の文をその微とす平義 又春田永年は弓法祕書の文を證として

土用には藍草萌木成淺木色なるへしとみえしは其時に依て相剋の色を用るなり冬の黄色を用る土剋水の義なりされは洗革は白滑革なり白とは染成せるに對したる言にて實は白きに黄を帶るもの也其物を知れる人は他の言を待へきにあらす

春田延年曰阿良加波トハモト改メ更ル義ナリ既文ニ其毛ヲコレヲ革メ更ルナリト意相似タリ 洗ノ字ヲ用ルモノハ水ニ浸シ釋シ製リナセハナリ世ニ鹿ノ茸ヲモテ湯水ニ浸シ兩鬚水漬テ受テ緊ク固カラサラシムルヲ洗革ト云フト自ルハ古ヘチ考ヘサルナリ 延喜式ニ洗革一百張又女鞍ヲ造ル料掛甲ヲ修理スル料等皆コレヲ用ユ保元平治ノ物語平家物語源平盛衰記太平記等ニ洗革威ノ鍔ト見えシ是ナリ武雜記ニ力革ハ白滑タルヘシト見えケレハ天文永祿ノ頃既ニ洗革ノ名亡テ白滑トハ言ルナルヘシ古ヘ滑革ト云ルモノハ皆染ナセルモノヲ指セルナリ事後ニ 此洗革ニハ牛馬鹿ナトノ皮ヲ製レルナリ主稅寮式ニ太刀ノ緒ノ料鹿ノ洗革一條ト見え今俗ニ鹿滑革ト云ルモノナリ延喜式ヲ考ルニ革ヲナ用ユヘキモノト其品ヲ別タスタ、牛革馬革鹿革ナト能ルセルアリ他日延喜式料材考成ルニ及テ其詳ナルヲ得ヘシ

保元物語杉原本 ニ兵トモシナ袖ヲ濡シケル中ニ波多野二郎カ赤革威京師本非威ニ作ルハ誤ルノ鍔ノ袖ハ洗革ニヤナリヌラント言ルヲモテ洗革ナルモノハ今云フ

白滑革ナルヲ知ルヘキナリ 古キ書ニ純染通紅ナトテ染
ト訓シニ保元物語異本ノ文ナ
附ケテテ洗革通紅ノ革ナルヲ言ルモ
アトト是ハ文ニ依リテ物ニ依ラザルナリ

又甲組類鑑參ヘ考フヘシ異朝ニハコレヲ鞆ト云論語
ノ注及ヒ説文ニ鞆ハ毛ヲ去ル皮ナリト注シテ革ノ字
ノ注ト同フセルハ未タ足ラサルニ似タレト是モ亦文
ヲ散スレハ通スト云ヘシ考エ記靴人ニ革其茶白ヲ欲
スト云ノ類ナリ鄭注コレヲ解テ革ト云コノ革革ト

ハ柔滑ナラシムルノ革ヲ云即チ鞆ナリ鞆ノ字モト獸
皮ノ名ニ非ス故革ノ字ニ屬シテ其義ヲ明スナリ鞆ハ
徐氏ノ説ヒトリコレヲ詳ニス曰ク皮其毛ヲ去染テコ
レヲ鞆クヲ華鞆ト謂フト是ヲ以テ革ニ非スシテ此ニ

云洗革ナルヲ知ルヘシ 字書革ノ字ノ注ニ徐氏ヲ引テ染テ
コレヲ鞆クナ革ト謂フト云ルハ鞆
革通シ用ニレハ也又靴ハ柔革ナリト見
ヘシカハコレモ亦鞆ト用シナルヘシ

○洗革腹巻

源平盛衰記云 宇治川
合戦條 明禰ハ脇振タリケル褐ノ性ニ白大口
ニ洗革ノ腹巻ニ射向ノ袖ヲ付タリケル

○黄威鎧

太平記云 南帝八幡
御退失條 主上ハ軍勢ニ紛レサセ給ハン爲メニ山
本判官カ進セタリケル黄威ノ鎧ヲメシテ栗毛ナル馬ニメ
サレタルヲ云々

乘我ニヲトラサル兵二十餘騎敵陣ニ分テ入

○淺黄絲鎧

保元物語云 官軍方々
手分條 もともり宇治へむかふにしらあをの
かりきぬあさき甲のよろひにうはおりしたるるほしの上
に白ほしの甲をききりふの矢に二所藤の弓持くるき馬に
くろくらをいてそのつたりける

相國寺堂供養記云路次行列先侍所島山右衛門佐源基國郎
等神保宗三郎國久淺黄絲鹿毛駝飯尾善六清政淺黄絲黑駝
齋藤四郎國家淺黄絲栗毛

普廣院殿御元服記云永享二年七月廿五日大將御拜賀供奉
行列出仕人々伺候次第并踞踏侍所 御甲冑子時赤松左京大夫
性具依爲法體對酌會弟伊
限守義雅
勳其後 郎從三十騎召具之義雅著淺黄絲鎧帶金刀金
太刀握重藤弓負大中黑箭一甲床木等ヲハ僕持之

○淺黄絲威腹巻

長門本平家物語云 衣笠
軍條 金子十郎木戸くちへせめよせたり
しゆう中よりれの矢さきをそろへていけれとも金子す
こしもしりそかす廿一まで立たる矢をはおりかけし
てたかひけりその時内よりこれをかんして酒肴一具家
忠か方へをくりていひけるはいくさの様誠におもしろく
見えたり此さけめて力つきて手のきはのいくさし給へ

○黄威鎧

梅松論云關東より供奉の輩歩行なりしかとも我をとらし
と進ける中にも(中略)御旗の下には仁木右馬介義長黄威
の鎧をそ著たりける是は宗像の大宮司か下御所に進たる
を給りける時に取て面目こそ覺えし

又云濱の手をの少武か勢に旗の下二千餘騎にて進みける
殊に一町計先立て五百餘騎また是を進て五十餘騎向ひし
中より武者二騎十枚はかり先立たり黒き馬に薄紅の母衣
懸たり鎧の毛はさたかに見えす一騎は河原毛なる馬に黄
威の鎧著たり

○黄絲腹巻

庭訓往來云武具事雖見苦鋪候一紫絲萌黄絲綴卯花威黑絲
鎧赤黄絲腹巻云々

○黄威腹巻

梅松論云かゝる所頼尙は黄威の腹巻におなしけのつまと
りたる袖付てそ著たりける是は先祖武藤小次郎資頼文治
五年の恩賞に頼朝より給たる當家重代の鎧と聞えける

○黄絲威具足

奥羽永慶軍記云 門澤條
城條 三ノ丸持口ヲ固メタル中島右衛門
尉黄絲綴ノ具足ニ白綾ノ武羅著シテ鹿毛ノ馬ノ逸物ニ打

といひをくりたりければ金子返事に申けるはさうけ給り
ぬよくのみて城をはたいまおとし申へしとてやか
てかふとのうへにあさきいとおとしのはら巻をうちかけ
てすこしもひるますせめよせけれ

○淺黄絲具足

武家儀式云康正二年七月廿六日御拜賀御時侍所隨兵馬打
次第十二番匹田掃部具足淺黄絲烏鹿毛十三番赤尾肥前守
具足淺黄絲馬鹿毛十四番高宮小次郎具足淺黄絲馬鹿毛

○濃淺黄絲鎧

相國寺堂供養記云路次行列先侍所島山右衛門佐基國郎等
遊佐豊後守助國濃淺黄絲馬黑

○淺黄絲威鎧

長門本平家物語云 朝綱軍能
軍被免條 皇后亮經正五宮御所へ参りて
人して申入たりければ宮は世おほきにはかり思しめし
けれともまたも御覽せぬ事もこそあれとて則御前へめさ
れぬ經正はねりぬきに鶴をぬひたるよろひひたれに萌
黄の絲威のよろひをそきたりける

○萌黄絲鎧

謙信家記云 景虎公小田
原發向條 其日景虎出立ニハサヒ色ノ總萌黄
絲ノ鎧ヲ著シ甲ヲハ不著シテ白キ手拭ニテ頭ヲ包ミ采

拜ヲ取テ總軍ヲ乘廻シ下知シケル

續武家閑談云杉原に御たつね有之之行年七十二に成ける
か七十五歳と申上る公開召我に二ツ年老にて今度の大切
とくれは我も又二三年之内は頼母敷と被仰汝白髪のお
武士萌黄緑の鎧に金作の太刀金襴の羽織の立立實盛か錦
の直垂も思出す今度の働實盛にも増りたる由御感あり

○萌黄威鎧

平治物語云 内裏勢 悉ちこのちうしやうなりちかしやうね
ん廿四こんちのにしきのひたれにもえきをとしのよろ
ひにをしのまるのすそかなものをそうちたりける

平家物語云 武士 大將軍小松權亮少將維盛は生年廿三容儀
體佩繪に畫とも筆も及び難し路中は赤地の錦の直垂に萌
黄威の鎧著て連錢直毛なる馬に金覆輪の鞍を置て乗給へ
り

又云 奈良 落行衆徒の中に坂四郎永覺といふ悪僧ありこ
れは力のつよき弓箭打物とつては七大寺十五大寺に勝れ
たり萌黄威の鎧に黒絲威の腹巻をかさねてそ著たりけ
る

長門本平家物語云 平家部 此世にこゝろとまり候事は君
をいま一とみまいらせ候はて萬里の波にたよひ候はん

愚耳舊記云 大光寺 抄瀧本ハ附代の十三拾人前後左右
を打かこませ(中略)我身はもえきおとしのよろひにおな
し毛の甲の緒をしめ云々

○萌黄緑威腹巻

平家物語云 征夷將軍 泰定難て今日上洛の由を申すけふ計
は逗留あるへしとてとめらる次の日又兵衛門の館へ向
ふ萌黄緑威の腹巻一兩白作たる太刀一振滋藤の弓に野矢
副てたふ

長門本平家物語云 御與 西塔法師つものりつしやかうかんと
申けるは三たう一の先座者大あく僧也けるかもえき絲お
としのはら巻衣のしたにきて太刀わきにはさみてすゝみ
出て申けるは云々

源平盛衰記云 八枚夜 愛ニ八枚ヲ濫テ筆執シテアリケル古
山法師ニナニカシノ註記ト云ケル萌黄ノ絲威ノ腹巻ニ三
尺二寸ノ太刀ヲ抜テ飛テ懸リケレハ云々

又云青狩衣ノ下ニ萌黄ノ絲威ノ腹巻著テ烏帽子ノ尻ホム
ノ窟ニ押入テ狩衣ノ小袂ヨリ手ヲ出シ

吾妻鏡云建久二年十一月廿二日公文所送文のや一こしゆ
み一張もへきのいとおとしのはらまき一領

○萌黄緑腹巻

ことこそかなしみの中のかなしみにて候へと申入たりけ
れは宮は世おほきにはかり思しめしけれともまたも御
覽せぬ事もこそあれとて則御前へめさる經正はねりぬき
に鶴をぬひたるよろひひたれに萌黄の絲威のよろひを
そきたりける

判官物語云 義經部 くらいとおとしのよろひき馬にしるふ
くりんのくらおいてのつたるもの五十騎はかりもえきお
としのよろひにかけなるむまにのつたるもの五十きはか
り二さやうにうたせて云々

吾妻鏡云文治元年十一月三日壬午伊豫守義經 赤地錦直垂
赴西海一先進使者於仙洞申云爲進鎌倉禮責一零一落鎮
西一最期雖可參拜行粧異體之間已以首途云々

又云承久元年正月廿七日戊子今日將軍家右大臣爲三拜賀
御參鶴岡八幡宮云々隨兵伊豆左衛門尉頼定 甲冑 三浦小
太郎時村室 甲冑

室町殿物語云冷泉隆豐大力にして至剛の士なればもえき
おとしのよろひの三人して持けるをわたかみつかんで引
立草摺なかに著くたして

弓箭記録云萌黄威者問色青ト與黃木尅土故也然トモ木
與土和平色故ニ無爲色也故ニ不可禁之

嘉吉物語云赤松の一門都合其勢三百八拾九騎にて馬をば
やめてうち給ふ先陣は浦上の四郎宗安二番常陸彦五郎殿
三番は赤松伊豫守四番は赤松大膳大夫殿の御與五番に安
積黃絲の腹まきに同じ毛の五枚甲の緒をしめひやくた
くみかきのすねあてにくり毛なる馬にのり

○萌黄威腹巻

平家物語云 天上 たゝもりのらうとうもとは一もんだ
りしもくのすけたいらのさたまつかまこしんの三郎大夫
いへふさか子にさ兵へのせういへさたといふものありう
すあをのかりきぬの下にもえきおとしのはらまきをきて
つるふくろつけたるたちわきはさみて天上の小庭にかし
こまつてを候ける

又云 なんともん おち行せいの中にさかの四郎やうかくと
いふあくそうありちからのつよきゆみやうち物とつては
七大寺十五大寺にすくれたりもえきおとしのはらまきに
くらかはおとしのよろいをかさねてそきたりける云々

判官物語云 かゝ美の ゆりの太郎はからさよみのひたれ
にもえきおとしのはらまききておりえはしにかけして三
尺五寸のたちはきて

官地論云武者一騎出來青黄縹腹巻ト同毛五枚甲之緒有三

尺八寸鬼物作太刀能皮尻鞘引籠尾緒長結下

酒吞童子物語云綱はもえき威の腹巻に鬼切といふ打刀二尺にあまりたるを入られたり此外おもひくりにこしらへて入られけり

○萌黄腹巻

長門本平家物語云義仲最後合戦後 去年ノ春小國の大將軍として

上しには五萬よきにてありしかとも今粟田口に打出にければ其勢七きなりまして中有の旅のそら思ひやるこそかなしけれ七きか中一きは女袴繪と云美女なり紫格子のちやうのひたゝれに萌黄の腹まきに重藤の弓うすへうの廿四さしたる矢おひてしらあし毛なる馬のふとくたくまじきに二ともへすりたる具鞍置てそのりたりける

源平盛衰記云宇治合戦後 慶秀は白帷ノ脇カキタルニ黄大口著

テモヨキノ腹巻ニ袖付タリ

○萌黄威胴丸

異本會我物語云ふしののけ そのほか一人たうせんのはもの六七百人御馬のまはりとみえたりしその中にことごとくすくれて見えたりしは五郎まるなりもえきおとしのとうまるに一しやく八すんの大かたなさし四しやく八すんのうちをばさくろかねのほうの三人してもちけるをもとか

又云徳源 徳塚伊賀守一人ハ大牛ノ一二ノ木戸無殘殘押開テ只一人ソ立タリケル降人ニ出ル歟ト見レハサハ無テ

紺絲ノ冑ニ鍔形打タル甲ノ緒ヲ縮メ四尺三寸有ケル太刀ニ八尺餘リノ金撮棒脇ニ挿テ大音揚テ申ケルハ云々

關東兵亂記云持氏御出家後 去程ニ寄手ノ大將芳傳入道間半町計ニ成テ馬ヲ颯トカケスヘ同音ニ時ヲ作ル直兼ノ郎等草壁

遠江守ト名乗紺絲ノ鎧ニ同毛ノ五枚甲ノ緒ヲシメ瓦毛ナル馬ニ乗テマツ先ニス、ム云々

恩耳舊聽記云大光寺城寶篋 刑部なのめに悦ひ頓て支度そしたりける紺絲のよろひにおなし毛の甲を著黒なる馬のたくまじきに黒鞍置て引立けれ共深雪の内なれば是をはあとにひかせける

○紺絲威腹巻

源平盛衰記云義經院參保 法皇ハ中門ノ羅門ヨリ窺覽アリ出羽守貞長ヲ以テ六人カ年齢交名住國ヲ被ニ召問ニ貞長ハ狩衣ノ下ニ紺絲威ノ腹巻ヲ著シ立烏帽子ニ噴物造ノ太刀脇ニハサミテ出ケル

○紺絲腹巻

蟻川親俊記云天文十一年十月十三日貴殿奈良御社參御腹

ろけにつきて御ひまのさきにそたちたりける

○萌黄胴丸

天正本太平記云師直御孫著修傳 大納言殿ハ花族幽玄ノ事ナカラ聊健ナル人ニテオハセシカハ此事キツト膽ニヤ當リケン

水干ノ下ニ萌黄ノ胴丸ヲ著シ二尺八寸ノ鳳凰丸トテ當家累代ノ御太刀計召レ事惡クナラハ思召切ヘキ御用心ニテ

關々ト御車ヲ飛セラレケレハ云々

○萌黄威具足

義殘後覺云田上千劫菊地カ城ニテ勇力條 城ノ内ヨリ法師武者ト打見ヘテカツラ包ニ願ヲ包ミタル法師ノ長ハ六尺許ニ見ヘケルカ

萌黄威ノ具足ヲ著四十二差タル矢負テ五人張ノ弓持テ云々

○麴塵胴丸

太平記云唐崎廣合戦後 愛ニ何者トハ知ス見物衆ノ中ヨリ年十五六計ナル小兒ノ髮唐輪ニ上タルカ麴塵ノ筒丸ニ大口ノソ

ハ高ク取り金作ノ小太刀ヲ振テ快實ニ走り懸リ甲ノ鉢ヲシタニ、カニ三打四打ヲ打タリケル

○紺絲鎧

太平記云瓜生判官心警條 右衛門佐殿ノ飲給ヒタル盃ヲ瓜生判官席ヲ去テ三度傾ケル時白幅輪ノ紺絲ノ鎧一領引給テ面目

卷録御太刀御馬御奉納云々

○綠深鎧

兼實公記云亮羽林爲三前右兵衛佐頼朝黨討手今日出都予立三車於南街見物(中略)羽林禪皇都不著冑綠深鎧

髭肥馬皆紅蜀江軍服會稽山之紅葉照戒敵者手

○縹色威鎧

異制庭訓往來云鎧百領并甲所威毛者卯花威洗革小櫻威縹色紺絲威云々

○花色威鎧

賀越園諍記云宮田彌六退治桂田條 桂田播磨守カ出立時ニ取テ珍敷ソ見ヘニケル朝顔ノ花色縹之鎧ノ巳ノ刻計耀ヲ著如露如

電ノ甲ニ兎角ノ鍔形打泡影夢幻之双ノ籠手天火稻妻ノ景ノ如クナル三尺三寸ノ太刀佩テ云々

○勝色威鎧又作縹色

平塞錄云熊谷忠右衛門追越テ一番ニ犬走ヘ付テ相働金左衛門モ追付テ犬走ニ著居タリ金左衛門ハ勝色威ノ鎧ニ梨

打冑ヲ著シ朽葉色ノ大吹貫ノ指物ヲ差シ取分働ケルヲ云云

隨兵日記云かつ色おとしの鎧卯花威の鎧口傳に有

出陣開書云かつ色と申色を豊後守は白きを被申也是を

しやうくの色とも申也物にそまらぬ色なり然は當家に
おいて卯の花おとしを賞翫有は此の色そのまゝなるゆへ
と被申候也

又云勝色の事紅なり人に色をこす色也すくれたる儀にて
紅を勝色といふ又一ツにはかちんを勝色といふに具足な
んとの名也戰場にてかちんをもかつ色と申也又いふ白色
なり大きに秘事なりものにそまるもと成ゆへに此勝色人
しらする事也可秘々々大事也

武家名目抄稿第二百五十一册

塙檢校保己一編

甲冑部十一

○黒絲威鎧

保元物語云白河殿大將は赤地の錦の直垂に黒絲威の鎧に

鍛形打たる兜を著黒馬に黒鞍置て乘たりけり

平治物語云源氏勢武士の大將左馬頭義朝は赤地錦の直垂

に黒絲威の鎧に鍛かた打たる五枚兜の緒をしめ云々

又云六波羅かつ清盛の給ひけるはふせく兵にはちぬ侍か

なければこそ是まで敵はちかつくらめてくさらはか

けんとしてこんのひたれに黒絲おとしのよろひきて黒ぬ

りの太刀はき黒ほろの矢おひぬりこめとうの弓もちてく

ろき馬に黒くらをかせてのり給へり

平家物語云ふし河ふくしやうくんさつまのかみたりのり

はこんちのにしきのひたれにくろいとおとしのよろひ

きておなしけの五まいかふとのをしめ云々

長門本平家物語云宇治合舟軍はやうあるものなりとて唐

卷染の小袖に精好の大々に黒絲威のよろひのすそくれな

云

武林往昔日記云大友義統秘藏の侍大將に吉良傳右衛門尉

と云し武者黒絲おとしのよろひを著し半月の立物にてふ

とく逞しき馬に打乗馳來りて云々

關八州古戦録云小田原野野州氏直ノ旗本ニテハ清水上野

介信久黒絲威ノ鎧ヲ著八尋四尺ノ大旗ヲ指シ云々

播州佐用軍記云十二月十五日寄手ノ中ヨリ大ノ男黒絲威ノ

鎧著テ熊ノ毛植タル甲ノ吹返シニ五寸計ノ耳裏ヲ金箔ニ

テ置タル塗木ノ弓ノ握リ太ナルニ山鳥ノ尾ニテ矧タル矢

ヲ森ノ如クニ負ナシ堀涯マテ進寄云々

東遷基業云神君は長久手の内猪腰原の東南の山へ九日の

朝子の刻に著給ひしに巖崎山の城の方に當て鐵炮の音城

を攻る聲事々しく聞ゆる故山を下り給ひければはや城陷

るとみえて火の手あかるこれによりて頻に急ぎ給ひて勝

川といふ處にて夜明はなれ先手敵に取付候よし聞召て物

具し給ふ鎧はたまぬりの黒絲おとし冑は椎形のためぬり

なり云々

○黒絲鎧

太平記云山門杉本ノ山神太夫定範ト云ケル惡僧黒絲ノ鎧

ニ龍頭ノ甲ノ絲ヲ縮メ大立奉ノ脇當ニ三尺八寸ノ長刀莖

かに端にはひしたるを著て小船に乗て三尺にすぎたる大

長刀の銀のひるまきしたるを取持て敵の船に乘移てとも

よりへへよりともさまになきてめぐりければ云々

源平盛衰記云宇治合伊豆守仲綱ハ赤地ノ錦直垂ニ黒絲威

ノ鎧キタリ是モ甲ハキサリケリ矢ツカヲ長クヒカントナ

リ

吾妻鏡云文治元年四月廿六日己卯今日前内府已下生虜

依ノ召可ニ入洛之間法皇爲御覽其體密々被立御車

於ニ六條坊城云々申尅各入洛(中略)土肥次郎實平黒絲威

在車前云々

又云文治五年九月七日甲子宇佐美平次實政生虜泰衡郎

從由利八郎相具參上陣岡而天野右馬允則景生虜之由

相論之二品仰行政先被注置兩人馬并甲毛等之後

可尋問實否於囚人之旨被仰景時(中略)由利云客

者昌山殿歟殊存禮法不似前男奇性尤可申之著黒

絲威甲一羽鹿毛馬者先取予引落其後追來者嗷々而不

分其色目云々

伯耆之卷云今日の合戦を不見候ては何の日を可期候哉

長高出向ひ一矢仕懸而可參候として御前を罷立黒絲威の

鎧に五枚甲の鍛形打たるに二十五指たる黒ほろの矢負云

短カニ取テ亂足ヲ踏ミ人交モセス只二人火ヲチラシテッ
斬合ケル

又云 大森彦七傳 虚空遙ニ引ツカリテ楠正成湊川ニテ合戦ノ時
見シニ些モ不_レ違_レ紺地錦ノ冑直垂ニ黒絲ノ冑著テ頭ノ七
アル牛ニソ乗タリケル

増補家忠日記云慶長五年七月晦日之夜ニ入江州ノ住人深
尾氏敵ノ爲ニ内應シテ松ノ丸ニ火ヲ放ツ其曉城既ニ半焚
ク敵是ニ乘シテ城ヲ競ヒ攻ム明日辰ノ刻ニ及テ島津氏城
中ニ攻入主殿助家忠黒絲ノ鎧ヲ著シ桃ノ甲ヲ著累代傳ル
所ノ名劔ヲ帶シテ士卒ヲ指揮シ自ラ槍ヲ提テ突テ出ツ

東遷基業云大久保七郎右衛門は吉田の借に馬を控て敗軍
を聚むる處に大久保平助忠教これを見て急ぎ馳來て忠世
か旗を押立る時に黒絲の鎧著たる敵一騎忠教を自かけ進
み來る平助頓て渡り合暫戦ひしか遂に敵を馬よりつきお
どしたり

○黒絲威腹卷

平治物語云 主上六波羅行幸傳 清盛郎等伊藤武者景綱黒絲威腹卷の
上に小張著て雜色になる云々

又云 待賢門平傳 去程に六はらの皇居には公卿せんき有て清盛
を召されけりこんのひたれに黒絲おとしのはら巻に左

ノ太刀ヲハキ

○黒絲腹卷

平治物語云 待賢門平傳 六はらにはくきやうせんきありてきよ
もりをめしけりかちんのひたたれにくろいとのはらまき
にさうのこてをさしおろゑほしひつたて大ゆかにかしこ
まる

會我物語云 はこ玉のけんふくの傳 時まさか子と申さんとてかみをと
りあけてゑほしをさせそかの五郎ときむねとなのらせて
かけなるむまのふとく五さうたくましましにしろふくりん
のくらをかせくろいとのはらまき一りやうそへてひかれ
けり

○黒革威鎧

保元物語云 白河殿を義朝夜うちに行らる傳 あきのかみの郎等にいせの國の
住人山田の小三郎これゆきといふは又もなきかうの者か
たかはやふりのゐのし、武者なるか大將軍の引給ふを見
てされはとて矢一すちにをそれて向ふたるちんを引るや
ありたとひつくしの八郎殿の矢なりともこれゆきかよろ
ひはよもとをらし五代つたへて軍にあふこと十五かと我
手に取てもたひくおほく矢ともをうけしかといまたう
らをはかぬ物を人々見給へ八郎殿の矢一つうけて物語

右のこてさして折ゑほし引立て大床に畏る

平家物語云 かくらちの傳 こうふく寺のさいこんたうしゆくは
んをんはうせいしはうとて聞えたる大あくそう二人有け
りくはんをんはうはくろいとをとしのはらまきにしらゑ
のなきなたくきみしかにとり云々

源平盛衰記云 入道院委金傳 入道ハ加藤ニ人々禁置テ後モ猶不_レ
安オホツケレハ生絹ノ帷ノ脇搦タルニ赤地ノ錦ノ直垂
ニ白金物打タル黒絲威ノ腹卷ニ折刀前垂ニ指云々

判官物語云 鹿野山炎上傳 人もゆるさゝりけるにいつあんないは
しらねともおさめとのにつとはしり入からひつ一のり
りてかちんのひたれにくろいとおとしのはらまきさて
九十日そらぬかしらにもみゑほしのはちまきし檜皮色の
狩衣の下に黒絲威の腹卷を著て備前つくりの三尺五寸あ
りけるわりさやの太刀脇にはさみて狩衣の袂より手を出
して丈居につらひさまつてい殿上のかたを雲透に見すか
して居たりければ云々

賀越闘争記云 加賀越中龍登一級亂入闘争傳 二番ニ財町之圓正ト名乗テ
騷擾ナル馬ノ太ク退シキニ乗リ黒絲威之腹卷著テ懸出
ル

明徳記云義弘カ其日ノ裝束ニハ黒絲綴ノ腹卷ニ三尺五寸
せんとしてかけ出ればおこの眞名はせぬにしかすむやくな
りとうりやうともせいすれとももとよりいひつること
はをかへさぬ男にて夜あけて後にはうはいの八郎のいて
矢め見んといはんには何とか其時こたふへき然れば日こ
ろの商名もうせなん事のむねんればよし人はず
かすともおのれせう人にたつへして下人一人あひくし
て黒かはおとしのよろひに同けの五まい甲をわくひにき
十八さいなるそめ羽の矢おひぬりこめとうの弓もてかけ
なる馬に黒くらをいて乗たりけり

平家物語云 さすながの傳 さいたうのちうりよかいしやうはう
のあさりゆうけいといふあくそうあうたけ七尺はかりあ
りけるかくろかはおとしのよろひの大あらめにかねませ
たるをくさすりなかにきなしかふとをはぬきてほうしは
らにもたせつしらすゑのなきなたつえにつき云々

又云 せいせいしやうくんのせいせんの傳 三うらのすけは其日のしやうそくに
はかちのひたれにくろかはをとしのよろひきてこくし
つのはちをはき二十四さしたるくるほろのやおひぬりこ
めとうのゆみわきにはさみ云々

長門本平家物語云 重衡傳坂四郎房永覺とてきこゆる發向の傳 坂四郎房永覺とてきこゆる
惡僧ありそのたけ七尺はかりなり褐衣のよろひ直垂にも

さのいとおとしのはらまきの上に黒皮おとしのよろひかさねてきて云々

判官物語云 忠信吉野 山合戦條 川つらのほうけんはその日のもんでい卅人はかりましにくらにうすまひてたちたるうしろよりそのたけ六尺はかりなるほうしのきはめていろくろかりけるかしやうそくもまつくろにそしたりけるかちんのひたれにくろかはを二寸にきつて一寸にたれみておとしたるよろひに五まいかふとのためしたるをぬくひにきなして云々

吾妻鏡云承久元年正月廿七日戊子義村令撰男敢之器差長尾新六定景於討手定景後向義村宅不能辭退起坐著黒皮威甲相具雜賀次郎四國住人以下郎從五人赴于阿闍梨在所備中阿闍梨宅云々

さゝこおちのそうし云てんふん十二年ふみ月上しゆんに秋かせともろともにさゝこのちやうへをしよせてときをわつとそあけたりけるつるみはもとよりまぢもうけたることなればちつともさわくことはなしいてくよせてのたいしやうにけんさんせんといふまゝにくろかわおとしのよろひをはくさすりなかにさつくときとつてうわおひちやうとしめ云々

承久記云一番黒皮威ノ鎧著て葦毛ナル馬ニ乗タル武者一騎平九郎判官ノ手者信濃國ノ住人志賀五郎トテ真先カケテソヨセタリケル賛田三郎カ放ツ矢ニ馬ノ腹キサセテノキニケリ

室町殿日記云 中島へ重 何ふ條 大將には一色兵部大輔伊駒重齋入道をそ向けられけるかくて攝州に著ければ一日馬の足を休め人の息をつかせて中島へ押よせときをとつと上る(中略)義長きいて先日の軍無下にあわれなれば今度はさそ有らん敵ちかくよすへからす弓鐵砲をうたせよ油斷するなものともとちやうたいへつと入て黒皮をとしのよろひにるほしひつこうてしろきねりぬき一はを三にたゝみてはちまきにしかとしめ三尺二寸の太刀一尺八寸のうちかたなさしそへかまくら鍛冶のきたうたる三尺八寸の大なきなた杖につきておもての矢倉にいかにもしつかにあかりて敵の陣を見わたしける

○黒革鎧
梅松論云少貳か宗徒の家人襲庭の彈正左衛門尉赤皮の肩白の鎧に月毛なる馬に乗て小貳に向て申けるは爰は討死有へき所にて候へは御先に立候とて河を渡すを見て襲庭か子黒皮の鎧著て黒き馬に乗けるつゝきてわたし敵の中

へ懸入て散々に討合けるをみて是をうたせしと御方大勢續テ資戦ひしほどに菊地打負て落たりけり
太平記云 山門 攻條 爰ニ是ソ聞エタル八庄司カ内ノ大力ヨト覺エテ長八尺計ナル男ノ荒々タルカ鏝ノ上ニ黒皮ノ鎧ヲ著五枚甲ノ緒ヲシメ半頰ノ面ニ朱ヲサシテ云々
奥羽永慶軍記云 柏山合 戦條 鳴澤ノ城ヨリ道忠白髪ニ甲ヲ頂キフトクタクマシキ馬ニ打ノリ塵持テカケ出レハ同伊良子家平黒皮ノヨロヒ著テ黒キ馬ノ五寸アマリナルニ打ノリ鎗ヲトリクツキヤウノ兵六十餘騎大手ノ門押開キ切テ出レハ云々

○黒革威腹巻
長門本平家物語云 橋合 戦條 宮の御方に三井寺のあく僧つゝゐのしやう妙めいしゆんといふ者自門他門にゆるされたるものなり(中略)同宿二十よ人皆同じ色の褌衣の直垂にくろかはおとしのよろひきたりあしかる卅よ人同黒かはおとしのはら巻きて橋の上へあゆみむかひて申けるは云云
源平盛衰記云 金剛力 士條 下僧ニハ金力上一上万金儘地圓覺一
夜叉門能即已上七人此等モ皆黒革威ノ腹巻ニ手鉾長刀持タリケリ

○黒革胸丸
るほし折雙紙云くまさかの太郎はくろかはのとう丸著かみをはつとみたしなきなたをひきすりたいまつをふりたて人はないそたゝまいれまいれやゝとけちをなす
奥羽永慶軍記云 鶴内坂 合戦條 久茲備前守黒皮ノ胸丸ニ八方頭巾ノ緒ヲシメ栗毛馬ノ一二三行ニ打乗一陣ニス、ミ出大音聲ニテ日來音ニ聞ツル氏卿ノ者共ニ手並ノ程ヲ見セヨアレ遁スナト下知ヲシテ究竟ノ若者百餘騎ヲ勝テ馬ノ鼻ヲ雙へ拔連テ切テ懸ル

國府盛衰記云かゝりける處に大御所様は北條を御目にかけ其ひまを見給ふにたけ七尺におよひたるをのこくろかはおとしの腹巻に半月うつたるむしや一人五尺三寸ぬき持て大音あけてよはゝるやう北條殿の御内にあんととうと申者はをそれにて候へとも御所様の御あひてにまいりあはんと云ひ捨御前にはせ來たる云々
平治物語云 主上六波羅 行幸の條 館太郎貞康黒革のはらまきの上に牛飼裝束して御車を仕る云々
鴉鷲物語云山鳥太郎は黒革の腹巻のいかにも毛きれのしたるに三まいしころのかふとのをゝしめ云々

○黒革具足

奥羽永慶軍記云 羽黒奥秋田雄執 敵味方ノ兵船漕亂レ入違ヒ散々ニ相戦フ羽黒ノ先手壽明院經堂院金剛坊大日坊不動坊觀音坊ノ衆徒等三百人鎗長刀ヲ持テ命モ不レ惜突合タリ中ニモ若王寺ノ船ヨリ主ハ不レ知ソノ長五尺餘ノ山伏三人黒皮ノ具足ノ上ニ袈裟カケテ甲ヲハ不レ著頭巾冠リテ額巻シ熊手ヲ以男鹿日積寺カ船ニ引カケ乗移リ散々ニ突テ廻レハ此船中ハ殘リスクナニ討レタリ

又云 千安十五里合戦 越後勢ステニ千安十五里原ニ充滿シタルト聞ユ迎モ持難キ城中ニ籠リテ何かセン中々田頭ニ出テ花

ヤカニ討死セント云ハ草岡最ナリト答フ東禪寺ハ黒皮ノ具足甲ニ圍ノ前指物シテ茜染ノ袖ノ羽織ヲ著ニ尺一寸ノ太刀ヲ佩キ五寸ニ餘リケル鹿毛ノ馬ニ打ノツタリ

○荒革黒鏡

東亂記云 小弓藏明合戦 小田原勢ノ中ニ安藤ト云者荒皮ノ黒キ鏡ニクサリシコロノカフトニ鉄形打テキタリケルカ云々

○黒鏡

關東兵亂記云 權現山合戦 神奈川ノ住人間宮ノ某ト名乗テ黒鏡ニ四ツ目結ノ笠シルシ瀧風ニ吹カサシ木戸ヲ開ヒテ切テ出云々

松隣夜話云信玄ノ旗本騒キ立大將ノマシマス處モ不レ知

謙信モ猶以テ深ク働キ一所ニ居玉ハス依レ之六人ノ力士トモニ自身ノ敵ニ透ラ不レ得シテ在所ヲ失謙信一騎ニ成テ馳巡ル處ニ黒キ鏡ニ香染ノ頭布ヲ手ニ掛タル法師武者三人一所ニ立侍念殊十人計リ打圍ンタル有リ云々

○黒具足

會津陣物語云前田慶次郎利大ハ黒具足ニ猿皮ノ投頭巾ヲカフリ猩々皮ノ廣袖ノ羽織ニ背ニ金ノ切裂ニテ成兩筋ヲ縫云々

奥羽永慶軍記云 北條氏康下野出陣 會津須賀川鹽松赤坂田村一同

ニ呼テカ、レハ南方勢崩レテ追討ニソセラレケル爰ニ佐竹ノ郎等車丹波守カ一族主馬ト云者引殿シタル敵一人討取次ニ黒具足著タル武者ノ腰指ヲ奪ヒ取云々

○荒革鏡

南都本太平記云 軍吹時 彌津小次郎ハフスヘ皮ノ鏡ニ同毛ノ兜著テ七ツ物山ノ如クニ取附テ云々

○黒皮腹巻

應仁記云爰ニ四國住人一宮入道勝梅勝元ノ前へ參リ申ハ(中略)其打負打死仕候ハ、御支度可有ト荒言吐テフスヘ革ノ腹巻ニ同毛ノ五枚甲ニ高角打テ居頭ニ著云々

名目に備ふるのみ

○銀具足

會津陣物語云芋川縫殿介ハ二ノ手ノ大將ナルカ銀ノ具足甲ニ鷲ノ義毛ノ纒ニ銀ノ中タリヲ出シテサシケレハ毛早ニソミヘタリケル

明徳記云御所ノ其日ノ御裝束ニハ熊ト小袖ヲハ不レ被レ召フスヘ皮ノ御腹巻ノ中ニタ通黒皮ニテ威タルヲソ被レ召タリケル同毛ノ五枚甲ノ緒ヲシメ云々

○濃薫皮腹巻

鴨將物語云野伏ノ大將をは雀の藤太承てこきふすへ皮の腹巻に法師甲に柿色の弓小手さして赤染の弓秋二毛乃宋をかるやかにおひなし一族若黨引つれておとり出云々

○鍔革鏡

難波戦記云 水野勝成與明石金登合戦 城兵薄田隼人正金ノ半月ノ差物シシホ皮ノ鏡キテ十文字ノ鎗ヲ以テ本多勢ヲ十人計突キ落ス

○鍔革包鏡

難波戦記云 八幡山合戦 薄田ハシホ皮包ノ鏡ニ星冑ノ緒ヲシメ十文字ノ鎗ヲ持黒ナル馬ノ太ク逞シキニ黒鞍置テ紅ノ鞆ノ燃立計リナル夕日ニ輝シテソ乗タリケル

○カシラ威

武者物語云五色のたくはくむねの上を革にて包たるをかしらすといふ 按、和鎧集

按、この書説く所皆妄説にして信用すへからすといへともかしらをとしの事他書に所見なし姑く與て一ツの

武家名目抄稿第二百五十二册

塙檢校保己一編

甲冑部 十二

○卯花威鎧

保元物語云白河殿 攻藤原しなの、國の住人ねの井大彌太あひすりの直垂に卯の花おとしのよろひにはし白の甲をきさめなる馬に乗たるか云々

義經記云つきのふ兄弟御 とふらひの條はうくわんいせの三郎をめてして小

さくらおとし卯の花おとしの鎧を二人に下されけり

ますか、み云村雨の巻花山院の大納言もろかたを山へつかわ

して忍で御門のおはします由にもてないて彼兩法親王こ

とをこなひ給つ、六はらの兵ものとものかこみをもふせ

かせ給その日は大納言も大たうの前座主の宮もうるはし

きもの、ふすかたに出た、せ給ひ卯の花をとしのよろひ

にくわかたのかふと奉りて大矢おいてそおはする

太平記云八幡合 戦條土岐悪五郎ハ其比天下ニ名ヲ知レタル大

力ノ早ワサ打物取テ達者也ケレハ卯ノ花威ノ鎧ニ鍬形打

テ水色ノ笠符吹流サセ五尺六寸ノ大太刀拔テ引側射向

平治物語云義兵傳 九郎御曹司は秀衡か許におはしけるか

佐殿すてに義兵をあげ給ふと聞へしかはうち立給ふにひ

てひらこん地のにしきの直垂にくれなぬすこの鎧こか

ね作の太刀をそへて奉る云々

判官物語云判官吉 野落條判官そのけのしやうそくにはあかちの

にしきのひた、れにくれないすそのよろひにしらほし

のかふとのを、しめこかねつくりのたちはき云々

吾妻鏡云文治元年二月十九日先帝令、出、内裡御前内府

又相率一族等、浮、海上、廷尉、著、赤地錦直垂、紅、相、率、田、代、冠

者信經三人等、馳、向、江、一

太平記云箱根竹下 合戰條中ニモ道場坊助注記祐覺ハ兒十人同宿

三十餘人紅下濃ノ鎧ヲ一様ニ著テ兒ハ紅梅ノ作り花ヲ一

枝ツ、甲ノ直額ニ挿タリ

○唐紅下濃著長

長門本平家物語云屋島合 戦條こゝに總門の前にまさきかけて

武者こそ一き出きぬれあかちのにしきのひた、れに唐紅

裾濃のきせなかに鳥くろなる馬の六寸はかりなるにきふ

くりんのくらをきて跡せてこそ出來たれ(中略)平家のか

たにはおもふところに船方にむかひて一院の御つかひけ

ひいし五位尉源義經とそ名のりたる

ノ袖ヲ振カサイテ云々

文正記云甲斐總領千菊丸卯花威鎧綿上抓抛ニ掛肩上ニ

別所長治記云神吉城 攻條大手ノ矢藏ノ屏不レ殘開カセ年來廿

八九ノ男卯ノ花威ノ鎧キテ甲ヲ卸テ童ニ持セ皆紅ノ扇開

テ大音アケテ名乗ケルハ當城ノ大將ノ神吉民部少輔ト云

者也云々

矢島草紙云大將とおほしき人のはたには何をかめされけ

ん大くちのそはたか、とおつ取て卯の花をとしのよろ

ひをめしないうちゑほしをつこふて白あやた、むてはち

まきにむすとしめ云々

軍陣圖書云卯花おとしはかつ色のことなりかつ色とは白

絲の事なり色絲にていろへたるなり

金言和歌集云夏の歌の中によみ人しらす

ちりく、にならば陣屋のかきほまで卯花おとしぬきや

すてまし

○下濃鎧

尺素往來云其威卯花威小櫻威鳩威火威等革威黃楯句裙索

目逆剪草肩白裾濃或取妻或取腰色々草至ニ于唐綾

練緯 都合十領

○紅下濃鎧

○紫下濃鎧

平治物語云細期 義兵并 平家對治條九郎御曹司ハ秀衡カ許ニオハシケ

ルカ佐殿既ニ義兵ヲ舉給フト聞ヘシカハ打立給フニ秀衡

紺地錦直垂ニ紅下濃鎧紅京師本 伊勢金作太刀ヲ添テ奉ル馬ハ

御用ニ隨テ召ルヘントソ申ケル

異本平治物語云内裏勢 揃條あくゑもんかみのふよりきやうは

しやうねん廿七あかちのにしきのひた、れにむらさきす

そこのよろひに菊の丸を黄にかへしたるすそかなものを

そうちたりけるこかねつくりのたちをはきしよんでんの

かくのまのなけしにより給へり

平家物語云河原 平條九郎御さうしよしつねの其日のしやうそ

くにはあか地のにしきのひた、れにむらさきすそこのよ

ろひきてくはかたうつたるかふとのを、しめ云々

源平盛衰記云屋島合 戦條判官ハ紺地ノ錦ノ直垂ニ紫裾濃ノ鎧

ニ鍬形打タル白星ノ甲ニ濃紅ノ布露カケテ廿四指タル小

中黒ノ征矢ニ金造ノ太刀ヲ帶キ云々

太平記云關東大勢 上落條長崎悪四郎左衛門尉ハ別シテ侍大將ヲ

承テ大手ヘ向ヒケルカ熊己カ勢ノ程ヲ人ニ被レ知トヤ思

ケン一日引サカリテ向ヒケル其行装見物ノ目ヲソ驚シ

ケル(中略)額額ノ鎧直垂ニ精好ノ大口ヲ張セ紫下濃ノ鎧

ニ白星ノ五枚甲ニ八龍ヲ金ニテ打テ著タルヲ猪頭ニ著成シ云々

庭訓往來云次武具事雖見苦敷候紫裾紅絲綴青黃絲綴卯花威黒絲綴云々按紫裾の下綴字ヲ脱せるにやあらん

鎌倉大草紙云結城藩城條今度打取所の首とも同十七日著到を付られ實檢を遂らる總大將上杉兵庫頭清方小具足計にて出給へは侍所長尾出雲守憲景紫下濃の鎧に鍬形の五枚甲云々

富樫記云政親御年積テ卅四長ノ高六尺八寸如丈六仁王ノ荒作也紫下濃ノ御著長四人持アルヲ取テ引掛洵テ上帶丁ト縮門毛ノ四方白ノ甲ニ大鍬形打猪頭ニ著成

○紺下濃鎧

天正本太平記云關東大勢上落條中ニモ長崎惡四郎左衛門尉ハ別シテ侍大將ヲ承テ大手ニ向ヒケルカ態ト己カ勢ノ程ヲ人ニ知レントヤ思ヒケン一日引サカリテソ向ヒケル我身ハ其次ニ額額ノ鎧直垂ニ精好大口ヲ張セ紺下濃ノ鎧ニ白星ノ五枚甲ニ八龍ヲ金ニテ打テツケタルヲ猪頭ニ著ナシ云云

○端下濃鎧

源平盛衰記云水島越中二郎兵衛盛次ハ重目結ノ直垂ニ耳地ノ錦ニテナタ、レタル萌黃句ノ絲威ノ鎧ニ金伏輪ヲ係タリ連錢葦毛ノ馬ノ太ク逞ニ鱗係地ノ黃伏輪ノクラ置キタリ

○萌黃句鎧

半井本保元物語云白河殿夜討條伊藤六當年十七死生不知の兵なり萌黃句の鎧に三枚兜に染羽の矢負三所藤の弓持鹿毛なる馬に具鞍置て云々

平治物語云源氏勢揃條ゑちこの中將なりちかはこん地のにしきの直垂にもえき句ひの鎧をしのすそかな物うつたるに長ふくりんの太刀をはきたつかしらの甲をきける云々
平家物語云宮の御さこの條あしか、其日のしやうそくにはくちはのあやのひたれにもえきにはひのよろひきてたかつのうつたるかふとのを、しめ云々

源平盛衰記云敦盛亡條無官大夫敦盛ハ紺地錦ノ直垂ニ萌黃句ノ鎧ニ白星ノ甲著テ滋藤ノ弓ニ十八差タル護田鳥尾ノ矢鶴毛ノ馬ニ乗給ヒ只一騎新中納言ノ乗給ヒヌル船ヲ志テ一町ハカリ游ヒテ浮ヌ沈ス漂ヒ給フ

又云能成紫ノ取染ノ唐綾ノ直垂ニ萌黃句ノ鎧著テ白葦毛ノ馬ニ乗リケルニ判官ノ後ニウチタリ
承久記云京方ヨリ赤地ノ錦ノ直垂ニ萌黃ニホヒノ鎧スソ

坐滋ノ冑ヲ著セリ

會津陣物語云城ノ大將里見越後守耳坐紺ノ鎧ニ月毛ノ馬ニ乗先陣ニ進下知シケル

○紺村濃鎧

長門本平家物語云熊谷平山城戸口寄條熊谷二郎直實は褐衣の冑ひたれに紺村濃のよろひに紅の母衣かけてこんたくり毛と云馬に黒鞍をきてそのりたりける

○句威

甲様抄云何れの色にても下よりも又中より上下へも中より左右へも肩妻へも薄く句はするなり○下濃の所にこうとは其色の濃き謂れなり濃からぬは句ひなり
又云妻はかりも肩はかりも妻肩を分て縫かけにも威すに色々の絲をかんとりにして互に句はするなり

○萌黃句絲威鎧

長門本平家物語云頼朝追討條權亮少將維盛は赤地のにしきのひたれ大きくひはたそては紺地の錦にていろへたるもえきにはひのいとおとしのよろひに連錢葦毛なる馬のふとくたくましきにかかけ地の金覆輪の鞍をきて乗たりけり

源平盛衰記云道討條維盛ハ赤地ノ錦直垂ヲ大頭端袖ハ紺

金物打タルニ白星ノ甲キリフノ矢負テ紅ノ母衣懸白葦毛ナル馬ニ乗タル上藤君トノ人ト見ル所ニ是ハ右衛門佐朝俊也

志田草子云女房是をみて子共か軍の、きにうしろつめしてとらせんとてかついたきぬきつとおろせはしたはむしやにいてたつたり紅のはかまのしたにひさよろひにすねあてしもえきにはひのよろひ著たけなるかみをかうわにすへ大夫かこのみしつけのほうをしはしかせとてうちかたけ云々

甲様抄云萌木櫃のにはひは春の芽出し秋の黄葉に丹色いろを負ふをとるなり萌木も櫃も薄色よりいろいろの薄きに移るも濃きに移るも又妻へも肩へもにははするなり

○萌黃句腹卷

平家物語云信連合戦條信連か其夜の裝束にはうすあをの狩衣の下に萌黃句ひの腹卷をきて衛府の太刀をそ帶たりける

ゑほし折云たしかにうしわかとの御むさうの有けるものをとおほしめじもとのさしきに御歸りありもえきにはひのはらまきをくさすりなかにさつくとめし

○萌黃句小腹卷

承久記云治部次郎アノ壽王ニ物具セサセヨト云ケレハヤ
カテチャウケンノ直垂小袴ニ萌黄ニホヒノ小腹巻ニ十五
サシタルソメ羽ノ矢シケ籐ノ弓ヲソモタセタル

○黄櫨句鍔

平治物語云得賢門左衛門のすけしけもりは生年廿三今日
の大將なればあか地のにしきのひたれにはしのはひ
のよろひにてふのすそかな物うつたるにたつかしらのか
ふとのを、しめ小からすといふ太刀をはききりふの矢お
ひしけとうの弓持てきつきけなる馬に柳さくらすりたる
かひくらをかせてのり給へり(中略)此手の大將は誰人そ
なのれきかんかう申は清和天皇九代のこうゐん左馬の
かみ義朝のちやくし鎌倉の悪源太義平と申者なり生年十五
さいむさしの大藏の軍の大將としておも帯刀の先生よし
かたをうちしよりこのかた度々の合戦に一度もふかくの
名をとらす年つもつて十九さいけんさんとて五百きのみ
ん中へわつて入西より東へおひまくり北より南へおひま
はしたてさま十文字に敵をさつとけちらしてはむしや共
にめなかけそ大將軍とくんでうてはしのはひのよろひ
にてふのすそかな物うつてきつきけの馬にのつたるこそ
重盛よをしならへてくんでおち手とりにてせよとけちすれ

其身數ナラネハ名ヲ知人ヨモアラシシハ足利殿ノ御内ニ
設樂五郎右衛門尉ト申者也

○紫匂胴丸

萬松院穴太記云卯月廿七日には有春卿に仰て喜見城泰山
府君の星を祭らせけり土御門の祭壇に棚を構へ幣帛をた
て、祭文をよみ上たり寶物には紫にはひの胴丸の花やか
に威したるに同じけの兜の星迄にもてりかかやきて歸敬
のまことをあらはし如在の禮を専らとして壽算長久と祈
り奉

○端匂

長門本平家物語云水島合のりつねの給ひけるは(中略)船
軍はやうあるものなりとて唐菘染の小袖に精好の大口に
黒絲威の鍔のすそくれなゐに端にはひしたるを著て云
云

は云々鎌田兵衛のはさしと十三束取てつかひよつ引てひ
やうとはなつ重盛のいむけの袖にはたとあたつてとひか
へるやかて二の矢をいたりければをしつけにちやうとあ
たつてのかつきくたけておとりかへれり悪源太是は閉ゆ
るからかはと云よろひこさんなれ馬をいておらん所をう
てとけちせられければ又よつ引ておひかけさまにはつ
かくる、程いこみたり

長門本平家物語云殿上關唐皮小鳥といふ鍔太刀は清盛に
さつげらるくたんのからかはと申は(中略)はしのはひ
の裾かな物にしてしろく黄なる蝶をうちたり件の毛はいと
おとしにはあらずかはおとし也うらをかへして見れば虎
の毛所々にあいのこれり故に其名をはからかはとそなつ
けられし云々按、全文は唐皮の條に引たり又源平盛衰
紀第四十唐皮小鳥拔丸の條にも見たり
判官物語云土佐坊細川きさん太はうの花かきのさきをつ
つとおりていつみ殿のえんのきはをにしみかをとさして
そ出にけるこゝにきつきけなる馬にのりたるものはし
にはひのよろひきて馬にいきをつかせてゆつえにすかり
てひかへたり

太平記云六波羅爰ニ官軍ノ中ヨリ櫛匂ノ鍔ニ薄紫ノ母衣
懸タル武者只一騎敵ノ前ニ馬ヲ懸居テ高聲ニ名乗ケレハ

武家名目抄稿第二百五十三册

塙檢校保己一編

甲冑部 十三

○肩白鍔又稱片白

長門本平家物語云石橋合大はかいひけるはさなたはあし
けなる馬に乘たりつるかかたしろのよろひにすそかなも
のうちてしろさほろかけたりつるそそれをしるしにてか
まへてくめとそ申ける

○肩白赤威鍔

吾妻鏡云文治元年四月廿六日己卯今日前内府已下生虜
依ノ召可ニ入洛之間法皇爲ニ御覽ニ其體ニ密々被レ立ニ御車
於ニ六條坊城ニ云々申刻各入洛(中略)土肥次郎實平在ニ車
前ニ伊勢三郎能盛肩白赤威鍔在ニ同後

○赤威肩白鍔

源平盛衰記云石橋合真田與一義貞赤威肩白鍔ノスリ金物
打タルヲ著テ妻黒ノ箭負ヒ長援輪ノ劔ヲ帶ケリ折鳥帽子
引立テ弓ヲ平メ腕キテ將軍ノ前ニ平伏セリ
又云水島上總五郎兵衛忠清ハ縫摺ノ直垂ニ赤威肩白ノ鍔

ヲ著タリ

○赤革肩白鍔

梅松論云少貳か宗徒の家人櫻庭の彈正左衛門尉赤皮の肩白の鍔に月毛なる馬に乗て少貳に向て申けるは爰は討死有へき所にて候へは御先に立候とて河を渡す

○紫絲肩白鍔

相國寺堂供養記云路次行列先陣隨兵三番粟飯原九郎左衛門尉平將胤紫絲肩白朽葉直垂文根篠丸刀太刀金作馬鹿毛鞍製地白鍔上帶引貫熊皮

○萌黃絲肩白鍔

相國寺堂供養記云路次行列先陣隨兵四番佐々木三郎左衛門尉高光萌黃絲肩白地紅直垂生織物文四月結馬鹿毛鞍白鞍上帶不引貫太刀刀金作

○黑絲肩白腹卷

宮裡記云六月五日申刻ノ終ニ越中ヨリ武者一騎出來リ黑絲ノ腹卷ニ肩白ニ威シテ下金物重打責胸板星白ノ甲ニ鍔形ヲ打居頸ニ著成

○黑革肩白腹卷

蟠川親元記云文明十年八月廿三日壬子八郎殿御出仕八今出川殿様御書御太刀行平置御腹卷黒革

○紅絲肩紫腹卷

光源院殿御元服記云天文十五丙午歲十二月廿二日彈正少弼定頼旅館へ御成有之式三獻之時御太刀一腰御腹卷一領紅絲肩紫進上新將軍へ

○紅紫腹卷

三好義長亭御成記云進物目録御太刀一腰友成御腹卷一領紅紫

○紺絲肩紫紅腹卷

光源院殿御元服記云天文十五丙午歲十二月廿二日彈正少弼定頼旅館へ御成有之式三獻參御太刀一腰御腹卷紺絲肩紫紅進上大御所へ也

○黑革肩淺黃腹卷

蟠川親元記云寛正六年十二月廿日巳上様御産所より還御(中略)進物先若君様へ御劔白御鍔御弓征矢御馬月毛御鞍被之以上此分則又自若君様此色に御所様へ御進上物に成公方へ御劔黒御小袖五重相原御劔白御腹卷黒革肩淺黃

○萌黃絲片赤具足

武家儀式云康正二年七月二十六日義政御拜賀御時侍所隨兵馬打次第一番多賀四郎右衛門尉具足萌黃絲片赤

○黑絲片唐紅具足

武家儀式云康正二年七月廿六日義政御拜賀御時侍所隨兵馬打

飯尾宅御成記云進物注御太刀一腰宗國御腹卷一領黒革

○匂肩白胴丸

曾我物語云ふしのぶかそのほか一人たうせんのつわもの六七百人御むまのまはりと見えたりしその中にことにくれて見えたりしは五郎まるなり匂肩白のとうまるに一尺八寸の太刀さし云々

○白絲肩赤鍔

貞順記云細川右京大夫殿え御成の進物御注文致進上候其認様此分也初獻御太刀一腰白御弓征矢御鍔一領白絲御馬一疋栗毛御鞍

○黒革肩紅腹卷

蟠川親元記云文明十五年六月廿七日戊子就今度御作事以下惣御奉行之御禮御太刀宗貳千疋御馬黒印仍召御拜領御太刀元御馬在月毛印御腹卷一領黒革

大永三年伊勢守貞忠亭御成記云御進物目錄御太刀一腰宗國御腹卷一領黒革

○紅絲肩紫鍔

光源院殿御元服記云天文十五丙午歲御元服當日十二月十九日(中略)定頼進上折紙目錄也御弓征矢ハサ砂金十兩包金同白御鍔紅絲御馬一疋栗毛元遣朝臣被之

次第(中略)三番下河原周防守具足黒絲片唐紅

○黒革片淺黃白絲具足

武家儀式云康正二年七月廿六日御拜賀御時侍所隨兵馬打次第四番多賀彦左衛門尉具足黒革片淺黃絲白絲

○淺黃絲片紅具足

武家儀式云康正二年七月廿六日義政御拜賀御時侍所隨兵馬打次第五番母里左京亮具足淺黃絲片紅

○黒革片白絲具足

武家儀式云康正二年七月廿六日義政御拜賀御時侍所隨兵馬打次第七番多胡宗次郎具足黒革片白絲

○淺黃絲片赤具足

武家儀式云康正二年七月廿六日義政御拜賀御時侍所隨兵馬打次第十九番松田勘解由左衛門尉具足黒革片淺黃絲

○黒革片淺唐紅具足

武家儀式云康正二年七月廿六日義政御拜賀御時侍所隨兵馬打次第二十番土橋修理亮具足黒革片唐紅

武家儀式云康正二年七月廿六日御拜賀御時侍所隨兵馬打次第廿一番佐方九郎具足洗革片赤絲

○黒革片茜具足

武家儀式云康正二年七月廿六日御拜賀御時侍所隨兵馬打次第廿四番南宮藏人具足黒革片茜絲

○黒革中白具足

武家儀式云康正二年七月廿六日御拜賀御時侍所隨兵馬打次第廿七番山田彦左衛門尉具足黒革中白絲

○萌黄ニ中一通紫ニテ威タル鏡

金勝院本太平記云義貞自書義貞鏡ヲ著替へ給フ其時ノ裝束ニハ白帷ニ精好ノ大口葛地ノ直垂ニ萌黄ニ中一通リ紫ニテ威シタル鏡ニ大中黒ノ征矢三十六指タルヲ答高ニ負ナシ云々

○二引兩ヲ中一通威タル鏡

天正本太平記云官軍文六懸所ニ二引兩ヲ中一トヲリ威タル鏡ニ鹿毛ナル馬ニ騎五尺餘ノ太刀ヲ抜敵ノ前へ半町ハカリ馬ヲカケヨセテ高聲ニ名乗ケルハ天武天皇ノ末胤河内守惟常源ノ姓ヲ高階ニ移セシ大高大夫惟頼カ八代ノ後胤源家ニ身ヲ合セタル侍大高二郎重成トハ我事ナリ

○腰取鏡

○子持筋册丸

東遷基業云坂東城羽紫正則の軍士梶田新助子持筋の付たる册丸に大身の槍を持て七曲口の坂下にて敵五人と突合しか敵一人突伏て首をとる

尺素往来云甲之毛者小櫻成卯花威鶺威成緋威品革威黄楳句組素目逆剪草肩白齊濟威取_レ妻威取_レ腰色々之絲種々之革至_三唐綾練緯_二都合五十領

○妻取タル鏡

梅松論云かゝる所に頼尙は黄威の腹巻におなしけのつまとりたる袖付てを著たりける是は先祖武藤小次郎資頼文治五年の恩賞に頼朝より給たる當家重代の鏡と聞えける云々

太平記云山名右衛門佐為敵條赤松彈正少弼氏範ハ(中略)北白河ヲ

大路へ向テ歩マセ行處ニ洗ヒ革ノ鏡ノ妻取タルニ龍頭ノ甲ノ緒ヲ縮五尺計ナル太刀ニ振帶テ齒ノ直リ八寸計ナル大鏡ヲ振カケテ近付敵アラハ只一打ニ打ヒシカント尻目ニ敵ヲ睨テ關ニ落行ク武者アリ赤松遙ニ是ヲ見テ是ハ聞ル長山遠江守コサンナレ其レナラハ組テ討ハヤト思ケレハ諸鏡合テ跡ニ追著

相國寺堂供養記云後陣隨兵三番佐々木山内源三左衛門尉源義綱白絲四番赤松參河守源時則紫絲五番土岐伊勢守源光兼白絲云々

明德記云一色左京大夫ノ裝束ニハ赤地ノ段子ニテツ、ンタル金同ニ白絲ノ鏡ノ妻取タルヲ二兩重テ著給

武家名目抄稿第二百五十四册

塙檢校保己一編

甲冑部 十四

○唐錦威金札腹巻

たかたち草子云しけいへはめんほくにそのきせなか給はりぬ此度のつかれに二兩かさねむ事かたし御へむに是をとらするとてからにしきおとしこかねさねのはらまきをぬいて龜井にとらせけり

○唐綾威鏡

半井本保元物語云白河取テ義朝夜討ニセラルノ條八郎ハ白地ノ錦ノ直垂ニ唐綾威ノ冑ノ午時計ナルニ辰頭ノ甲キラメカシテ長履輪ノ太刀ハキテ山鳥ノ尾ノ藤ノ皮ニテハイタル矢廿四指タル云々

平家物語云橋合ちやくしいつのかみなかつなはあかちのにしきのひたれにからあやおとしのよろいきてゆみをつよくひかにかためにこれもかふとはさきさりけり

又云山門御木曾は赤地錦の直垂に唐綾威鏡著ていかものつくりの太刀をはき云々

長門本平家物語云 高倉院王子御位可付給條 行家ハ褐衣のよろひたたれに黒草おとしのよろひをきて右に候義仲は赤地錦のひたれにからあやおとしの冑をきて左に候けり

梅松論云其日は筑後入道妙恵が頼尙を以進上申たりし赤地の錦の御直垂に唐綾威の御よろひに御劔二あり一は御重代の骨食也

太平記云 住吉合 戦條 其次ニ一人是モ法師武者ノ長七尺餘モ有ラント覺タルカ阿闍了願ト名乗テ唐綾威ノ鎧ニ小太刀帶テ柄ノ長一丈許ニ見エタル鎧ヲ馬ノ平頸ニ引副テ少シモ不ニ疑議ニ懸出タリ

○紺唐綾威鎧

太平記云 赤坂合 戦條 朝霞ノ晴間ヨリ南ノ方ヲ見ケレハ紺唐綾ノ鎧ニ白母衣懸テ鹿毛ナル馬ニ乗タル武者一騎赤坂ノ城ヘソ向ヒケル何者ヤラント馬打寄セテ是ヲ見レハ人見四郎入道ナリケリ

又云 六波羅 改條 源氏ノ陣ヨリ紺ノ唐綾威ノ鎧ニ鍬形打タル甲ノ緒ヲ縮メ五尺餘ノ太刀ヲ拔テ肩ニ懸敵ノ前半町計ニ馬ヲ驅寄テ高聲ニ名乗ケルハ八幡殿ヨリ以來源氏代々ノ侍トシテ流石ニ名ハ隠レナケレ共時ニ取テ名ヲ被レ知ネハ爾ルヘキ敵ニ逢難シ是ハ足利殿ノ御内ニ大高二郎重成ト

○白綾腹巻

長享元年江州御勅坐在陣衆著到記云常徳院殿様御勅座之御出之事香之御袷に赤地の錦の桐唐草の御鎧直垂ニ御緑塗ニ白綾之御腹巻ニ御腰物ハ原藤四郎吉光也

○練貫威鎧

相國寺堂供養記云路次行列郎等三十騎皆總數鞍著ニ甲冑ニ譽田孫次郎練貫威

尺素往來云小櫻威卯花威(中略)色々之絲種々之革至ニ唐綾練緯ニ都合五十領云々

○練貫ヲ褐ニ染テ威タル鎧

異本明徳記云義弘カ其日ノ裝束ニハ練貫ヲカチンニ染テ威タル鎧ニ同毛ノ五枚甲ノ緒ヲシメテ二尺八寸ノ太刀ヲ帶キ

○小櫻革威鎧

吾妻鏡云壽永三年正月十七日丁未藤判官代邦道一品房并神主兼重等相ニ具廣常之甲一自上總國一宮歸ニ參鎌倉ニ即召ニ御前ニ覽被甲ニ皮威結ニ付一封狀於ニ高紐ニ武衛自傳被之給其越所ニ奉ニ祈ニ武衛御運之願書也云々

白石曰小櫻威トイフ物ヲ東鑑ニハ小櫻革威トシルシタリ藍革ニ小ナル櫻花ノ形ヲ染シヲ以テ威セシ也 (軍器考)

云者也

○紫下濃唐綾威鎧

平家物語云 つきのふか さいこの條 はんくはん其日はあかちのにしきのひたれたれにむらさきすそこからあやおとしのよろひきてくわかたうちたるかふとのを、しめこかねつくりのたちをはき云々

○萌黃唐綾下紅威鎧

長門本平家物語云 義經始 院參條 義經赤地錦のひたれ萌黃のから綾裾紅綴の鎧に鍬形うちたる甲をはきすしてもたせたり

源平盛衰記云 義經院 參條 赤地錦直垂ニ萌黃ノ唐綾ヲ疊テ坐紅ニ威タル冑ヒ著テ鍬形ノ甲下人ニモタセテ後ニアリ

○白綾威鎧

北條家本太平記云 正成披見天王 寺未來記條 元弘二年八月三日楠兵衛正成住吉ニ參詣シ神馬三匹コレヲ獻ス翌日天王寺ニ詣テ白鞍置タル馬白輻輪太刀白綾威鎧一領副テ引進ラス

○白綾威腹巻

應永記云義弘入道其日ハ白綾綴ノ腹巻ニ年來秘藏ト聞ヘタル鶴毛ノ馬ニ金覆輪ノ鞍置テソ乗タリケル冑ヲハ態ト不著シテ下人ニ是ヲ持セタリ

貞丈曰小さくるといふは染革の名也藍にて染て小さく櫻の花の形をいくらも並へて白く染出したる革也此革を細く截ておとしたるを小櫻革威といふなり東鑑にも小櫻革おとしとあり小櫻革おとしといひては長きゆへ革の字を略して小櫻おとしともいふなり盛衰記などにも小櫻おとしといへり革おとしに小櫻おとしといふはなきことなり 近世の説に練威とすは妄説なり 小櫻威のさま飛騨守惟久か盡し奥州後三年合戦の繪巻物に見えたり又白石先生の京都にて見し古鎧の威毛をうつせし繪圖にも見えたり (平義器談)

○小櫻威鎧

吾妻鏡云承久元年正月廿七日戊子今日將軍家右大臣爲ニ拜賀ニ御ニ參鶴岡八幡宮ニ云々隨兵小笠原次郎長清 甲小櫻威式部大夫泰時 櫻云々

判官物語云 忠信殿 後條 よしつねかすみならしたる所々天まのすみかとならん事うかるへしぬしのためにおもきかつちうをおきつればまもりと成てあくまをよせぬ事の有成そとてこさくらおとしのよろひに四はうしろのかふと山鳥のはのや十六さしてまるきのゆみ一ちやうそへておかれたり

嘉吉物語云城中に火をかけて腹をきらんとしたりしか何とかおもひけんこさくらおとしのよろひをきておなし毛の五まい甲の緒をしめ八尺あまりのしらえの長刀つるにつき南むきの勢櫻にあかり大音あけて申やう是は赤松との御内に安積と申てかたしけなくも普廣院との御くひをたまはりたるものにて候云々

賀越園諍記云加賀越中龍登一寄手ノ方ヨリ月毛ノ馬ニ乗リ小櫻威之鎧著テ六尺有餘ノ法師武者眞前ニ懸出テ甲斐ノ法華院ト名乗テ出

按、此絨を普通に小櫻威といふ藍文なるもあり藍地なるもありそれを又黄に染たるにて威したるは小櫻を黄にかへしたる鎧なといへる物也

○小櫻威腹巻

源平盛衰記云高綱渡宇 治川條信濃國住人根井大彌太行近ト名乗テ褐直垂ニ小櫻威ノ腹巻ニ洗皮ノ大鎧重テ三尺六寸ノ太刀ニ廿四サシタル黒ツ羽ノ征矢負テ黒油馬ノ太ク退ニ金覆輪ノ鞍置テ乗タリケル

○櫻威

吾妻鏡云文治元年十一月三日壬午前備前守行家櫻威 甲伊豫守義經等赴西海

る旗さしはさちんの直垂に小櫻を黄にかへいたる鎧きて黄瓦毛なる馬にそ乗たりける

源平盛衰記云源後河 合戦條行家ハ赤地ノ錦ノ直垂ニ小櫻ヲ黄ニカヘシタル冑著テ鹿毛ナル馬ニ黄伏輪ノ鞍置テ乗タリケル

又云頼政ハ丁七唱ト云者ヲ子細ヲ合メテ大衆ノ中へ使者ニ立ツ唱ハ小櫻ヲ黄ニ返シタル鎧ニ甲ヲ脇ニハサミ弓ヲ平メ神輿近ク参リ寄リ

白石曰小櫻ヲ黄ニ返シタルト云ハ彼小櫻ノ革ヲ黄ニ返シヌレハ藍ノ色ハ萌黄ノコトクニナリ花ノ形ハ黄色ニナレルヲ以テ威セシ也是等ノ鎧ハ飛騨守惟久カ後三年ノ戦ノ繪ニモコ、カシコ見エタリ(軍器)

貞丈曰小櫻を黄に染返せば藍の所は萌黄になり白き櫻の形は黄色なる也小櫻を黄に返したる鎧のさま後三年の繪白石の威毛の繪圖にも見えたり是また絲おとしにはなきなり(平義 器談)

○小櫻を黄に返したる腹巻

源平盛衰記云三位入 道勳條郎等ニ丁七唱遠江國住人草太ト云フ二人ヲ相具タリ唱ハ小櫻ヲ黄ニカヘシタル腹巻ヲキセ十六サシタル大中黒ノ矢ノ表ニ水破兵破ト云鐮矢ヲ指シ雷

按、さくらをとしといふこと諸書に所見なしあるひは疑ふ本文の字を脱せるにや

○小櫻を黄に返したる鎧

京師本保元物語云官軍方々 手分條大の男のねふりあつたましまことにあけなるか馬居とかうあるへかしけなるか一騎すゝみ出たりかちのひたれにこさくらを黄にかへいたる鎧著て黒ツ羽の矢をいふしまきの弓舉なるを持て黄瓦けなる馬のふとくたくましまきにしろふくりんの鞍おひてのつたりけり(中略)やまどの國の住人うの七郎ちかはると申ものにて候そとたからかにそ名のつたる

異本保元物語云主人とおほしきもの、大のおとこのつらたましまことにあけなけるかきすゝみ出たりかちんのひたれにこさくらをき返したるよろひきて

平家物語云みこしふ けん三位よりまさ大しゆの中へいひおくるむねありそのつかひはわたなへのちやうしつとなふとぞ聞えしとなふ其日はさちんのひたれにこさくらをき返したるよろひきてしやくとうつくりのたちをはき云々

又云二子息小次郎直家はおもたかを一しほ摺たる直垂に掛繩目の鎧きて西樓といふ白月毛なる馬にそ乗たりける

上叻ト云弓ヲモタセタリ

○藍白地ヲ黄ニ返シタル鎧

保元物語云官軍方々 手分條大將とおほしきもの褐の直垂に藍白地を黄に返したる鎧著て黒羽の矢負塗籠籐の弓を持黄河原毛なる馬に具鞍置て乗たりける宇野七郎源親治とて大和國與郡に久しく住していま武勇の名を落さす云々

○黄返鎧

長門本平家物語云義經四國 下向條九郎義經はあかちの錦のひたれに黄返の冑きて宿鶉毛なる馬のふとくたくましまかあくまで尾かみたくひたるか名をはあまくもと云にそのりたりける

○黄白地鎧

判官物語云住吉大物 合戦條かたおかしろきひたれにきしらちのよろひきてわさとかふとはささりけりおりるほしかけしてしらすのゆみわきにはさみて云々

○伏繩目鎧

保元物語云白河殿 攻落條かねこの十郎はしけめゆひの直垂にふしなほめの鎧きてかけなる馬に黒くらをいてのつたるか云々

平家物語云くまかへ二二 のかけの條しそくの小二郎なをいへはをも

たかを一しほすりたるひよれにふしなはめのよろひき
てせいろうといふしら月けなる馬にのりたりける

長門本平家物語云 木曾願 かくめいその日は褐衣のよろひ
ひたれに首丁頭ゆしてふしなはめのよろひにくろつは
の矢おひて云々

太平記云 神南合 山名か郎等因幡國ノ住人ニ福間三郎トテ
世ニ名ヲ知レタル大方ノ有ケルカ(中略)伏繩目ノ鍔ニ鍔
形打タル甲ヲ猪頭ニ著ナシ小跳シテ片手打ノ拂切ニ切テ
上リケルニ

賀越園諍記云 數地管生 黒坂勘解由左衛門尉景冬切テ出テ
節繩目ノ鍔ニ四方白ノ甲著タル武者ニ渡リ合暫ク戦ケル
カ云々

藤葉榮衰記云爲氏公ノ兵ニ白杵新左衛門トテ大方ノ剛者
裙繩目ノ鍔著テ三尺餘ノ太刀ヲ拔持テ云々

○伏繩目大鍔

太平記云 大渡山崎 武藏守師直カ内ニ野木與一兵衛入道頼
玄トテ大方ノ早業打物取テ世ニ名ヲ知ラレタル兵有ケル
カ同丸ノ上ニフシナハメノ大鍔スキ間モナク著ナシ獅子
頭ノ冑ニ目ノ下ノ頬當シテ四尺三寸ノイカ物作ノ大刀ヲ
ハキ大テ揚ノ腰當脇楯ノ下ヘ引コウテ柄モ五尺身モ五

と被申たりける兵衛佐とありあへず細目の色草こそ多
く候へと答たりければ大納言顔の色少し替りて物も宜
さりけり此大納言は平治の亂逆のとき信頼に同心して

六波羅へ召されしに鳴摺の直垂きて高小手に縛られ
て恥をさらしたりし事をおもひ出て細目にそへて申た
り云々伏繩目の鍔のさま後三年合戦の繪又白石の古鍔
威毛の繪圖にも見えたり近世絲威の事にいふ妄説なり

(平鏡)

春田延年云保元平家の二ツの物語盛衰義經太平三ツの
記共に伏繩目の鍔腹巻など見ゆれとも皆威といはざる
ものは其言の長きをもてなるへし 此等の書伏繩目とも節繩
目又細繩目とも記せり庭
訓往來も楯の字を用ひ異制庭訓には附子細目に作れり訓問集も亦然り
尺素往來には楯索目に作れり皆借用し文字なれば柔皮染法に其製法に
依て伏の字を用ゆるに從て伏
繩目と書して楯やかなるへき此物威へき料は細目の色草にて
あるなり 此名平家物語長門本
盛衰記共に見へり其草染へき事は柔皮染法に見
へて諸の色ありけり 右の書には細引目なるもの見え威となせ
しには是も亦伏繩目と云へき其圖に

併せ載せし細目色草引目
章共に温古案考合すへし
軍器考には後三年の繪に見えし白と淺藍と紺との筋あるを此物と定
め補正には楯の字となして楯は五倍子の事とす異制庭訓に誤りて五
倍子鐵漿染とし是も亦後三年の繪に見えし所にて其物なりとて軍器
考に載しをば威とそきたり補正の譯にはたゞ楯は五倍子に非る
よしを離して其章の事は詳かならず嗚呼此案傑の三子共に柔皮染法

尺ノ備前長刀右ノ小脇ニカイコミテ云々

○伏繩目腹巻 書寫山 らうそうのつかひをたてければひかし
判官物語云 炎上條 さかのうへにのそみてうしろのかたを見たりければ廿二
三はかりなるほうしのくろきころものしたにふしなわめ
のはらまきをきてそ出きたる云々

異本義經記云 鬼一法眼に かゝる所にたんかい出来るかれ
か其夜の出立にはこのむかちんの直垂に藤繩目の腹巻著
て赤銅作りの大太刀はき云々

新井君美云節繩目ノ鍔ト云フハ細目ノ色草ヲ以テ威シ
タル也此物マタ後三年ノ繪ニコ、カシコニ見エタリ 目
ノ色草ハ昔シ坂東ヨリ出シ其草源平盛衰記ニ見エタリタトヘハ幕ノ手
繩ト云物ヲ白キ背キ布ヲ繩合セシカ如クニ白キト薄藍ト紺トノ筋アル
染革(軍器
ナリ考)

貞丈云ふしの字文字をにこりていふは非なりすみでい
ふへしふし細目とは染草の名也その草紺薄青白の三色
を三重に並へて九折の形を一面に染たる物也右三色を
幕の手綱の色に比して細をふせたることくなる故伏繩
目と云又細目の色草ともいふ古坂東より出たりと見え
たり盛衰記云新大納言 成 法皇の御前にてたはふれてや
あゝいかに親信 坊中納言子 坂東にはなに事かある
の書を見られましかはかゝる偏見はあましましものを予か曾祖幸に
此書を得て傳しかは今其詳なる事を得たり其書何人の記にや巻末に
永和三年二月と記して押字而已あり(甲組類鑑)

○齒染革威鍔

平家物語云 楯合 けん三位入道よりまさばちやうけん
よろひひたれにしなかなはをとしのよろひ也けふをさい
ことと思はれけんかふとをはき給はず云々

源平盛衰記云 宇治合 源三位入道頼政ハ薄黒染ノ長絹ノ直
垂ニ品革威ノ鍔ヲ著今日ヲ限トヤ思ヒケン態ト甲ハ著ッ
リケリ此品革威トハ藍皮ニ文ニシタヲソ付タリケル
又云源兵庫頭頼政ハ赤地錦直垂ニ品皮威鍔著テ五枚甲ニ
滋藤ノ弓廿四サシタル大中黒ノ矢負テ宿禰白毛ノ馬ニ白
伏輪ノ鞍ヲキテ乘リ卅餘騎ニテ固タリ

新井君美云品革威トイフハ藍皮ニ紋ヲシタル也トイフ
事源平盛衰記ニ見エタリ (軍器
考)
貞丈曰品川とも書品革四名革此奈革なとも書也是皆
假字也本字は齒染革也藍革に齒染といふ草の葉を二つ
兩方よりたはめて形を丸くしたる文を白く染出したる
革なり彼文をいくらも並て染る也されはしたかはなれ
ともしたかはとはいひにくき故しなかはといひ習せり
たとな音相通也此しな革を細く裁ておとすを品川威と

云なり盛衰記に此奈草といふは藍草に紋にしたをそけ
けたりけるとあり一本に此奈の二字を一ツに見誤
草一名うらしろとも云正月祝に用る物なり品川威の繪
は白石の古鎧の圖にも見えたり又四名草支那草品川の
字に付て妄説多しとるにたらず(平義)

春田延年云齒染草威盛衰記に此奈草威とは藍草に文に
したをそ付たりけり印本に此奈を藍に作り又藍草に
文をしたるなりとあるは誤なり平家物語
には科草威と見え尺素往來には品草につくれり訓問集に
四名草に作る彼はみな借用し文字なり詮する所其文を名つけれ
は下學集に齒染の字見えしに依こそよからぬ此條も誤也と見合すへし
傳へ云鞍馬寺に齒染草威の鎧ありと白石小袖の圖に載られし物それ
なるにや其圖疑はしきことありぬれと夫を改んにいまた其物を
見ん疑あらはむなく愛に止れり予か見し古草は藍草に其圖出
し置ぬ(甲組類鑑)

○澤瀉威鎧

保元物語云義朝白河ちやくし中務のせうしけもり生年十九
殿夜討條さいあかちの錦の直垂におもたかおとしの鎧に白ほしの
甲をき廿四さしたる中黒の矢おひ二所とうの弓もちてき
かはらけなる馬に乗云々

○澤瀉威鎧

異制庭訓往來云蒙仰物具馬鞍等執備令進覽候輕微之
至其懼不少候百領并甲所威毛者卯花威洗革小櫻威標

尺素往來云其威毛卯花威小櫻威威火威等革威糖黃句栞
索目逆剪草肩白齊濃或取妻或取腰色々種々革至子
唐綾練緯都合五十領

○逆澤瀉威鎧

判官物語云土佐坊堀川
へ寄る條よしつねをまちつけよと仰られけ
りうけたまはり候とてきさんたまかりむかふに大ひきり
やうのひたれにさかおもたかのほらまききてなきなた
はかりおつとりえんのしもへとんており云々

○藤威鎧

吾妻鏡云建保七年正月廿七日戊子今日將軍家右大臣爲
拜賀御參鶴岡八幡宮御社參西越御出行列(中略)小笠
原二郎長清前小櫻
前威隱岐左衛門尉基行紅大須賀太郎道信
威
式部大夫泰時前小櫻
前威秋田城介景盛甲黒三浦小太郎時村
威河
越次郎重時紅萩野次郎景員
威各冑持一人張替持一人傍
頭所行但絲威今不令持張替

又云承久元年正月二十七日戊子今日將軍家右大臣爲拜
賀御參鶴岡八幡宮云々隨兵大須賀太郎道信甲藤
威萩野次
郎景員前威

建治三年記云十二月二日晴相大守賢息御元服(中略)御劍
前武御弓征矢大切奇
尾州御甲冑藤威相模民部大夫
越後左近大夫將監

色紺絲威黒絲黒草紫草萌木絲附子細目紫下濃面高絲威等
也

○萌黃ニ澤瀉威タル鎧

源平盛衰記云平家公
遠七條越前三位通盛ハ紫地ノ直垂ニ萌黃ニ
澤瀉威タル鎧ニ連錢草毛ノ馬ニ乗テ湊河ノ耳ヲ下ニ落給
フ

○逆澤瀉威鎧

京師本保元物語云白河殿
夜討條しけもりにおひては八郎かやさ
きを一防きふせかんとおもひきつたりこにかはねをさ
らすへしとてすみけり其出立はあかちのにしきのひた
れにさかおもたかのよろひのてうのまるのすそかなも
のしけくうつたるかしろふくりんかけたるにしらほしの
かふとくれなるのほろまつふくらにかけて云々
竹崎五郎繪詞云あしけなるむまにむらさきさかおもたか
のよろひにくれなるのほろかけたるむしやそのせい百よ
きはかりとみえてけふとのちんをかけやふりそくとおひ
おとしてくひ二たちとなきなたのさきにそつらぬきてさ
きにもたせてまことゆしく見えしに誰にてわたらせ給
るそすしくこそみえ候へと申にひこのくにきくちの次
郎たけふさと申すものに候

義貞記云上矢ノ鐺竹ノ根ヲ式トヌ又一説ニハ柸トモ云羽
ハ中白一説ニハ鶴ノ羽一ヲハ鶴ノ羽トモ云ヘリ大將軍ハ
四ツ五ツ侍ハ二ツ指ス也藤鬼ノ鎧弓ノ鳥打ニ長藤ヲ巻事
是大將軍ノ驗也以上三ヶ條ハ八幡殿奥州合戦ノ時被定
之

甲様抄云逆面高ヲ紫ニテ三下リモ威タルハ藤威なり

○鳩威鎧

平記云云新田義貞條
越前府城條船田長門守カ若黨葛新左衛門ト云者
川ハタニ打寄(中略)其瀬ノミ杜ラント云マ、ニ白蘆毛ナ
ル馬ニカシ鳥威ノ鎧著テ三尺六寸ノカヒシノキノ太刀ヲ
披甲ノ眞向ニ指カサシ云々

精進魚類物語云蛙大介鱗長か其日の裝束にはしかまのか
ちんの直垂に刺鳥おとしの鎧著同しもの五枚かふとに鷹
角うへてそ著たりける

尺素往來云毛者小櫻威卯花威威威威威威品草威云々

甲様抄云かんど威とはかのはたの根をとりて威す也今
は櫻鳥の色の如くにすれと昔は色々の絲をも色々の革を
も用也

○敷目鎧

判官物語云鈴木三郎高
館へ参る條よろひはあまたあり取らせんとて

數目にまきたるあかいとおとしのくつきやうのよろひと
りいたして下されぬ云々

太平記云 加六郎左衛門 加六郎左衛門敵外ニ引エタル程ハ態ト
アリ共被_レ知サリケルカ敵已ニ一二町ニ責ヨセタリケル

時金筒ノ上ニ火威ノ冑ノ數目ニ拵エタルヲ草摺長ニ著下
テ同毛ノ五枚甲ニ鍬形打テ緒ヲ縮熊野打ノ類當ニ大立物
ノ脇當ヲ脇楯ノ下マテ引籠テ云々

○色々威鎧

金勝院本太平記云 山徒攻 結城九郎左衛門尉親光ハ細筋ノ
直垂ニ色々威ノ鎧著テ以上百五十騎ニテ續タリ

按、世ニ段オトシト云モノカ

○間色威

弓箭記録云間色威事間色威モト口威口マ威云事ハ毛色々
ニ加テ威ス也此ハ龍鱗ノ色々表也毛ニ無ニ重代核有ニ重

代

○五音威鎧

弓箭記録云五音威鎧ノコハ青黃赤白黒ノ五色ニ青ニ薄色
ヲ添ヘ黃ニ薄色ヲ添ヘ赤ニ薄色ヲ添ヘ白ニ薄色ヲ添ヘ黒
ニ薄色ヲ添ヘタリ濃ハ體薄ハ用也香ハ體約ハ用也色々青
ニ通ス五色五音以テ同キ故也已上色々ノ音心秘也能ク

武家名目抄稿第二百五十五册

塙檢校保己一編

甲冑部 十五

○兜

和名類聚抄云冑說文云冑 音田和名 冑也

下學集云鎧甲二字義同然日本俗呼_レ冑爲_二冑讀_一大誤歟蓋
兜冑三字義同

奥州後三年軍記云さるほとに龜次が長刀のさきしきりに
あかるやうにみゆるほとに龜次兜きながら鬼武かなきな
たのさきにかゝりておちぬ云々

保元物語云 新院御所門々かた 爲朝は七尺計なる男のめかど
二つされたるかかちんに色々糸をもて獅子の丸をぬふ
たるひたれに八龍といふよろひをにせしりきからあ
やをもておとしたる大あらめのよろひはしの金物うつた

るをさるまゝに三尺五寸の太刀にくまのかはのしりきや
入五人はりの弓長さ七尺五寸にてつくうつたるに卅六さ
したるくろ羽の矢おひ甲を八郎等にもたせてあゆみ出た
るていはんくわいもかくやと覺へてゆゝしかりき

口傳之

○藤本絲威鎧

謙信家記云 加州松任 信長謙信ノ使者ニ對面有テ(中略)某
ハ西國輝虎ハ東ヲ治日本國ヲ兩航ニテ異見仕公方様ヲ取
立可_レ申ト宣テ使者ノ者ヲ様々モテナシ左文字ノ刀皆ク
クホクノ絲ニテヲトシタル鎧一領被_レ下テ罷歸ル也

又云 始河原 かねこの十郎はしけめゆひのひたれに
ふしなはめのよろひきてかけなる馬に黒くらをいてのつ
たるか矢たねは皆いつくして太刀をぬいてまつかうにあ
てむさしの國の住人かねこの十郎いへた、十九才いくさ
はけふそはしめなる御さうしの御内に我と思はん兵は出
あへやとそなのりける八郎のたまひけるはにいくかうの
者我矢ころによつてひかへたり只一矢にいおとさんと思
へ共あまりにゆゝしければ誰か有あれひつさけて參れ一
めみんと有しかはもくらんちのひたれに紫かはのはら
巻きくりける馬にのりたかまの四郎となつておしな
らへてくんでおつたかまは兄弟共に聞ゆる大方なるをい
へた、うへになつておさへてくひをか、んとする所に高
間三郎おちかきなつて弟をうたせしとかねこか甲を引あ
ふのけくひをか、んとしけるを下なるかたきの左右の手
をひさにてしきつめ上なるてきのゆん手の草すり引あけ
よりかへしてつかもこふしもとをれ、と三刀さしてひ
るむ所に下なるてきのくひを太刀のさきにさし上てこの
ころおに神と聞へ給ふつくしの御さうしの御前にて高間
四郎兄弟をはいへた、うち取たりとそよは、りける

半井本保元物語云清正ハ大炊御門ヲ西へ逃へキ物カ主ノ

前へ敵ヲオヒキ入レン事惡ナント思ケレハ東川原ヲ三町計ソ遊タリケル敵ノ引返ルヲ見テ河ヲ馳渡テ上リニ下野守ノ前ニ走セ參シ馬ヨリ飛テ下リ甲ヲヌキ高紐ニ懸弓脇挾ミアエクアエク申ケルハ正清東國ニテ數度ノ軍ニ逢テ候へ共是程ニ馬ノ足蹶ク軍立ケワシキ敵ニマタ合候ス云云

平家物語云 はしかつ せんのかつ ちやくしいつのかみなかつなはあかちのにしきのひたゝれにからあやおとしのよろひきてゆみつよくひかにかためにこれもかふとはきさりけり

又云 同 源三位入道頼政は長絹の鍔直垂にしな皮おとしの鍔なり今日を最期とやおもはれけんわさと甲をは著たまはす嫡子伊豆守仲綱は赤地の錦の直垂に黒絲威の鍔也弓をつよくひかにかたに是も甲をは著さりけり

同長門本云 日吉神輿 入洛儀 となふをめてして大衆の中へ使者にたつとなふは生年三十四たけ七尺はかりなるおとしのしろくまよけなるか(中略)御輿すてに近つかせ給へはむまよりおりかふとをは左のうてにかけて弓とりなほして御こしの前にひさまついで申けり

吾妻鏡云建久元年十一月七日丁巳雨降午一尅屬晴其後風烈二品御入洛法皇密々以御車御覽見物車輦設立河

金畫細布甲形金畫冑形白布帶横刀弓箭行鷹麻鞋兵衛十人皂綵緋大額布衫丹畫細布甲形冑形白布帶横刀弓箭行鷹麻鞋

○鐵冑 續日本紀云延曆九年四月辛丑仰_二太宰府_一令_二造_二鐵冑二千九百餘枚_一

○三枚重鐵兜 應仁記云爰ニ紀州熊野ノ侍ニ野老源三ト云者有奥三山ニ隠ナキ大カノ剛ノ者有ケルカ爰ナル敵一人ニアマタノ味方ウタレ無念也某シ組留テミセント進ヨリテ太刀下ヘツトヨリ打物加瀝ト捨テ手ヲハタリテ飛付ケリ基綱是ヲ見テ惡キ敵ノ振舞哉捨太刀一ツ受テ見ヨト云マ、振アケテ丁ト打ツ三枚重ノ鐵甲ノ盤石ノ如クナルヲ打破リ手對シテ七尺三寸ノ御所焼ト云太刀ノハ、キ本ヨリ打折テ基綱手ヲ失ヒ牛ノタケルカ如ク割テ飛ノキケレ

○鐵鉢 ○革鉢 ○木鉢

三代實錄云元慶五年四月廿五日壬寅出羽國元慶二年爲_二夷虜所_一燒盜_二革短甲三百三十七領冑五百三十二枚鐵鉢一

原_一甲尅先陣入洛三條末西行河原南行令_二到_二六波羅_一給其行列先賞金唐櫃一合次先陣島山重忠_三人眾_二十人相_一具之_二次先陣隨兵_三上_二雙_一証_二符_一行_二儀_一各在前其外不_レ具_二部_一從

甲陽軍鑑末書云信玄公ヨリ御讓ノ諏訪法性上下大明神ト前立ニ遊ハサレタル御甲温天ユヘ初鹿ニ御持セナサルニ傳右衛門イソカハシク候へハ此御甲捨申ヘキト申テ是ヲ捨ツ小山田彌助跡ニテ是ヲ見名高キ御甲ヲ捨テハイカニト存取テカヘル

東遷基業云秀吉公は下野宇津宮に至り給ひ本多忠勝を召て兜鍪を賜てこれ紀州熊野より出る佐藤忠信か冑也云

○綿襖冑 續日本紀云天平實字六年正月丁未造_二東海西海道節度使料綿襖冑二萬二百五十具_一遣_二於_二太宰府_一其製一如_二唐國之新樣_一仍象_二五行之色_一皆畫_二甲板之形_一碧地者以_レ朱赤地者以_レ黃黃地者以_レ朱白地者以_レ黑黑地者以_レ白每_二四千五十具_一成_二一行之色_一

○丹畫細布冑形 延喜左近衛式云凡五月五日騎射官人二人皂綵深綠質布衫百五十七枚革鉢五十枚木鉢三百二十六枚

○町兜 職人盡歌合二十番鐵細工歌云このころのならひなりけり町かふとほし見えぬまですめる月かけ

○試ノ兜 試冑 義光物語云右馬頭ハ何としたりけん敵の中へ紛れ入味方の首を左の手に提血のつきたる太刀を肩に打懸よあす川を渡りて歩行立に成重長の本陣へ近付今日の案内者にて候か唯今川端にて右馬頭を討取候間實験に入申さんため馳參し候と高聲に申ければ何も高名ゆ、敷とて中を明て通しけり已重長將机に腰を懸居たる所に二三間に成しかは持たる首をなけ走り懸て甲のまつかうをちやうと打はさすかためしの甲なれ共筋かね四ツけつり落し左の耳合迄切付たり

○昔兜 別所長治記云 神吉城 攻陣 二ノ丸ノ引橋ノ板ヲハネハツシ行桁計殘シタル橋詰ニ六尺餘ノ男昔甲猪頸ニキ黒皮威ノ腹卷ニ三尺餘ノ大長刀ヲ提高聲ニ名乗ケルハ鎌倉權五郎景政カ末葉梶原十右衛門入道冬庵ト云者也

○六十二間兜

甲陽軍鑑云物の時宜作法 手本に成條かうよりをなけしにつはきをもつてつけてさかりたるを前原しないていくつにも切おとし候殊更六十二間のかふとを同じしなひにて打たきなる仕る程の上手にて云々

○五枚兜

酒呑童子物語云頼光は日おとしの腹巻に伴の翁より給りたりし帽子甲を著其うへに獅子王と申五枚兜の緒をしめ二尺八寸有ける血すひと云つるきを所持給ふ

保元物語云白河殿を後朝夜う ちの寄らる條あきの守の郎等にいせの國の住人山田の小三郎これゆきといふは又もなきかうの者かたかはやふりののし、武者なるか大將軍の引給ふをみてされはとて矢一すしにおそれて向ふたるちんを引事や有たとひつくしの八郎殿の矢なり共これゆきかよろひはよもとをらし五代つたへて軍にあふこと十五かと我手に取てもたひくおほく矢共をうけしかといまたうらをはかぬ物を人々見給へ八郎殿の矢一ツうけて物語にせん

とてかけ出れはおこの高名はせぬにしかすむやくなりととうりやう共せいすれ共もとよりいひつることはをかへさぬ男にて夜あけてのちにほうはいの八郎のいて矢め見んといはんには何とか其時こたへき然れば日頃の高名

太平記云關東大野 上落條中ニモ長崎悪四郎左衛門尉ハ別シテ侍大將ヲ承テ大手向ヒケルカ(中略)額額ノ鍔直垂ニ精好大口ヲ張セ紫下濃ノ鍔ニ白星ノ五枚兜ニ八龍ヲ金ニテ打テツケタルヲ猪頸ニ著ナシ云々

又云一宮御 息所條其次ニ大物ノ浦ニテ腹切テ死タリシ右衛門府生泰武文赤絲威ノ鍔同毛ノ五枚甲ノ緒ヲ縮黃鶴毛ナル馬ニ乗テ弓杖ニスカリ皆紅ノ扇ヲ擧ケ松浦カ船ニ向テ其留マレト招ク様ニ見ヘテ浪ノ底ニソ入ニケリ

伯耆之卷云かゝる處にある下部内裏へ參て申けるは搦手の軍は御方討勝候大手の軍は敵強候と申主上此事被聞召て御騒有ければ長高申けるは何事か候へき甚長義行等か候程は無左右破られ候事不可有と事もなけに申ける乍去今日の合戦を不見候ては何の日を可期候哉長高出向ひ一矢仕懸而可參候とて御前を罷出黒絲威の鍔に五枚甲の鍔形打たるに廿五指たる黒はろの矢負四尺三寸三尺九寸の太刀二振帶五人にて張ける例の大弓杖につきねり出たる事から焚會といふことも是には勝れしと見へたり

明德記云御所様ノ其日ノ御装束ハ熊ト御小袖ヲハメサレスフスヘ革ノ御腹巻ノ中ニ通り黒皮ニテ威シタルヲ召シ

もうせなん事のむねんなればよし人とはつゝかす共おのれせう人にたつへしとて下人一人あひくして黒かはおとしのよろひに同様の五まい甲をあくひにき十八さいたるそめ羽の矢おひぬりこめとうの弓もてかけなる馬に黒くらをいて乗たりけり

平治物語云源兵勢を 承の條左馬頭義朝はあかちのしきのひたれにくろいとおとしのよろひにくはかた打たる五枚かふとのを、しめいか物つくりの太刀をはきくろ羽の矢おひふちまき弓持て黒つきけなる馬にくろくらをかせて日花門にそ引立たり

平家物語云はしかつ せんの條たうしゆの中につ、井のしやうめうめいしうはかちのひたれにくろかはをとしのよろひきておなしけの五まいかふとのを、しめ云々

判官物語云土佐房長経の侍手 として上落の條辨慶人あまためしくせんはかたきの心つき候はんするた、一人あひむかひ候はんとしゆつしひたれ、れのうへにくろかはおとしのよろひ五まいかふとをわくひにきなし云々

源平盛衰記云山門與 振條源兵庫頭頼政ハ赤地錦ノ直垂ニ品皮威ノ鍔著テ五枚甲ニ滋藤ノ弓廿四ツシタル大中黒ノ矢負テ云々

文正記云其甲斐總領千菊九共齡十有二家傳幼童時代々初著普代卯花威鍔綿上抓抛掛肩上帶縮草摺短著下金遣腰刀指添五明結降銘作小太刀籠手脛楯奇麗不及言語同色四方白五枚兜打三日月小鍔形郎從被撰其星紫而耀廣輿和輪

室町殿物語云かゝる内に義輝公重代の御させなか鍔形うつたる五枚甲の緒をしめさせ給ひて

東亂記云總大將上杉兵庫頭憲房ハ具足計ニテ出玉ハ侍所長尾出雲守憲景紫スソノ鍔ニ銀鍔形ノ五枚甲瀬上治部丞景秀黒絲ノ鍔ニ同毛ノ三枚甲鹿ノ角ヲ打立テキタリケル

○白星五枚兜

太平記云山崎 攻條大手大將名越尾張守花曇子ノ濃紅ニ染タル鍔直垂ニ紫絲ノ鍔金物重ク打タルヲ透間モナク著下シテ

白星ノ五枚甲ノ吹返ニ日光月光ノ二天子ヲ金ト銀トニテ掘透シテ打タルヲ猪頸ニ著成シ

武家名目抄稿第二百五十六册

塙檢校保己一編

甲冑部 十六

○獅子王

酒吞童子物語云頼光はおひの中にひおとしの腹巻に獅子王と云かふとをそへて入れけりくもきりとして二の劔あり二尺一寸血すいをそ入れける

○薄金

奥州後三年記云伴次郎儀仗助兼といふ者ありきはなきつはものなりつねに軍の先にたつ將軍これをかんにして薄金といふ鐵をなんさせたりける岸ちかくせめよせたりけるを右弓をはつしかけたりけるにすてにあたりなんとしたりけるを首をふりて身をたはめたりければかふとはかりをうちおとされにけり甲おちける時本鳥さねにけりかふとはやかてうせにけり薄金の甲は此ときうせたり助兼ふかくいたみとしけり

○八龍

源平盛衰記云 源平侍 判官宗行ヲ召テ只今ノ振舞凡夫トハ

甲なり

又云關が原御陣の時御先手より細川越中守忠興唯一騎にて御旗本へ参らる山鳥の尾の甲に銀の天衝或くりの差物なり遠見するにたゞ其儘舞鶴の如し家康公御覽成され忠興武具の好世に勝れ萬事見事なり就中甲と立物の取合よしと仰られ則銀の天衝の差物御所望なされ臺徳院様へ進せられ候となり

又云槍山より高政か先備根來法師共打て出筒先を捕へ鐵砲を打懸る事雨のことし實休先手打立られ掛り得ず(中略)根來法師左京三尺一寸の太刀を真向にさしかさし實休に切て掛る實休是を見て推參也と云儘に光忠の太刀を以て抜打に拂はれける左京か脚當十玉頭を半切て膝口を切付たり左京ひるます立懸り散々に戦ひ終に實休を切臥首を取

東遷基業云 石垣原合戦 如水の三陣井上九郎右衛門野村市右衛門後藤太郎助は石垣原の北なる山上に備けるか先手の戦ひをみて彼山を下りに兵を進む(中略)井上は此時に唐冠の冑に鳥毛の棒のさし物をさして十文字の鍵を取て進佩楯をとりのけ小手の小はせをばつしければ其手の者共是をみてすはやさひしき戦あるへしと各勇み進みけり

ミエス鬼神ノ態ト覺タリトテ銀ニテ整形打タル龍頭ノ甲ヲ給此ノ甲ト云ハ源氏重代ノ重寶ナリ銀ニテ龍ヲ前ニ三後ニ三左右ニ一ツト打タレハ八龍ト名ツク

- 一谷
- 二谷
- 鐵蓋茶
- 大水牛
- 小水牛
- 十王頭
- 唐冠
- 四股唐角
- 忠信
- 四日月
- 鱧尾
- 割蛤
- 山鳥
- 諏訪
- 角頭巾
- 鯉の甲
- 長鳥帽子
- 帽子
- 山鳥の尾の甲

武蔭叢話云細川三齋に奉公せし老人窄人にて京に有しかその物語に攝州に一ノ谷二ノ谷と云山並んで峙つ一ノ谷の峠を鐵蓋か峯と云美濃國菩提の城主竹中半兵衛重治か甲は一ノ谷といふ明智左馬介秀俊か甲は二ノ谷と云但一ノ谷甲に並ひたる名物なるにより二ノ谷と云柴田伊賀守勝豊か甲は鐵蓋か峯と云是は一ノ谷より手上也といふ事也總して名物の甲は浦野若狭守か小水牛の甲原隠岐守か十王頭日根野織部か唐冠黒田長政か大水牛福島正則か四股鹿の角本多中書か忠信の甲秀吉公の四日の月浦生氏郷か鱧尾伏木久内かわり蛤細川三齋の山鳥信玄の諏訪臺徳院殿の角頭巾矢田作十郎か鯉の甲是等は天下に隠なき名物なり加藤清正の長鳥帽子藤堂新七か帽子なども名高き

○諏訪法性

甲陽軍鑑云 信玄公御時代 天文十五年丙午歲武田勝頼公誕生是は信玄公四番目の御子信州伊奈四郎の御事也信州諏訪頼義之跡目なる故武田相傳の信の字を去給ふ信玄公の御跡も十五年の間子息太郎竹王信勝廿一歳までの陣代と號してかりの事なる故武田の御旗は終に持せ給はす況信玄公尊崇の御幟も譲らせ給はす元伊奈におはします時の大文字の旗也但片時も屋形の御名代なればとて諏訪ほつしやうの甲はかりゆるしまいらせらるゝ也

又云信玄公勝頼公へ御譲ゆるし給ふ諏訪法性上下大明神と前たてにあそはさるゝ御讓信玄公御秘藏の故諏訪法性の御甲と是を申

松原自休手録云初鹿彼是往來ノ内勝頼止馬待可謂ニ勇將ニ乎諏訪法性上下大明神ト前立ニシタル甲炎天傳勞シテ脱被持ニ初鹿一
東遷基業云勝頼は信玄より賜りたる諏訪法性上下大明神と前立物に書付たる冑を秘藏せられけるか今日暑天に勞れて此冑を脱て初鹿に持せて落られしか初鹿今はつかれて持あくみける故勝頼にことわりて清田繩手に棄たりけり

○三枚兜

半井本保元物語云 白河殿を義朝夜討 伊藤五伊藤六ト云兄弟アリ伊藤六ハ生年十七歳死生不知ノ兵也萌黄匂ノ腹巻ニ三枚甲ニ染羽ノ矢負三所藤ノ弓モ千鹿毛ナル馬ニ具鞍置テ乗タリ

平家物語云 つきのふか のと殿のわらははにきくわう丸といふ大ちからのかうのものもよきをとしのはらまきに三まいかふとのををしめうち物のさやはついで三郎兵衛かくひをとらんとはしりかゝる

又云 宮御最 上總守か童次郎丸といふ大ちからの剛のもの萌黄にはひの鎧著三枚甲の緒をしめ打物の鞘をはついで源大夫判官におし並てひつくんでとうとおつ

長門本平家物語云 明雲正 西たうにしたに戒淨房のあしや利祐慶とて三たうに聞えたるあく僧ありけりくろかはおとしのよろひの大あらめなるを草すりなかに著て三まいかふとをるくひにきなし

判官物語云 住吉大物 やかてたゝのふにさき給りてみつしけめゆひのひたゝれにもえきおとしのよろひに三まひかふとのおをしめ云々

源平盛衰記云 頼朝 興福寺ノ大衆ノ中ニ東門院ノ観音房勢

皮威の鎧にて金玉かつらを被りちらし懺と馬にも不乗贈代の若黨九人一所に引付長政の後に續たり

至房ト云フ悪僧アリ三枚甲ニ左右ノ小手サシ黒皮威ノ大荒目ノ草摺長ニサ、メカシ云々

賀越闘記云 江沼郡三 福岡五郎左衛門尉吉澄其日ノ出立殊ニ勝レテ見ニケル白星ノ三板甲ニ金龍ノ鍬形打タルヲ猪頭ニ著ナシ云々

義殘後覺云 關州大津 白木源助ト云者黒革威ノ鎧三枚冑ヲ著タリケル大ノ武者ト押並テ無手ト組ケル

○三枚鎧兜

鴉鷲物語云山鳥太郎は黒革の腹巻のいかにも毛きれのしたるに三まいしころのかふとのををしめ云々

○南蠻兜

會津陣物語云岡野左内ハ黒具足ニ猩々緋ノ羽織ヲ著シ角榮螺ノ南蠻甲ヲ猪頭ニ著ナシ黒ノ馬ニ乗タリ

○金玉カツラ

見聞雜錄云備前守長政は馬廻りの先手に丁野若狭守を物頭として腕先強き揃鎧百七人馬の前後左右には打物の物頭中島九郎次郎淺井縫殿助木村太郎次郎同小四郎中島彌兵衛同與三脇坂助四郎同甚助中間勝井新藤太伊吹八太郎牛丸鐵若熊小虎此者共は四尺計宛の大太刀にて八十八人長政を圍ふて乘續喜右衛門は今日心有故人に見知れしと黒

武家名目抄稿第二百五十七册

塙檢校保己一編

甲冑部 十七

○兜鉢

保元物語云 白河殿 悪七別當太刀ヲ拔テ齋藤カ兜ノ鉢ヲ丁ト打

平治物語云 特賢門 鎌田ほり川をはせこえて重盛にくまんとおちあひ重盛ちか付てはかなはしと思はれけん弓のはすにて鎌田か甲のはちをちやうとつくつかれてゆらゆる間にかふとを取て打きつゝをしつよくこそしめられ

平家物語云 橋合 堂衆の中に筒井淨妙明秀とて一人當千の兵を我と思はん人々は寄あへや見參せんとて(中略)太刀をぬいてたゝかふに敵は大勢也蜘蛛手かくなは十文字とんはうかへり水車八方すかさす切たりけりむかふかたき八人きりふせ九人にあたる敵か甲の鉢に餘につよく打あてゝめぬきの本よりちやうとおれくつとぬけて河へさふとそいりにける

長門本平家物語云小坪つらの次郎太刀をぬいておちあひたるわたの次郎はわさとかふとのほちをからとうたせて取て引きよせてみしとおさへてかたなをぬいて首をか

源平盛衰記云表笠合 十郎ニタン計隔テ水車ヲ廻シ次第次

第ニセメ寄テ矢倉ノ内ヘハネ入ラントスル所ヲ和田ノ小

太郎義盛十三東三伏シハシカタメテヲトシ矢ニヒヤツト

ハナツ金子カ掛タリケル腹巻ノ一ノ板冑ノ鉢カケテカラ

トイスキ額ノ方ヨリヲトカヒノ下ヲツト通り鎧ノ胸板ノ

ハタ覆轉ニソイツケタル云々

承久記云宇都宮四郎カ臥タリケル甲ノ鉢ヲ射ケツリテ縫

様ニ鉢付ノ板ニシタ、カニ射立タリ

太平記云唐崎濱 播磨堅者快實遙ニ是ヲ見テ前ニツキ雙タ

ル持柄一帖岸被ト踏倒シ二尺八寸ノ小長刀水車ニ廻シテ

躍リ懸ル海東是ヲ弓手ニ受ケ冑ノ鉢ヲ眞ニツニ打破レト

雙手打ニ打

又云頼貞同 抑討手ノ大將ハ何ト申人ノ向レテ候ヤラン近

付テ矢一請テ御覽候ヘト云儘ニ十二束三伏忘ル、計引シ

ホリテ切テ放ツ眞先ニ進タル狩野下野前司カ若黨ニ衣摺

助房カ冑マツカツ鉢付ノ板マテ矢先自射通シテ馬ヨリ倒

まは三十餘りの大のおとした、かもの也金子は十九

に成けるかいまたひわかきもの也されともしはしはくみ

あひけるかいか、したりけんたかまおめくと下になる

かねこうへのり居て左右の袖をむすとふまへてはたら

かさすくひをとらんとする所ににあにたかまの三郎馬より

とんでおりうしろよりつとより金子が甲のてへんに手

をいれ引あをのけむとする所にかねこぬいてもつたる刀

なればしたなる四郎かとめをさしもあへすうへなる三

郎かゆんての草摺をむすかつかんで引よせあけさまにこ

みさしに三刀さひてゑひやつとつきのけたり

平治物語云待賢門 こに鎌田か下人八町次郎とて大力の

かうの者はやはしりの手き、有(中略)されは又此者三河

守聞ゆるはやはせのめいはに兩あふみを合てかけられけ

るに少しもおとらすおつ付てかふとのてへんにくまてを

打かけんくとつてめてはしりければ頼盛も甲をかたふ

けあひしらはれければ五六度はかけはつしけるかつめに

てへんにうちかけてゑいやと引けば三河守すてに引おと

されぬへう見られる

平家物語云はしかつ あしか、大おんしやうをあけて(中

略)河中にてゆみひくなかたきいとあひ引すなつね

ニ射落ス是ヲ始トシテ鎧ノ袖草摺冑鉢トモ不ノ言指詰テ思様ニ射ケルニ面ニ立ル兵二十四人矢ノ下ニ射テ落ス難太平記云故殿家人村上平三と云愛會はか知音にて此冑の鉢とはつふりを取出して云々

武藏國多摩郡御嶽權現社藏冑鉢圖

加賀國江沼郡須輪間村多太社藏冑鉢圖

東遷基業云稻葉外記はおくる、

身方の先へとり立ふさかりて鎧

を横たへ城の方へ押返す寄手次

第にかさなりければ八郎兵衛た

まりかね城の内へ引入けるを徳

永勝に乗て追懸正則の加勢の兵

につゝゐて攻入らんとするを出

し屏より弓鐵砲を雨のことく打

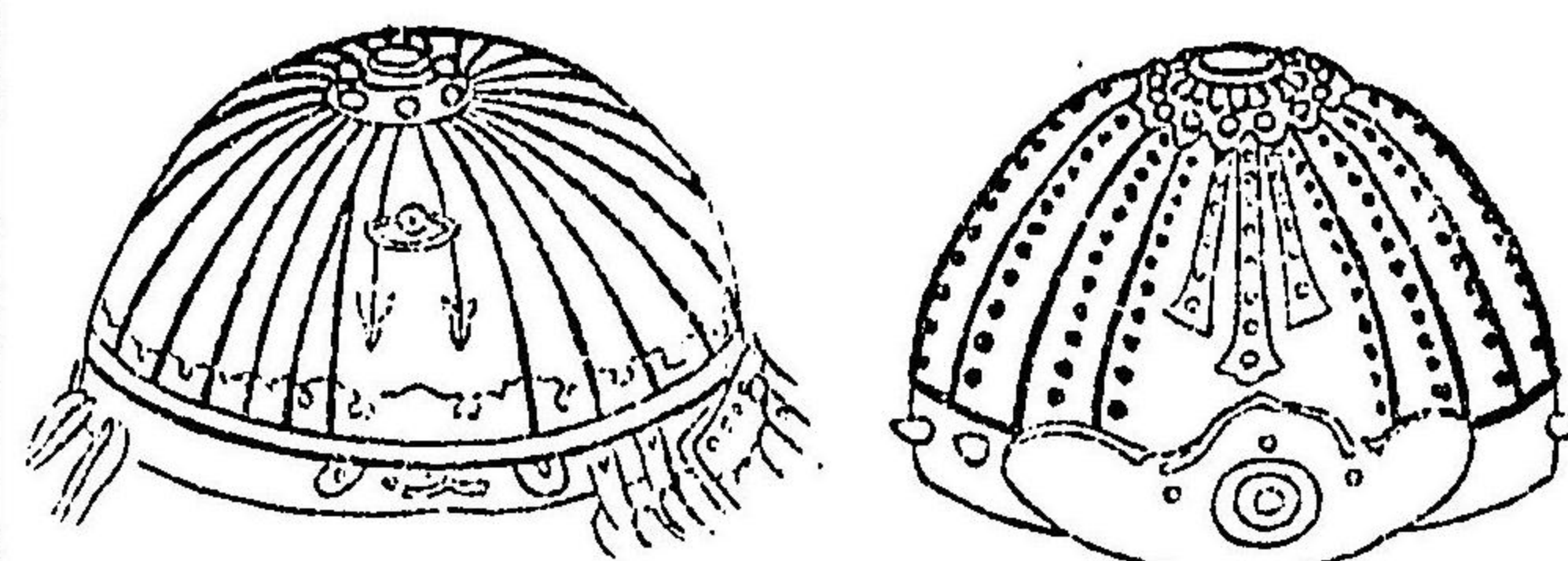
かくる一番に進ける河村所右衛

門盛の鉢を打ぬかれうつふしに

倒れけるを高木か兵士かけ寄て

首をとる

○頭ハ 異本保元物語云白河殿なせ たか



にしころをかたふけよいたうかたふけてへんいさすなかねにわたいておしおとさるな水にしなふてわたせやくとおきて、三百よき一きもなかさすむかひのきしにそうちあけたる云々

長門本平家物語云足利又太郎 たつな申けるは(中略)か

ふとのしころをかたふけよかたふけむとしてへんぬさ

すなむむけの袖をまつかふにあてよ

又云石橋山 さなた刀をぬいてまた野か首をかくにきれす

させともさせともとをらす刀をもちあけて雲すきに見れ

はさやまきのくりかたかけてさやなからぬけたりさやし

りをくわへてぬかんとするところを新吾か舎弟新六おち

かさなりて餘一かえひらのあわひにひたにひたと乗ゐて

かふとのてへんに手を入てむすとひきあをのけてさなた

か首をかきたれば水もたまらすきれにけり云々

承久軍物語云さかみのくにの住人とかのをの三郎かけた

か生年十六むねとのてきと引くんでをしならへてとうと

おつかけたかはこくはしやなりてきは大のおとこなれば

やかてとつてをさえてすてにあやうかりける處をむさし

の太郎弓とやをうちつかい大物いにい給へはてきの草す

りのあまりにしたゝかにたつすこしよはる處を下人つと

はしりよりてきのでへんに手をかけてゑひといふて引返すほとにかけたかやかておきなをりをさえてくひをとつてけり

太平記云 三月十二日合戦 木寺相模は逆巻水ニ馬ヲ被レ放テ冑ノ手反計僅ニ浮テ見ヘケルカ波ノ上ヲ遊キケン水底ヲヤ潜リケン人ヨリ前ニ渡付テ河ノ向ノ流洲ニ鎧ノ水漲テ立タルケル

又云 住吉合戦 其次ニ一人是モ法師武者ノ長七尺餘モ有ラント覺タルカ阿聞了願ト名乗テ唐綾威ノ鎧ニ小太刀帶テ柄ノ長一丈計ニ見ヘタル鎧ヲ馬ノ平頸ニ引割テ少シモ不ニ疑議ニ懸出タリ其勢ヒ事カラ尋常ノ者ニハ非スト見ヘナカラ跡ニ續ク勢无ケレハアレヤト許云テ山名カ大勢少シモ驚カテ整タル中へ只二騎ツト懸入テ前後左右ヲ突テ廻ニ小手ノ迦籠當ノ餘リ手反ノ直中内甲一分モアキタル所ヲハツサヌ矢庭ニ三十六騎突落シテ大將ニ近付ント目ヲ賦ル

異制庭訓往來云 甲類ハ正面吹返鏝形劔首竹角等一向違古體ニ宗ニ當世様

岡本記云かふとの手へんへは總してゆひともいる、事あるへからすその子細はくんしんくんでんをくわんしやう

てうしりをみかへりたりけるを爲久よつひいてむたりければ木曾かうち甲に射つけたり甲のまかうを馬のかしらにあてうつふしにふしたり

承久軍物語云内藤八郎わたす處にまつかうのはつれいさせて血目になかれ入れは云々

太平記云 頼貞同 抑討手ノ大將ハ誰ト申人ノ向レテ候ヤラシ近付テ箭一請テ御覽候ヘト云儘ニ十二束三伏忘ル、計引シホリ切テ放ツ眞前ニ進タル狩野下野前司カ若黨ニ衣摺助房カ冑ノマツカウ鉢付ノ板マテ矢先白ク射通シテ馬ヨリ倒ニ射落ス

又云 笠置 木戸ノ上ナル櫓ヨリ矢間ノ板ヲ排テ名乗ケルハ三河ノ住人足助次郎重範悉モ一天ノ君ニタノマレ進ラセテ此城ノ一ノ木戸ヲ堅メタリ(中略)甲ノ眞向ヲ射タランニナトカ碎テ通ラサラント思案シテ胡蘇ヨリ金頭ヲ一ツ抜出シ鼻油引テサラハ一矢仕リ候ハン受テ御覽候ヘト云儘ニ且鎧ノ高紐ヲハツシテ十三束三伏前ヨリモナヲ引シホリテ手答高クハタト射ル思フ矢坪ヲ不レ違荒尾彌五郎カ甲ノ眞向金物ノ上ニ寸計射碎テ眉間ノ眞中ヲクツマキ責テクサト射籠タリケレハ二言トモ不レ云兄弟同枕ニ倒重テ死ニケリ

するゆへ也

○眞向

保元物語云 白河殿をせ 義朝たつなかひくり打向ひなんちは聞及ふにもにすむけに手こそあらけれとの給へは爲朝兄にてわたらせ給ふうへ存るむね有てかくは仕り候へ共まことに御ゆるしをかうふらは二の矢を仕らんまつかう内甲はおそれ候しやうしの板かせんたんつるはしりかむないたのまん中草すりならは一の板共二の板共矢つはをたしかに承て仕らんとすてに矢取てつかひける平治物語云 義朝あふはか 源内兵衛さねひろと云ものはら巻取てうちかけ長刀もつてはしり出けるかすけ殿を見奉り馬の口に取付おちうとをほとめ申せと六はらより仰下され候とすてにいたきおろし奉らんとしければひけきりをもつてぬき打にしと、うたれければさねひろかまつかう二つに打わられてあふのけにたをれて死にけり

平家物語云 水曾殿 木曾殿内甲を射させ痛手なれば甲の眞甲を馬の首に當てうつ俯給所を石田か郎等二人落合て木曾殿の御頸をは終にそにて給つてけり

長門本平家物語云 義仲殿後 馬もよはりてはたらかすぬしもつかれて身もひかすさりと今もはつらくらんと思ひ

又云 合戦 赤松ノ一族ニ佐用左衛門三郎範家トテ強弓ノ矢繼早野伏戦ニ心キ、テ卓宜公カ秘セシ所ヲ我物ニ得タル兵アリ(中略)尾張守ハ三方ノ敵ヲ追マクリ鬼丸ニ著タル血ヲ笠符ニテ推拭ヒ扇開キ仕フテ思フ事モナケニ控ヘタル處ヲ範家近々トネラヒ寄テ引ツメテ丁ト射ル其矢思フ矢坪ヲ不レ違尾張守カ冑ノ眞甲ノハツレ眉間ノ眞中ニ當テ腦ヲ碎キ骨ヲ破テ頸ノ骨ノハツレヘ矢サキ白ク射出シタリケル間サンモノ猛將ナレ共此矢一筋ニ弱テ馬ヨリ眞倒ニトウト落

又云 箱根竹下 中ニモ道場坊助注記祐覺ハ兒十人同三十餘人紅下濃ノ鎧ヲ一様ニ著テ兒ハ紅梅ノ作り花ヲ一枝ツ、甲ノ眞額ニ挿タリ

伯耆之卷云長高大手の城戸へ行向事の様を見給し敵を數多討捕御方は手負そなかりけり敵は三町計引退き息つき居たりけり基長は父の前に向て被レ申けるは何とて是に御向ひ候か御前も御聞ク御渡候らんにと被レ申ければ無ニ覺束一はなけれども今日の合戦を不レ見しては何の目を可レ期そや矢一ツ射て可レ歸と宜ひける處に清高下知しけるは今も免も角も討死せはや者ともとて寄けるか其間矢ころと覺しきに下様に見給へは柵のはつれに四方白の甲

著たる者あり田所か弟五郎左衛門尉種直と云者也長高是を見給て例の大弓弦くひしめて中差取てつかひよつ引ひやうと射る種直か鎧の引合つと射通し後に續たる弟の六郎か甲のまかう後に矢たけ射出しけり二人一度に臥にけり

關東兵亂記云加島合 戰條原美濃守ト云モノ紺絲ノ鎧ニ半月ノ二間計兩方へ出タルサシモノニテ甲ノマツカウニ原美濃守平虎胤ト誓テ猪クヒニキフチノ馬ニ乘太刀ヲ拔テ切テ入ル

按、軍器考云令も衛士朝服會集の日は朱の抹額掛甲を加ふへしと見えたり抹額といふは即ち鉢巻といふものにてあるなり兜の額上にあたる所を俗にまつかうといひて眞向の字など用ひ來れりまことは抹額といふことはの兜にもうつりしなり

○見上
甲陽軍鑑云具足身出付 甲見スル條サキニ身出ル人歸テ甲ヲ持出テ御目ニカクル也持ヤウハ左ノ手ニテ忍ノ緒ヲカイタクリテ右ノ手ニテミアケノ右脇シコロノ右ノサキニソヘツクハイテ御目ニカクル也

五枚甲ノ吹返ニ日光月光ノ二天子ヲ金ト銀トニテ掘透シテ打タルヲ猪頭ニ著成し云々

又云六波羅 女條武部七郎妻鹿力鎧ノ上帶ヲ踏テ肩ニ乗揚リ一列々テ向ノ岸ニ著ケル妻鹿カララト笑テ御邊ハ我ヲ橋ニシテ渡タルヤイテ其屏引破テ捨ント云儘ニ岸ヨリ上ヘツト刎揚リ屏柱ノ四五寸餘テ見ヘタルニ手ヲ懸エイヤエイヤト引ニ一二丈ホリ舉テ山ノ如クナル揚土壁ト共ニ崩テ堀ハ平地ニナリニケリ是ヲ見テ築垣ノ上ニ三百餘箇攝雙ヘタル櫓ヨリ指攻引射ケル矢雨ノ降ヨリモ猶滋シ長宗カ鎧ノ菱縫甲ノ吹返ニ立タル矢少々折懸高櫓ノ下ヘツト走入リ兩金剛ノ前ニ太刀ヲ倒ニツキ齒咀メ立タルハ何レヲ仁王何レヲ孫三トモ分兼タリ

嘉吉物語云左馬助殿見給ひて三人はりに十三束三伏とつてうちつかひよつひさしほりはなたれければ近宗かおめくくとひかへたるむないたをつといとをし同じき郎等原兵衛かきたる甲の吹返しをいとをしまる矢は楯にたちければ人々きもけしみなくちりくにそ成にける
佐竹宗三聞書云甲冑を祿に御給の時(中略)甲冑唐櫃の蓋に置て射手の前に向ておかる、時左右の手にて兩方の袖の下よりわたかみと冑の緒をとりくわへて左右の手の大

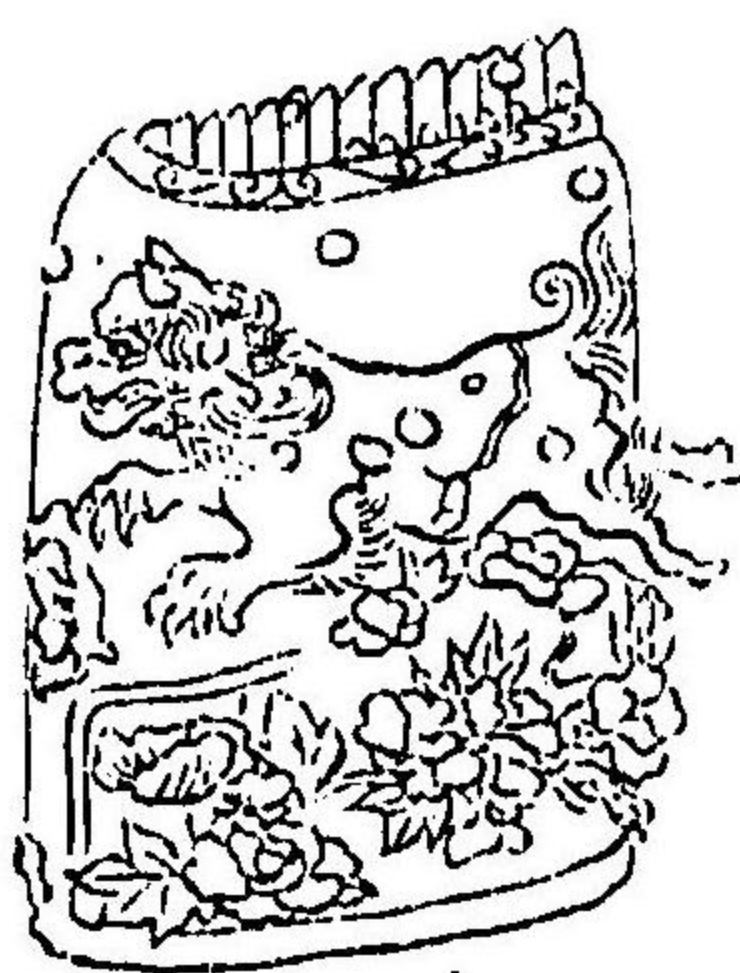
武者物語云向井能登守といふ侍のかたられけるはてきをさへて頭をとる事てきをのりふせて右のあしにて敵のきうてをふまへてしころをたゝみあけまつのとよえをさしきりて次にわきさしをさかてに持て見あけの板を取首をかき切もの也

○肩庇
會津陣物語云政宗自身乘著左内カ總角付ヲ二刀タ、ミカケテ切付タリ左内キツト驚ノリ返リ鏢元迄血ニ成タル二尺七寸ノ貞宗ノ刀ニテ片手打ニ丁ト切政宗ノ冑ノ眉日サシヨリ膝カシラ鞍ノ前輪カケ切先ハツレニ切付云々

○吹返
源平盛衰記云屋島合 戰條越中次郎兵衛盛嗣折ヲ得タリト悦テ大將軍ニ目ヲ懸テ熊手ヲ下シ判官ヲ懸ント打懸ケリ(中略)小林神五宗行ト云者アリ大將軍ヲ懸サセシトテ續テ游セタリケル程ニ事由ナク上リ給タリケレハ盛嗣判官ヲ懸ハツシテ不_レ安思ヒ游艇ニ乗移指寄テ宗行カ冑ノ吹返ニ熊手ヲカラト打懸テ曳音ヲ出シテ引宗行鞍ノ前輪ニ強取付テ鞭ヲ打主モ究竟ノ乘尻也馬モ實ニヌクヤカ也
太平記云山崎 政條尾張守ハ(中略)花盛子ノ濃江ニ染タル鎧直垂ニ紫絲ノ鎧金物重ク打タルヲ透間ナク著下シテ白星ノ指にてふきかへしを押し持長ながら御前を拜て腕にかけたる弓を引すりて逆に廻て敷皮へ歸るなり

續武家閑談云蜂須賀内上田主水仕寄先の大竹の上に踏はたかりて下知す城中より鐵炮雨のことく來りて其傍なるもの兩人手負主水か吹かへしをもちすりけれとも動する事なし

山城國鞍馬寺藏義經朝臣吹返圖



武將記云甲事吹反ノ金物並ニマツカウノ金物合テ三不_レ打是ハ代々相傳スル甲ニ無者也
○手先
半井本保元物語云大炊御

門カ未南へ向テ固メ給ハ源氏カ平氏カカヤウ申ハ下野守殿ノ御乳母子鎌田次郎正清也ト申ケレハ是ハ筑紫八郎爲朝也汝ハ一家ノ郎等コサンナレサコソ日ノ敵ニ成共爭カ己ハ相傳ノ主ヲハ可_レ計ソ引テノケトソ宣ケル正清淺笑テ詞モタハワス申ケルハ日東ハ相傳ノ主只今ハ八道ノ凶徒也正清ハ副將軍ノ宣旨ヲ蒙タリ相傳ノ主ノ御身ニ郎等ノ射矢ハ立ヤ不_レ立ヤ試給ヘ此矢ハ正清カ射矢ニ非ス伊

勢大神宮正八幡宮ノ御矢也トテ我詞ハテナハ此君ニ射ラ
 レ奉ナンスト思テ一ノ矢ヲ放ケレハ御曹司ノ左ノ顔崎ハ
 ツフリノ間ヲ射消リテ甲ノ手崎ニシタ、カニ射付タリ
 平家物語云の條 むかひのきしより山田の二郎かはなつ
 矢にはたけ山馬のひたいをのふかにいさせぬれば河中
 よりゆんつえをついてをり立たりいは浪かふとの手さき
 へさつとをしかけけれとも事ともせず水のそこをくつ
 てむかひのきしにそつきにける

長門本平家物語云石橋山 なたの文三家安あゆみ出て申
 けるは(中畧)矢一すち奉らんとつるのもしろの中さ
 しをぬき出してぬりこめの弓に十三そくをよひきてみた
 りければかふとの手さきをみつらぬく

○母衣付
 高館草子云辨慶是をみてもつてひらひておかみうちにて
 うとうつ甲のまつかう切わつてうしろはしころほろ付ま
 へははつふりよたれかね四枚かなとうひつしきくさすり
 二つにさつときりわつてゆんでめてへさはけたり

○母衣付續
 見聞雜錄云山吉孫次郎勝家か長柄之者を兩人迄扣き倒し
 血眼に成て星白の甲を着て母衣付の鎧へ采配差たる敵こ

ひるかへし雲井をてらす稻妻は甲の星をか、やかす目代
 かなはしとやおもひけん夜にけにして京へのほる明日卯
 の刻に押よせて関をとつとそ作りける

長門本平家物語云高綱宇治 木曾か手には山田次郎か郎等
 おもてに立てはなつ矢に島山か馬の額にふかくたつら
 れて馬よりおちければ鎧をこしており立たり水ははやし
 底はふかし甲のほしをあらはせてそとほりける

太平記云吉野城 元弘三年正月六日二階堂出羽入道々蘆六
 萬餘騎ノ勢ニテ大塔宮ノ籠ヲセ給ヘル吉野ノ城へ押寄ル
 榮摘川ノ川淀ヨリ城ノ方ヲ見上タレハ嶺ニハ白旗赤旗錦
 ノ旌深山下風ニ吹ナヒカサレテ雲歟花歟ト怪マル籠ニハ
 數千ノ官軍甲ノ星ヲ耀カシ鎧ノ袖ヲ連ネテ錦繡シケル地
 ノ如シ云々

○内兜
 保元物語云白河殿を義朝夜う 川こしに矢二つはなつ夜中な
 れは誰とはしらす矢おもてにすゝんたる者二きいおとす
 四郎左衛門も内甲をいさせて引しりそく

又云同こゝに爲朝てきの勢こしにみれば大將義朝大の男
 の大きなる馬には乗たり人にすくれて軍けちせんとてつ
 つ立あかりたる内かふと賊にいよけに見へければねかふ

そ鬼柴田と見留めたり十人も廿人も突拵て生取れ哉と言
 程こそあれ山吉方は手鎧なれば取廻し能引拔々々扣き立
 て廻りければ云々

○星
 保元物語云白河殿をせ いさゝらは大將に矢風おはせて引
 しりそけんと思ふはいかにとの給へは家末然へう候但御
 あやまり候はんと申ければなんてうさる事有へき爲朝か
 手本は覺ゆる物をとてれいの大矢を打つかひかためてひ
 やうという思ふ矢つほをあやまたす下野守の甲のほしを
 いけつりてあまる矢かほうしやうこん院の門の方立にの
 中せめてそ立たりける云々

異本保元物語云新院左大臣殿 抑八郎ためともは此いくさに
 廿四さいたる矢二こし十八さいしたる矢三こし九さいたる
 矢一こしいたりけるか義朝のかふとのほしいけつりたる
 とおほはの平太かひさのふしいきつたる矢二すしならて
 はあた矢一もなかりける

平家物語云鴨川合 白山三社八院の大衆こくくをこり
 あひ都合その勢二千餘人同七月九日の暮方に目代師經か
 館ちかうこそ押寄たれけふは日暮ぬ明日のいくさと定て
 其日はよせてゆらへたり露ふき結ふ秋風はいむけの袖を

處のさいわひたりとよるこふてくたんの大矢を打つかひ
 た、一矢にいおとさんと打上けるかまてしはし弓矢とる
 身のはかりことなんちは内のみかたへ參れ我はるんかた
 へ參らんなんちまけはたのめたすけん我まけはなんちを
 たのまんなどやくそくして父子立わかれてかおはすらん
 としあんしてつかふたる矢をさしはつすゑんりよの程こ
 そしんへうなれ

平治物語云六波羅かつ 敵三き來て足立をうたんとかけよ
 せたりとをもとまつさきにすゝみたる武者をよつ引て兵
 といる其矢あやまたす内甲に立て馬よりまつさかさまに
 おちければ残の二きは馬をおしんてかけさりけり

平家物語云宮御最 上總太郎判官か射ける矢に源太夫判官
 内甲を射させてひるむ處に上總守か童次郎丸といふ大ち
 からの剛の者崩黄にはひの鎧著三枚甲の緒をしめ云々
 長門本平家物語云源三位入道 た、綱是を見てよくひきて
 むたりければかねつな内かふとをのさせてすこしひるむ
 やうにしけるところを云々

源平盛衰記云宇治合 足利又太郎眞先カケテ下知シケリ餘
 リニアヲノキテ内甲イサスナ餘リニウツフキテテヘンイ
 サスナ鎧ノ袖末額ニアテヨ云々

梅松論云細川帶刀先生黒馬にそ乗たりける城戸に取付し
所にて内冑に疵をかふむれば馬も數ヶ所きられしかとも
東寺に歸參する迄は相違なかりしなり

太平記云唐崎二ノ太刀ヲ餘リニ強ク切ントテ弓手ノ鎧
ヲ蹈ヲリ已ニ馬ヨリ落ントシケルカ乘直リケル處ヲ快實
長刀ノ柄ヲ取延内甲へ録キ上ニ二ツ三ツスキ間モナク入
タリケルニ海東アヤマタス喉フエヲ突レテ馬ヨリ眞倒ニ
落ニケリ

室町殿物語云明智は力なく坂本の城へとり籠らんと主従
二騎にて山科越に曉かけて打所に郷人岸のうへよりも鎧
にてつきければ光秀内甲へつきこまるゝ大事の手なれば
馬より落る處を云々

○録

保元物語云白河殿をせ正清百き計にておしよせて下野守
の郎等にさかみの國の住人かまた次郎正清となのりけれ
は扱は一家のらうしうこさんなれ大將軍の矢おもてをは
引しりそけとの給へはもとは一家の主君なれ共今は八き
やくのけうとなりいちよくの人々うち取て高名せよや者
共といひもはたさすよつ引てはなつ矢か御をうしのはつ
ふりにからりとあつてかふとのしころにい付たり云

たりける

承久軍物語云ひろた小次郎たちをぬいて三のかいたてを
きりやふつてしころをかたふけせめよするを見て山法師
一たゝかひもせずさつと引てのきにける

太平記云義助朝臣此陣ニハ三木坂西坂東ノ兵トモ相集テ
七百餘騎甲ノ鎧ヲ傾テ馬ヲ立納メ閑マリ却テ幣ヘタリケ
ル

又云大渡山崎新田越後守義順後陣ニ引ケルカ三千餘騎ニ
テ返合セ相撲カ辻ヲ陣ニ取テ旗ヲ飄ト指揚タリケル共
(中路)義順打破テハ圍ヲ出取テ返テハ追退ケ七八度マテ
自戦ヒケルニ鎧ノ袖モ冑ノシコロモ皆切落サレテ深手ア
マタ所負ヒケレハ半死半生ニ切成サレテ僅ニ都ヘ歸リ
給フ

又云武藏野義興甲ノ鎧袖ノ三ノ板切落サレテ
北條五代記云清水太郎左衛門甲のしころをつかんで引かへし
鞍のまへ輪にをし付ねち首にそしてけり故にねち首太郎
左衛門尉と云て大力の名をえたり

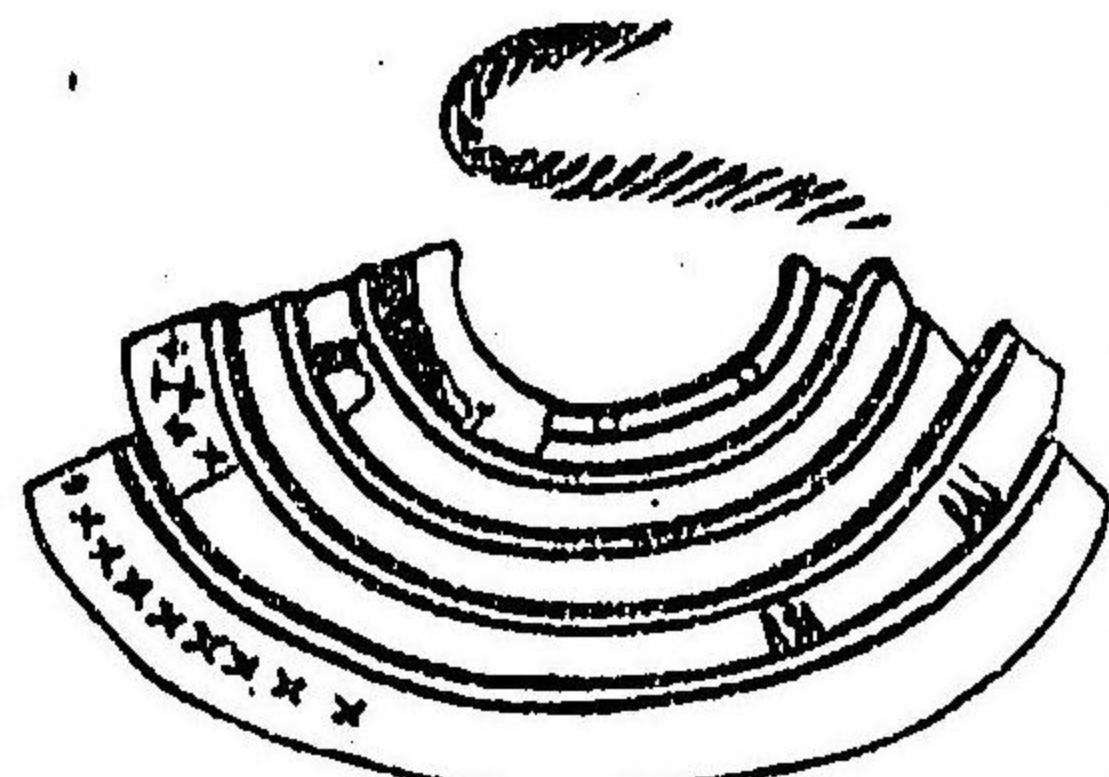
會津陣物語云片倉手ニ付タル兵共城下迄心懸詰候へト
モ召出シノコトク二十人計鐵炮ニテ打倒サレケレハ皆軀
ヲカタムケコタヘツ、不進得

平治物語云六波羅悪源太の給ひけるは今日六はらへ
よせて門のうちへいらさるこそ口をしけれすゝめや者共
とてくつきやうの兵五十よきしころをかたふけてかけ入
は平家の侍ふせきかねはつと引てそ入にける

平家物語云堀尾堀尾太郎はいそき高矢倉にはしり上り
大音聲を揚て去五月より甲斐なき命を助られまいらせて
候各の芳志には是をこそ用意仕つて候へとてさしつめひ
きつめ散々に射る今井四郎宮崎三郎海野望月諏訪藤澤な
といふ一人當千の兵共是を事ともせず甲の鎧を傾け射殺
さるゝ人馬をはとり入引いれ堀をうめ云々

長門本平家物語云備前明俊矢をさしはつして(中略)この
む長刀さやはつして左のわきにかひはさんてあむけの袖
をゆりあはせて甲のしころをかたふけて橋の行けたをは
しりわたり敵三百きか中へ向て入にけり

又云關七兵衛尉水保たてのかけより大のおとこの大なきな
たもちてはしりむかふ水保屋かかふとのしころをつかま
んくとするか二三度とりはつしけるか追懸てむすとと
らへてゐいとひく水保屋一すまひすまうやうにそ見へけ
るはちつけのいたよりしころをつとひきちきりてそにけ



○鉢付板

出雲國日御崎神社藏海圖

奥州後三年記云相模の國住人
鎌倉の權五郎景正といふ者あ
り先祖より聞えたかきつはも
のなり年わつかに十六歳にし
て大軍の前にありて命をすて
ゝたゝかふ間に征矢にて右の

目を射させつ首を射つらぬきてかふとの鉢付の板に射付
られぬ矢をおりかけて當の矢を射て敵を射とりつ
保元物語云白河殿をせさかみの國の住人大庭の平太かけ
よし同三郎かけちかまつさきにすゝんで申けるは八まん
殿かの三年のかせんに出羽國かなさはの城をせめ給ひし
とき十六さいにしていくさのまつさきかけ鳥のうみの三
郎に左のまなこを甲のはち付の板にの付られたうの矢を
いかへして其かたきを取し鎌倉の權五郎かけ正かまつえ
う大庭の平太かけちかたとそなのつたる

異本保元物語云正清向此やはまさきよかはなつにあら
す八まん大ほさつのはなち給ふ御やなるへしとてこゑに
つゐてひやうとゐるためともかまたを見んとふりあをの

きたるひたりのほうききをわけつりてかふとはちつけのいたをしたゝかにそむつたる

平家物語云二懸 梶原鑑ふんはり立上り大音聲を揚て昔八幡殿の後三年の御戦に出羽國千福金澤城を責給ひし時生年十六歳と名乗つて真先かけ弓手の眼を鉢付の板に射付られながら其矢をぬかて當の矢を射敵射落し勲賞蒙ふつて名を後代に上たりし鎌倉権五郎景正か末葉梶原平三景時として一人當千の兵をや我と思はん人々はよりあへや見參せんとておめいてかく

源平盛衰記云源平侍 盛繼判官ヲ懸弛シ不レ安思ヒ游艇ニ乗リ移リ差シ寄テ宗行カ甲ノ吹返ニ熊手ヲカヲト打懸テ曳音出シテ引ク(中路)宗行熊手ニ被レ懸ナカラ馬ヨリ飛下リ貫帯タリケルカ沙ニ足ヲ踏入レツト頸ヲ延テ曳々ト引タリケル盛繼モ大方宗行モ健者勝劣イツレモ不レ見ケリ金剛力士ノ頸引ト覺ヘタル兩方ツヨク引ク程ニ鉢付ノ板フツト引切リ鉢ハ殘テ頭ニアリシコロハ熊手ニ留リヌ又云土佐坊上落條 伊豫守引退テ差語々々射ケレハアタ矢ナシ寄手モ矢前ヲソヘテ射ケリ源八兵衛尉廣綱ハ内甲ヲ鉢付ノ板ニ體付ラレテ馬ヨリ落テ死ニケリ

太平記云頼朝 眞前ニ進タル狩野下野前司カ若黨ニ衣摺郎ちかはると申ものにて候そとたからかにそ名のつたる

もとより御けみやうは承り候おわんぬしよせんせんによつて上洛候かゝるせんにしたかつてまいらせ給ひ候かうけたまわりわけんするはこゝ候其ときちかはるいかゝ思けん矢並をしきりにかひつくりひく甲の緒をこそしめたりけれ云々

平治物語云きよゆか事 大貳清盛はいなりの社に參りをのの杉の枝を折てよろひの袖にさして六はらへそつきにける大内にはさためて今夜やよせんすらんとてかふとのををしめてそ待あかしける

平家物語云教訓 いそぎ車をとほせ西八條へそおはしたる門前にて車よりおり門のうちへさし入て見給へは入道腹巻をき給ふ(中略)其外諸國の受領衛府諸司などは椽に居こほれ庭にもひしとなみ居たり旗竿ともひきそはめく馬の腹帯をかため甲の緒をしめ唯今皆うつたゝんするけしきともなるに小松殿烏帽子に直衣に大文の指貫のそはとつてさやめき入給へは云々

長門本平家物語云火打合 をしへのことくしからみを切おとしければおひたしくみへつる水もへりぬかふとのををしめやなみかひつくりひて勢をまちそへてこゑを調

助房カ冑ノマツカウ鉢付ノ板マテ矢先白ク射通シテ馬ヨリ倒ニ射落ス

藤葉榮衰記云月齋是ヲ聞テ田村勢五六百騎催テ松山ノ圍岩瀬乘ニ馳向ヒ兩陣互ニ相挑テ戦ケル處ニ須田源次郎十八歳ニテ鉢付ノ板ヨリ後ヘツト鐵炮ニテ打板レテ討死ス

○菱縫板

太平記云四月三日 島津モ馬ヲ静々ト歩マセ寄テ矢比ニ成ケレハ先安藝前司三人張ニ十二束三伏且シ堅メテ丁ト放ツ其矢アヤマタス田中カ右ノ頬前ヲ甲ノ菱縫ノ板ヘ懸テ

又云長崎大郎高重最後合戦條 長崎モヨキ敵ナラハ組ント懸合テ是ヲ見ルニ横山太郎重真也サテハアハス敵ソト思ケレハ重真ヲ弓手ニ相受甲ノ鉢ヲ菱縫ノ板マテ破著タリケレハ重真ニツニ成テ失ニケリ

○兜緒

異本保元物語云官軍はうけの條 清和天皇二十代のころゐん六そんわうのばつよふつのかみらくわうかおとゝやまとの守よりちかに五代中務のしやうよりはるかそんかづさのかみちかひろかちやくしにやまとの國の住人うの七

源平盛衰記云八枚夜討條 關屋是ヲキ、テ敵ノタハカリヲ知スシテ矢ヲ放ケル本意ナサヨ人ニ詞ヲカケラレテサテ有ヘキニ非ストテ甲ノ緒ヲヨクシメ三尺五寸ノ太刀ヲ拔キイツクヘカ落ツヘキ關屋コ、ニアリトテニコト笑テ出合タリ

承久記云伊佐山田カ甲ヲツカンテ引タリケレ共大力ナリケレハ甲ノ緒ヲフツト引切テ山田ハ延ヌ伊佐被テ打取ニヌハ遺恨ナレ共甲馬鞍ヲ奪留タレハ伊佐カ高名ト申ケル

太平記云新田義貞謀叛條 平家モ夜明ハ源氏定テ寄ンスラン待テ戦ハ、利アルヘシトテ馬ノ腹帯ヲ固メ甲ノ緒ヲ縮相待トソミヘシ

○忍緒

岡本記云かふとをたかひほにかくるといふ事はかふとをぬきてうしろへなししのひのををたかひほにむすひつけへしたゝし條々口傳有

隨兵日記云馬の先につかひてねるやう甲は左持やうははちつけの方を前へ向て左の手をはちの中へ入右の手を添てしのひの緒をかへて持へし

たくそくの心得也又しきにより手にもちて出る事も有へしそのときは左の手にもち右にてしのひの緒をもちていつる也いづれもしめるをかんよう也

別所長治記云 神吉城 攻條 大手ノ矢藏ノ屋不_レ殘開カ七年來廿八九ノ男卯ノ花威ノ鎧キテ甲ヲハ卸テ童ニ持セ皆紅ノ扇開テ大音アケテ名乗ケルハ當城ノ大將ノ神吉民部少輔ト云者也別所小三郎ニ頼_レ今日於_二當城_一可_二討死_一同死スル

道ニテモ天下ノ大將信忠ノ眼前ニテ花ヤカナル軍シテ剛臆ノ程ミセテ死センコト武士タル者ノ本望ナリイテ見參申サント甲ヲ取テ著シノヒノ緒ヲシメナカラ構ヨリヲリ大手ノ城戸開カセ究竟ノ兵二百餘騎前後左右ニ隨ヘ面モフラス切テ出

甲陽軍鑑云信長の旗本衆も城介殿へより父子の旗本侍衆甲のしのひの緒をしめたる衆八百人あまり雜兵一萬有といへとも一戰不_レ叶_二條殿へ楯籠らる_一

末森記云川尻ヨリ一里計此方高松ト云所ニテ利家甲ノ忍ノ緒ヲ強クシメ其アマリヲ切テ捨ラレケレハ何モ殿ハ今日ヲ限リト思召ト見エタリトテ中々生テ歸ラント思者ハナカリケリ

○命緒

武家名目抄稿第二百五十八册

塙檢校保己一編

甲冑部 十八

○同毛兜

保元物語云 白河殿を義朝夜う ちに寄らるい條 おきの守の郎等にいせの國の住人山田の小三郎これゆきといふは又もなきかうの者か

たかはやふりのゐのし、武者なるか大將軍の引給ふをみてされはとて矢一すちにをそれて向ふたるちんを引ことや有たとひつくしの八郎殿の矢なり共これゆきかよろひはよもとをらし五代つたへて軍にあふこと十五かと我手に取てもたひたひおほく矢共をうけしかといまたうらをはかく物を入々見給へ八郎殿の矢一つうけて物語にせんとてかけ出れはおこの高名はせぬにしかすむやく也とと

うりやう共せぬすれ共もとよりいひつることはをかへさぬ男にて夜あけて後にほうはいの八郎のいて矢め見んといはんには何とか其時こたふへき然れば日ころの高名もうせなん事のむねんなればよし人はずかす共おのれせう人にたつへしとて下人一人あひくして黒かはおと

粗井日記云 水上宗貞 合殿條 畑牛兵衛守國ハ氷上家ノ物司ナリ牛丞守義カ子ニテ屋形ノ彈正守廣カ甥ナリコノ男無ルイノ大剛力ノ勇士ニテ東ニ荒木藤内兵衛西ニ畑牛兵衛トテ若者ノ手聞ニ申シテ候今日ヲ最後ト思ヒ入テ命緒ヲ留メ上帶ヲキリ白母衣ノ波ヲク、ミテス、ミテ候

しのよろひに同毛の五まい甲をぬくひにき十八さいたるそ羽の矢おひぬりこめとうの弓もてかけなる馬に黒くらをいて乗たりけり

太平記云 畑六郎左 衛門條 畑六郎左衛門敵外ニ引ヘタル程ハ能アリ共被_レ知サリケルカ敵己ニ一二町ニ責寄せタリケル時金筒ノ上ニ火威ノ冑ノ敷目ニ拵ヘタルヲ草摺長ニ著下テ同毛ノ五枚甲ニ鍔形打テ緒ヲ縮熊野打ノ頬當ニ大立揚ノ脇當ヲ脇楯ノ下マテ引籠テ四尺三寸ノ太刀ニ三尺六寸ノ長刀莖短ニ拵リ云々

○小櫻ヲ黄ニ返シタル兜
竹崎五郎繪詞云野中殿はかりはのせたてまつるへく候つる物をと申て身ちかくありしわかとうのきたりしこさくらをきに返したるかふとをぬかせてめされ候へ云々

○龍頭兜
半井本保元物語云 白河殿ヲ義朝夜討 ニヨセラル、條 八郎ハ白地ノ錦ノ直垂ニ唐綾威ノ冑ノ午時計ナルニ辰頭ノ甲キラノカシテ長服輪ノ太刀ハキテ山鳥ノ尾ノ藤ノ皮ニテハイタル矢廿四指タル云々

平治物語云 源氏朝を 承ちこの中將なりちかはこん地のに しのひたれにもるきにほひのよろひをしすそかな

物うつたるになかふくりんの太刀をはきたつかしらのかふとをそぎける

源平盛衰記云 屋島合戦 判官宗行ヲ召テ只今ノ振舞凡夫トハ

見ユス鬼神ノワサト覺タリトテ銀ニテ鍔形打タル龍頭ノ

冑ヲ賜ル此冑ト云々源氏重代ノ重寶也銀ニテ龍ヲ前ニ三

ツ後ニ三ツ左右ニ一ツ宛打タレハ八龍ト名附タリ

太平記云 吉野城 大塔宮今ハ通レヌ處也ト思食切テ赤地ノ

錦ノ鍔直垂ニ火威ノ鍔マタ巳ノ冠ナルヲ透間モナクメ

サレ龍頭ノ冑ノ緒ヲシメ三尺五寸ノ小長刀ヲ脇ニ挟云

又云 左兵衛佐義興 後ヲキツト願タレハ新田左兵衛佐義興火

威ノ鍔ニ龍頭ノ五枚甲ノ緒ヲ縮テ白栗毛ナル馬ノ額ニ角

ノ生タルニ乗アヒノ鞍ヲシトト打テ江戸ヲ弓手ノ物ニナ

シ鍔ノ鼻ニ落サカリテワタリ七寸計ナル雁俣ヲ以テカヒ

カネヨリ乳ノ下ヘカケスフツト射トヲサルト思ヒテ江

戸馬ヨリ倒ニ落タリ

見聞雜錄云君モ駿河守其方病中と云見舞に來る故武具不

可レ全信玄か代と存此甲をと忝も御召料之龍頭を被レ下

又陣羽織を被レ下煖簀之羽織金にて武田菱を討たる也駿

河守冥加の至と感涙し是を著して出立たり

柄ニ切鋒打立テ、故ム々々トスル所ニソハノ障子ヲ踏倒

シ長刀ノ柄ヲ取直シテ腹巻カケニ胸ヨリ背ヘ差貫キヤカ

テノヲヘテ頸ヲ搦ク

又云露吹結フ秋風ハ鍔ノ袖ヲヒルカヘシ雲井ニ響ク雷電

ハ冑ノ星ヲ耀ス

太平記云 笠置 鍔ノタル武者三千餘人甲ノ星ヲ耀シ鍔ノ袖

ヲ連テ雲霞ノ如クニ並居タリ

北條五代記 犬也入道弓馬 犬也鶴毛の駒に黒絲威の鍔著星甲

の上に頭巾あて白袈裟をかけいふせき山臥のすかたに出

立矢をひ弓持て郎等一人召しくし鍔を提させ馬に打乘て

云々

甲陽軍鑑云 信玄公家老軍法工夫侍大將 味方ケ原合戦に家康内

鳥井四郎左衛門と云大剛の者と右衛門承太刀うち仕り其

後組うちにする此四郎左衛門大剛の兵なるしに右衛

門亟か甲をきりわる然れとも明珍の星甲なる故甲は損し

て身にあたらす終に四郎左衛門か頭をとる

松隣夜話云大田三樂子息ヲ召連テ越府へ被レ參謀信公召

下シノ御鍔ヲ給テ初著ヲセサントノ望ニ依テ即應諾坐ニ

御召ノ料ニヲトシ置レシ紫絲ノ御鍔ニ星甲ヲ副テ給レ之

○星白兜

○獅子頭兜

太平記云 山崎等 武藏守師直カ内ニ野木與一兵衛入道頼玄

トテ大刀ノ早業打物取テ世ニ名知ラレタル兵有ケルカ同

丸ノ上ニシナハメノ大鍔スキ間モナク著ナシ獅子頭ノ

冑ニ目ノ下ノ頬當シテ云々

北條家本太平記云 四月三日 爰ニ赤松カ勢ノ中ヨリ兵四人

進出テ數千騎控タル敵ノ中ヘ是非ナク打テ懸リケリ近ツ

クニ隨テ是ヲ見レハ長七尺許ナル男ノ鬚兩方ヘ生分レテ

皆逆ニ裂タルカ鍔ノ上ニ鍔ヲ重テ著大立舉ノ膝當ニ膝鍔

懸テ獅子頭ノ兜猪頭ニ著ナシ五尺餘ノ大刀ヲ帶八尺餘ノ

カナサイ棒ノ八角ナルヲ手本二尺許圓ノテ城ニ輕ケニ提

ケタリ云々

新田由良家傳記云中條出羽其日の出立には獅子頭の甲を

著虎の皮のひつ敷懸て十文字の鍔を持再拜を手にかけて

下知いたし人数を招き候へは云々

○星兜

源平盛衰記云 八枚 加藤二誤テセントテ左右ナクハ入テ

ス甲ヲスイテ長刀ノサキニ係テ内ヘツト差入タリ待儲タ

ル兼隆ナレハ敵ノ入ルソト心得テ太刀ヲ入テハタト切ル

餘リニツヨク打ツ程ニカントノ星ニ並ニ並切リケツリ賜

保元物語云 政隆 しなの、國の住人ねの井大彌太あゐ

すりの直垂に卯の花おとしのよろひにはし白の甲をきさ

めなる馬に乗たるか云々

平家物語云 源 兼畏て申けるはまことや三位入道殿は三

井寺にときこえ候定て打手むけられ候はんすらん心に

うも候はす三位入道の類渡邊兼盛は三井寺法師にて

そ候はんすらん罷向てゑりうちなとも仕るへき(中略)三

井寺へといてたちける心のうちこそむさんなれ狂紋の狩

衣の菊とち大きやかにしたるに重代のきせなか緋威の鍔

著て星白の甲の緒をしめいか物作の太刀をはき廿四指た

る大中黒の矢おひ瀧口の骨法なしとや鷹の羽てはいたり

ける的一手そさしそへたる滋藤の弓持て云々

庭訓往來云武具事雖見苦敷候一紫絲蒔黃絲綴卯花威黒絲

鍔赤草黃絲腹巻唐綾小櫻黒草綴大荒目筒丸緋緋目紺絲威

腹當星白龍頭四方白甲各一列云々

○白星兜

保元物語云 官軍はう、手わけの條 あくれは六日けんひいし共せき

かりきぬにあさき絲のよろひにうはおりしたるゑほしの

上に白ほしの甲をききりふの矢に二所藤の弓持くるき馬

にくろくらおいてそのつたりける

又云 白河殿を義朝夜う 中務のせうしけもり生年十九さいあ

かものにしきのひたれにおもたかおとしのよろひに白

はしの甲をき廿四さしたる中黒の矢おひ二所とうの弓も

てきかはらけなる馬に乗すみ出てちよくめいをかふふ

りて罷向ふたる者かてきちんこはしとて引かへすやうや

有へきつ、けやわか者共とてかけ出られける

平治物語云 源氏勢そ 悪右衛門のかみ信頼はあか地のにし

きのひたれにむらさきすそのよろひにきくのすそかな

ものうつたるに金作の太刀をはき白はしの甲にくはかた

打たるをわくひにきし、んでんのかくのまにしりをかけ

てそむ給ひける

長門本平家物語云 安高淡 むさしの三郎左衛門有國はねり

いろのきよりやうのひたれにひおとしのよろひにしら

ほしのかふといくひにきなし云々

源平盛衰記云 源平侍 越中二郎兵衛盛繼好ム装束ナレハ紺

村紺ノ直垂ニ赤絲威ノ鎧著テ白星ノ甲ニ葦毛ノ馬ニ乗リ

云々

判官物語云 吉野 判官その日のしやうそくにはあかちの

にしきのひたれにくれなるすそこのよろひにしらはし

判官物語云 源平侍 よしつねかすみならしたる所に天まの

すみかとならん事うかるへしぬしのためにおもきかつち

うをおきつればまもりと成てあくまをよせぬ事の有成そ

とてこさくらおとしのよろひに四はうしろのかふと山鳥

のはのや十六さしてまろきのゆみ一ちやうそへておかれ

たり

伯耆之卷云清高下知しけるは今は兎も角も討死せはや者

ともとて寄けるか其間矢ころと覺しきに下様に見給へは

楯のはつれに四方白の甲著たる者あり田所か第五郎左衛

門尉種直と云者なり長高是を見給て例の大弓弦くひしめ

し中差取てつかひよつ引ひやうと射る種直か鎧の引合つ

と射通し後に續たる弟の六郎か甲のまかう後に矢たけ射

出しけり

富樫記云政親御年積テ卅四長ノ高六尺八寸如ニ丈六仁王

之荒作ニ也紫下濃ノ御著長四久持アルヲ取テ引掛洵テ上

帯丁ト縮同毛ノ四方白ノ甲ニ大鍬形打猪頭ニ著成云々

文正記云聿甲斐總領千菊丸其齡十有二(中畧)同色四方白

五枚兜打三箇月小鍬形一郎從被振其屋簷而耀ニ廣興ニ和

輪

○八方白兜

のかふとのおをしめこかねつくりのたちはき云々

承久記云京方ヨリ赤地ノ錦ノ直垂ニ蒔黄ニホヒノ鎧スソ

金物打タルニ白星ノ甲キリフノ矢負テ紅ノ母衣懸白葦毛

ナル馬ニ乗タル上鷹君トノ人ト見ル所ニ是ハ右衛門佐朝

俊也

太平記云 源資朝自八 悪源太洗皮ノ鎧ニ白星ノ甲ノ緒ヲ縮

テ只今給リタル金作リノ太刀ノ上ニ三尺八寸ノ黒塗ノ太

刀帶副云々

又云 久我頼 尾張守ハ元ヨリ氣早ノ若武者ナレハ今度ノ合

戦人ノ耳目ヲ驚ス様ニシテ名ヲ揚シヌル者ヲト兼テ有増

ノ事ナレハ其日ノ馬物ノ具笠符ニ至マテ當リヲ耀カシテ

被ニ出立タリ花鬘子ノ濃紅ニ染タル鎧直垂ニ紫絲ノ鎧金

物重ク打タルヲ透間モナク著下シテ白星ノ五枚甲ノ吹返

ニ日光月光ノ二天子ヲ金ト銀トニテ掘透シテ打タルヲ猪

頭ニ著成シ云々

○片白兜

源平盛衰記云 源平侍 サラハ十郎ト被レ召タリ褐ノ直垂ニ

洗皮ノ鎧ニ片白ノ甲廿四差タル白羽ノ矢ニ笛藤弓ノ塗籠

タル真中トテ渚ヲ下ニサシクツロケテ參タル

○四方白兜

岡本記云八方白のかふとには纏してしやくまつけぬ事は

ん也

貞丈云今世畫工の俗説に冑の左右二方銀にて包たるを

八の字にかたとり八方白と云は非なり四方白は四方を

銀にて包み残る四方は鐵地なり其鐵地の所をも銀にて

包めは八方白なり是一面に銀包の冑になるなり一面に

銀をさせたる物なるゆへ銀のうすかねか目よけになる

也依レ之八面白にはしやくまつけぬと云事なるへし

○銀兜

今昔物語云 源頼朝御臣 頼時カ聲散位藤原經濟平永衡等モ

皆勇ヲ背テ守隨フ而ルニ永衡銀ノ冑ヲ著テ軍ニ有リ人有

テ守ニ告テ云ク永衡ハ頼時カ聲トシテ外ニハ隨フト云ヘ

トモ内ニハ謀ノ心有リ定メテ密ニ使ヲ通ハシテ御方ノ軍

ノ有様ヲ告ムト爲ル也亦著タル所ノ冑群ト不ノ同此レ必

ス合戦ノ驗也トテ守此レヲ聞テ永衡并ニ其ノ類四人ヲ捕

ヘテ其ノ頸ヲ斬ツ

東遷基業云太田か属兵水越縫殿山代橋に於て馬より下た

ち槍を取て敵に向ふ小松方成田助九郎ふちの馬に乗て馳

かゝる安孫子佐大夫拜郷治太夫不破全兵衛宮田小兵衛等

押つゝし時に松平久兵衛足輕を下知して太田か備にひか

へけるか細道の迫合なれば鐵炮放かたく思ひけるにや銀の冑に黒具足を著しもろ鏡をあてゝ駈來り馬をかしこに乘捨て手槍を提て水越か前にかけて一番と名乗

○帽子兜

平家物語云なんごん しゃらの おち行せいの中にさかの四らゆうかくといふあくそうありちからのつよきゆみやうち物とつては七大寺十五大寺にすくれたりもえきをとしのはらまきにくろかはをとしのよろいをかかねてそきたりけるほうしかふとに五まいかふとのを、しめ云々

源平盛衰記云小松殿 教訓條 入道ハ帽子甲ニ萌黄ノ腹巻ノ袖付タル著テ小長刀計ニテ立給ヒタリ

島津家本太平記云鹿野城 合戰條 圓心ハ時下タル腹巻ニ帽子冑ヲ著テ小笠原カ馬ニ乗ントシケル所へ走ヨリ鏡ヲ押テソ乗ケル

又云細六郎左衛門 衛門條 細六郎左衛門ト申ハ武藏國ノ住人ニテ有ケルカ歳十六ノ時ヨリ好ニ相撲ニ取ケルカ坂東八箇國ニ更ニ勝者無リケリ(中畧)サレハ物ハ以テ類聚ル習ヒナレハ彼カ甥ニ所大夫房快舞トテ少シモ不劣惡僧アリ又中間ニ惡八郎トテ缺唇ナル大力アリ又犬獅子ト名ヲ付タル不思議ノ犬一匹有ケリ此三人ノ者共關ニタニナレハ或帽子甲

云モノニハアラサルヘシ(軍器考)

貞丈云或説曰和泉ハ古ノ鏡作ル工ノ名也其先祖ヲ古和泉ト云古ノ字ヲ誤テ小トナスト云貞丈云古和泉何ノ時代ノ人歟尋ヌヘシ(軍器考)

○鎖鏡兜

關東兵亂記云小島義明 合戰條 小田原勢ノ中ニ安藤ト云者荒皮ノ黒キ鎧ニクサリシコロノ甲ニ鍔形ウツテキタリケルカ長太刀ヲ拔テサシカサシ義明ヲ目ニカケ近々トヨリケル云云

○小泉兜

應仁記云政長其日ノ出立ハ黒草威ノ腹巻ニヒロ袖付ケ小泉甲ノ緒ヲシメ馬ヨリ下立長刀ヲツニツキ南ヲ見レハ云々

應仁私記云小泉甲ノ緒ヲトメ喉輪四手鍵劔小幡重簾ノ弓

○八方頭兜

義光物語云延澤能登守城中より是を見て大手の門をひらき唯一騎打て出其日の裝束には鎖帷子の上に黒絲威の鎧を著八方頭の甲引籠て鶴毛の馬に打乘て云々

○頭形兜

ニ鎖ヲ著テ足輕ニ出立時モアリ或大鎧ニ七ツ物持時モアリ様々質ヲ替テ敵ノ向城ニ忍入云々

明徳記云射手ノ兵ハ皆同丸ノ腹當帽子甲ニテ楯ヨリ左右へ流テ雨ノ降ル如ク射タリケル

酒吞童子物語云帽子かふとを取出て頼光に奉るときんの下に能々著給へし此鬼は神通の眼明にして其人々を能見心中をよく知者也此甲たにも著給ひたらは見ゆる事有へからす

貞丈云帽子冑本文(軍器考)ノ考ハ當ラス帽子冑ハ即今世鏢頭巾ト云物ナルヘシ平家物語ニ坂四郎永寛帽子冑ニ五枚冑ヲ著ルト云參考太平記ニ熊野人ト見エテ長七尺許ナルカ半首カケ帽子冑ニ五枚冑ヲ重テ著ルト見エタリ右ノ帽子冑ハ今世ノ鏢頭巾ニテ頂上モ鏢ナル故其上ニ常ノ冑ヲ重ネテ著ラル、也常ノ冑ニツハ重ネテ著ル事ハナラヌ也又太平記ニ細六郎左衛門時能帽子冑ニ鎖著テト見タリ是鏢頭巾ヲ被リ鎖帷子ヲ著テ上下一對ニ著タルナリ

本文ニ謂ヘル所ノ飾モナキ筋モ星モナキ冑ノ鉢ニ鏢ノシコロ附タルヲ下部ノ者ノ著タル體後三年合戰繪一谷合戰繪等其外古畫ニ見エタリ其冑ノ名未詳也帽子冑ト

義發後覺云後醍醐天皇 勳應返ノ直垂ニ黒草威ノ鎧ヲ著タル之條 武者ヲ組伏シカ兜ヲ取テ頸ヲ搦ントセシニ忍緒取ラレサルニ因テ兎角トスル程ニ向フヨリ頭形ノ冑ヲ著タル武者鎧ヲ提テ競來ル

○銀鏡子兜

增補家忠日記云天正十二年 四月九日條 永井傳八郎直勝二十二歳 山田ノ右近大夫 囉ヲ傳ヒ進來テ勝入ヲ擊子時勝入黒絲の鎧を著し頭形ノ冑ヲ蒙テ再拜ヲ持ツ勝入カ帶スル處ノ刀及ヒ再拜

○銀長帽子兜

豐臣家譜云清正率五百騎乘船十艘入蔚山明兵皆恐清正之勇敢而不欲防留之時清正被銀帽子兜

釜挾長刀立舟頭一指麾兵士遂入蔚山城

○金梨打鳥帽子

清正記云清正手勢甘そう計にて妙法の旗を押たて例の銀の長帽子の甲を著し長刀を脇にはさみ六尺ゆたかにのひあかり船のへさきにたち上り供舟ともに下知をなし城中へのり入ける

東遷基業云康勝の臣貴志角之丞は金の梨子打鳥帽子の冑を著たる敵と突合しか貴志は鎧を捨て飛入引組て終に其首をとる

○銀梨打鳥帽子

續撰清正記云甲は銀の梨打鳥帽子に左右に朱の丸有

○長鳥帽子

○帽子

武蔭叢話云加藤清正の長鳥帽子藤堂新七か帽子なども名高き甲なり

○法師兜

見聞雜錄云元來淺利は武田の客臣にて他の家老とは違たる家筋と云又申所無餘儀最也其方事不可混他の士大將信玄鎧を著したりとて何ら遠慮か有る殊更其方は病身なれば此法し甲も山中之除濕神妙也と宣ひて唐綾威鎧に土佐頭巾に似たる法し甲を添て被下云々

○梨打兜

水野勝成記云又一人金のなしうちの甲にとりけ引廻しをつけたるもの拙者右の方え鎧をつきつけ参り云々

續武家閑談云又登人金のなし打の甲に鳥尾の引まわしを付たるもの拙者右の方へ鎧を突付参り候間其場にて突倒し側に成瀬久大夫と申者罷在り走り出此者を討可申と申候條其首を久大夫にとらせ申候

○兜蓋兜

し處堀丹後守銀の鎧尾の甲糟毛の馬に乗唯一騎乗出し河原はなを敵の後え廻し丹後家來岩倉三左衛門須美八郎兵衛其外押續き懸り申候

關八州古戦録云

太田十郎夜討條

飛騨守モ胸板ノ下ニ三四ヶ所鎧疵ヲ負ヒ十文字ノ鎧ノ柄モ五ヶ所マテ切込レ鎧尾ノ首鎧ニモ矢二筋ヲ射立ラレシ良々烈シキ執合ナリ

東遷基業云右京亮はかねて鐵炮に熟してやゝもすれば翔鳥をも打程の手きよなるか今その戦にさせる功なきを口惜く思ひ明日は肥前守か能登守を打て城兵に勇を付へしとて密に敷地山に出て時を伺ふ明れば四日の曉更より利長利政の軍勢押出す利長鎧尾の冑を被り床机に尻掛ておはしけるを右京亮天の與へなりと悦ひしけみの中を七八十間ばかりにねらひより横合に二枚まで打けるか一ツは利長の頬當にかすり一ツは側に控たる兒小性岡田何某に中りて即時に死す云々

○角榮螺兜

會津陣物語云岡野左内ハ黒具足ニ猩々緋ノ羽織ヲ著シ角榮螺ノ南蠻甲ヲ猪頭ニ著ナシ黒ノ馬ニ乗タリ

武蔭叢話云岡野左内は角榮螺の甲にそはちの立物打て居頭に著なし猩々緋羽織に鹿毛の馬に乗川端にて引下り防

大友興廢記云長尾口合戦條爰に豊後玖珠の郡の住人財津何右衛門といふ者たゞ一騎遁出し川にひたくと打入二三段はかりすゝみ出て財津何右衛門と云者なり日ころ爰かしの軍に定めて聞およふらん出合くめやとのしつて金のうちをわけてまねく秋月勢は川の邊にひかへ鐵炮をそろへうつほとに財津かといはいの甲に六ツ七ツまであた

るされとも其身には一ツもくはゝらす

○鴟兜

源平盛衰記云教盛夢忠正爲義條平大納言教盛ノ夢ニミ玉ヒタリケルハ保元ニ討レシ平馬頭忠正六條判官入道爲義大將トヲホシクテ數百騎ノ勢共アリケル中ニ或ハ柿衣ニ不動ケサカケタリ或ハ鴟甲ニ鎧キタリ或ハ首丁頭巾ニ腹巻キタリ

○鯉兜

向ニカキスヘ奉テ都ヘ入奉ルヘキ由評定シタリ

○鎧尾兜

會津陣物語云一揆方大ニ騷亂ケル處ヘ直寄ハ黒革ノ鎧ニ銀ノ四尺計ノ鎧尾ノ甲ヲ著シ手鎧提ケ堀丹後守ト名乗カケ眞先ニカケ入ケル

大坂軍記云天野半之助立こたへ追來る大坂勢を請留鎧を合候甲の立物突わられ鎧手折半之助既に討死せんと見へ

戦ひ候(中略)此左内後は岡越後守といひ蒲生下野守忠郷迄に奉公して病死する云々其子左衛門尉相續て猪苗代城共に申付られ其子源五郎は牢人する角榮螺の甲は南蠻のはてれんより音物に貫ひたる物也源五郎か病死の後其下人とも左内か鳩胸鴟口の具足角榮螺の甲を持紀州へ下り候所に布施左五右衛門と申仁黄金出し求たるよし三井寺の衆徒語り申されき

○鯉兜

増補家忠日記云去月の十八町表ノ戦ニ水野カ從士鯉ノ冑ヲ蒙ル者其勇敢形勢拔群ニ見ユル

○桃兜

松原自休手録云去年石カ瀬戰ノ時小川勢鯉ノカフリ物ヲ著テ出ル拔群ニミヘケレハ矢田作十郎以使ヲ所望スレハ則送之

○桃兜

増補家忠日記云慶長五年八月一日伏見之城兵長原ノ族敵ニ内應シテ城ニ火ヲ放テ寄手之多勢ヲ城中ニ引入黎明城既半焚ク城兵力ヲ盡スト云ヘトモ内外ノ大敵防キ難キニ依テ諸士皆大手ノ城門ニ相集テ是ヲ支ヘントス于レ時松平主殿助家忠黒絲ノ鎧ニ桃之冑ヲ著シ累代傳ル所ノ名劍利刀ヲ帶シテ士卒ヲ指揮シテ奮戦フ

○菱形兜

奥羽永慶軍記云 和賀主馬 助政軍様 爰ニ北湯口主膳ハ緋綴ノ鏡ニ菱形ノ甲ノ緒ヲ占河原毛ノ馬ニ打乗真先カケテ切テマハル云々

○唐人笠兜

大坂軍記云五月五日巳の刻京都御進發尾張宰相駿河宰相御供也將軍は伏見より御立山鳥の尾の御羽織羅沙の唐人笠の御甲櫻野と云十寸三分の栗毛糟毛の御馬に孔雀尾の馬鏡をかけ召候

○鳥毛兜

慶長見聞記云刑部少輔吉隆六百餘騎本陣ニ備テ四方ヲ下知シケルカ鳥毛ノ甲ニ脇當スネ當計サシ鏡ヲ著ス是ハ叶サル時馬上ニテ早ク腹ヲ切テ人ノ手ニ掛ルマシキ爲ト聞ヘシ

○熊毛甲

武隆叢話云松倉長門守勝家領分肥前嶋原一揆籠城の時二月廿一日の夜城より黒田左衛門佐忠之陣へ夜討に出る紀州殿御使番山中作右衛門柵際へ走り行云々則山中作右衛門甲熊毛の頭上 立十文字鏡なり一番に鏡を合る

○富士山兜

見聞雜錄云勝頼秘藏の侍高遠源吾伊奈力之丞兩人乍レ賤言合謙信を相打と志し無レ難紛れ入て左右より桂包を目印に力之丞は太刀源吾は鏡にて突て掛るを謙信推参也已等と力之丞か打付る太刀を右の足にて蹴落し云々

越後軍記云

相州小田 原政條 謙信ハ同三月中旬ニ小田原へ押詰既ニ蓮池マテ亂入シニ心モ知ラス關東士大將衆ニ少モ氣遣ナク甲ヲ脱白キ布ノ手巾ヲ以テ桂包ミト云フモノニ頭ヲ包米采牌ヲ捕テ諸手へ乗入下知シ玉フ云々

大坂軍記云城之助其時筑前守小性にて初中後馬をはなれす能有り將軍の御有様も左馬介筑前守詞をも能承候ゆへ度々物かたりせられ候也左馬介は富士山の甲筑前守は一ノ谷の甲なり

○仰兜

異本保元物語云八郎これを見ていかりをなし(中略)たちひきぬきのけかふとにておめいてかく

○笠

○施頭の笠 ○引用書關脫

按、軍器考云近代より銅鐵の類にて作れる笠の漆にてぬれるを兜にかへて足輕のつはものに著することあり此事何れのころに始れるにやふるき繪ともの中に笠著たる者こゝかしこに見えたれと戦の場にて笠著たりしことなとしるせるものはいまた見る所あらずされと舊事記にしるされしはその事からのいくさの備のやうになん見ゆ又古の兜につけししるしを笠注といひし事もいかさまにもいはれあることにそあるへき異國にも瓊笠といふものをもて兜に代ること今も猶あるならばせにて侍り

○桂包

武家名目抄稿第二百五十九册

塙檢校保己一編

甲冑部 十九

○立物

松平記云元龜元年十月中旬信玄遠州へ發向し木多鹿角の立物にからのかしらかけたる甲にて敵味方の間へ乗込て人數を皆左右引上る間跡目に付信玄乘押大久保治右衛門同勘七郎都筑藤市大久保荒之助四人しんかりにて引取候

松原自休手録云十月野寺ノ寺内ニ隱置惡徒之由云々以酒井雅樂助令ニ檢斷ニ處寺僧演ニ噉議ニ不入ニ寺内ニ雅樂助云ク在ニ國中ニ可レ背ニ國法ニ裁ト押入糺レ之依レ之門徒等怒テ僧徒云ヒ合セ金ニ一揆ニ法敵退治ナレハ進ム足ハ往生極樂退ク足ハ無間地獄ト書レ札立甲向

老談一言記云甲の前立物にシカミと申物をするは何にと尋と問奉りしに其は醜女也と存する人を食する神なる故に武人の頭に戴くかと仰あり證見ニ神代紀

○大立物

平塞録云熊谷忠右衛門最前石へ中テコロヒ落ケルカ又々起上リ塚ノ手へ著ニケル忠右衛門ハ金ノ筋角ノ二尺計ナル大立物故夕日ニカ、ヤキテ城ヨリモヨキ目當故鐵炮ヲ打掛鎗長刀ニテ切付ル事際ナシ

○鐵形
保元物語云 白河殿をせめおとす條 大將はあかちのしきのひたれに黒絲おとしのよろひにくはかた打たる甲をき黒き馬に黒くらをいてのつたりけり

平治物語云 源氏勢をるへの條 悪右衛門のかみ信頼はあか地のしきのひたれにむらさきすそこのよろひにきくのすそかな物うつたるに金作の太刀をはき白ほしの甲にくはかた打たるをわくひにきしゝんてんのかくのまにしりをかけてそむ給ひける

平家物語云 かはらいの條 九郎御さうしよしつねの其日のしやうそくにはあかしのしきのひたれにむらさきすそこのよろひきてくはかたうつたるかふとのを、しめこかねつくりのたちをはき云々

又云 寛政最落行勢の中に武藏國住人長井齋藤別當實盛は存するむねありければ赤地の錦の直垂に崩成威の鎧著て鐵形打たる甲の緒をしめ金作りの太刀を帯云々

伯耆之卷云かゝる所にある下部内裏へ參て申けるは搦手の軍は御方討勝候大手の軍は敵強候と申主上此事を被聞食て御騒有ければ長高申けるは何事か候へき甚長義行等か候程は無左右破られ候事不可有と事もなげにぞ申ける乍去今日の合戦不見候ては何の日を可期候哉長高出向ひ一矢應而可參候とて御前を罷立黒絲威の鎧に五枚甲の鐵形打たるに廿五指たる黒ほろの矢負四尺三寸三九寸の太刀二振帶五人して張ける例の大弓杖につきねり出たる事から焚燬といふとも是には勝れしと見えたり

明德記云右衛門佐基國一足モ退ソカスキタナシ人々イツクへ引ソ返セ々々ト云儘ニ自ラ敵ニ相當テ命ヲ懸芥ヨリモ輕クシテ戦ヒ給ケル間甲ノ鐵形鎧ノ袖散々ニ切落サレテ既ニ討レ給ヌト見えケル

大友與廣慶記云 一萬田三河守高橋の家を擡條 光種御意にしたかひ宿所にかへり郎等をあつめて將軍の御誼をのへて主従三百人みな髪を切甲を扇子の上におき酒宴をなし勇の光種甲の鐵形に一首の歌を書付ける今日出でいのちをうるか市にはたちはちめよりかふとこそさる

船田後記云廿六日賊軍遂於山之半腹四面圍柵更塗土

又云 水曾最期 木曾のさまのかみよしなかか其日のしやうそくにはあかちのしきのひたれにからあやをとしのよろひきてくはかたうつたるかふとのを、しめ云々

判官物語云 土佐房堀川へ寄る條 判官大くろといふ馬にきんふくりんのくらおかせてひつたてたりければあかちのしきのひたれにひおとしよろひにくわかたうつたる白ほしのかふとのおをしめこかねつくりのたちはいて云々

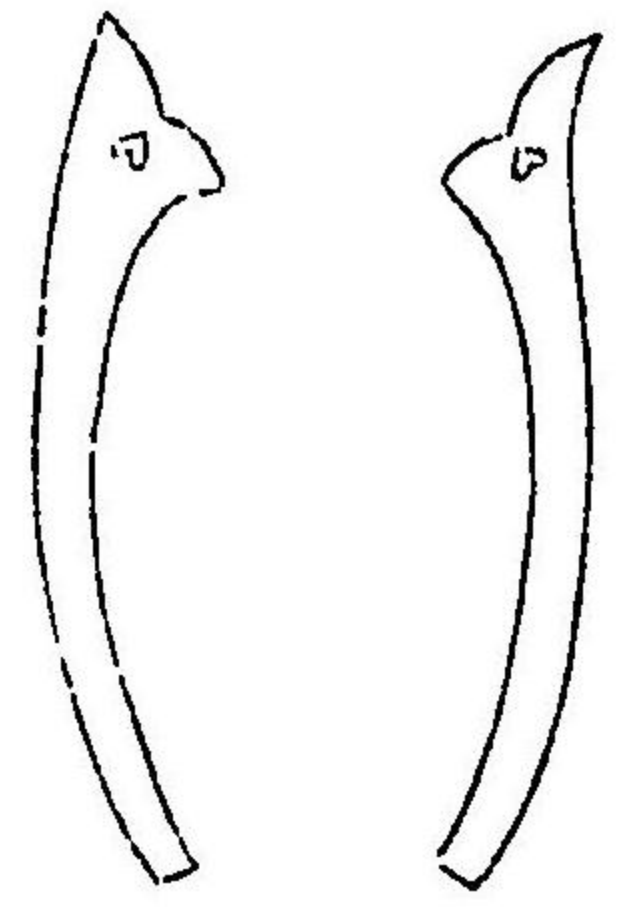
源平盛衰記云 横田河原軍陣條 敵ノ陣ヨリ十三騎マテ進ミ出ツ大將軍ハ赤地錦ノ鎧直垂ニ黒絲威ノ鎧ニ鐵模打タル甲著テ連鐵葉毛ノ馬ニ金伏輪ノ鞍置テ乘タリケリ

ますかみ云 村雨の條 その日は大納言も大たうの前座主の宮もうるはしきもの、ふすかたに出たせ給ひ卯の花をとしのよろひにくわかたのかふと奉りて大矢をいてそおはする云々

太平記云 六波羅の條 又源氏ノ陣ヨリ紺ノ唐綾威ノ鎧ニ鐵形打タル甲ノ緒ヲ縮メ五尺餘ノ太刀ヲ拔テ肩ニ懸敵ノ前半町計ニ馬ヲ驅寄テ高聲ニ名乗ケル八幡殿ヨリ以來源氏代々ノ侍トシテ流石ニ名ハ隠レナケレ共時ニ取テ名ヲ被知ネハ爾ヘキ敵ニ逢難シ是ハ足利殿ノ御内ニ大高二郎重成ト云者也

摺爲屏(中略)下ニ敵賊軍一則可坐而制之兎上鐵形皆倍于常短者二三尺長者至七尺蓋隨戰勳之崇卑也

嘉良喜隨筆云今冑ノクハ形ハ元火形ナリコレヲクハカタト假名ニカクヲ誤テ鐵ノ形ニス不動ノ火焰ノ兩方へ別ル形ヲ云へリ



安藝國嚴島神社藏義家朝臣鐵形圖

○大鐵形
恐管抄云大將軍清盛はひた黒にさうそきてかちの

直垂に黒草おとしの鎧にぬりの、矢をおひて黒き馬に乗て御所の中門の廊下に引よせて大鐵形の甲取て著て緒しめ打出けれ

太平記云 神南合戰條 佐々木カ黄旗一揆ノ中ヨリ大鐵形ニ一様ノ母衣懸タル武者三人己カ結タル鹿垣切テ押破リ云々

南都本太平記云 京軍條 桔梗一揆ノ中ヨリ小里兵庫助日吉八郎笠驗大鐵形夕陽ニ耀シ五尺六寸ノ太刀ヲ引ソハメテ氏範ニ渡リ合テ火出ル程コソ戰フタレ

富樫記云政親御年積テ卅四長ノ高六尺八寸如ニ丈六仁王之荒作一也紫下濃ノ御著良四人持アルヲ取テ引掛洵テ上

帶丁ト縮同毛ノ四方白ノ甲ニ大鍬形打猪頭ニ著成件ノ長刀ヲ追取伸云々

○小鍬形

文政記云津甲斐總領千菊丸共齡十有二(中略)家傳幼童時代々初著普代卯花絨鎧綿上掛抛掛肩上帶縮草摺短著下金造腰刀指添五明一結一降銘作小太刀一籠手脛楯綺麗不及言語同色四方白五枚兜打三箇月小鍬形一即從被撰其星燦而耀廣興和輪

大友興廢記云合志之愛に豊後國大野の郡三重之郷の住人

森廻三十郎親正ときこえしは(中略)親正は甲をみれば小鍬形に三本しやうふの中に金の短冊に一首の歌ありのちより名こそおしけれ武士の道をそ誰もかくや思はんと書て緩々と左りまきにしてそつけたる云々

○銀鍬形

大坂軍記云慶長十九年十一月廿六日長門又兵衛さいをふり鍬入候長門か組佐久間藏人銀の鍬形の甲に烏毛の引廻し付黒段々のしないをさし北の柳の木戸口より出堤の上を走り行

貞丈云鍬形ハ蕨蕨形也蕨蕨ハクハキト云物也其葉澤湯ニ似タリクハキガタト云フ事ヲ略シテクハガタト云也

のちより名こそおしけれ武士の道をは誰もかくやおもはんと書て緩々と左りまきしてそつけたる云々

○角元

武隆叢話云大坂御陣五月六日大將木村長門守重成踏止り庵原助右衛門十文字鍬を持長門と鍬組戦ふ云々助右衛門か郎等共長門首を取所へ安藤長三郎走り來り其頭を貫ふ(中略)長門首を見たる人咄しに四方白鍬形の甲冑也鍬形の角元は菊から草と云々

○角

高館草子云武藏坊辨慶は櫓のあゆみの板をこほれよとふくくとふみならしなにから云はてかめめかつのうつたる甲をきようきこつからゆしくてよき馬にのりたれば云々

○鹿角

湘山星移集云永享十三年改元有テ嘉吉ト云今度打取所ノ首トモ同月十七日著到ヲ被付實檢ヲ被遂總大將上杉兵庫頭清方ハ小具足計ニテ出タマヘハ侍所長尾出雲守憲景紫スソコノヨロヒニ鍬形ノ五枚甲瀬下治部少輔景秀黒絲ノ鍬ニ同毛ノ三枚甲鹿ノ角打立テタリケル此兩人付役ニテ其外祇候ノ人々半袴ニテマイリケル

クハキノ葉ヲ用ル事ハクハフルト云フ詞ニカヨヒテ威勢加ル人數加ルナト、云加増ノ心ニ取リナシテクハカタヲ祝ノ心ニ用ルナリオモタカノ葉ト云説ハアヤマリ也又オモタカヲ勝軍草ト云ユヘ用ルト云モアヤマリナ

リクハガタハクハキノ葉ノ形ニテアルヲオモタカノ葉トコ、ロエテオモタカハ冑ノタテモノニナル物也トテ勝軍草ト俗ニヨヒナラハシタル也白膠木ハ軍器ニ用ル木ナレハトテ勝軍木トイヒナラハスカ如シ(軍器考)

○三鍬形

太平記云神南合山名カ郎等因幡國ノ住人ニ福間三郎トテ世ニ名ヲレ知タル大力ノ有ケルカ七尺三寸ノ太刀タヒラ廣ニ作リタルヲ鏢本三尺計ヲイテ蛤齒ニ搔合セ伏細目ノ鍬ニ三鍬形打タル甲ヲ著頭ニ著ナシ云々

○藁蒲鍬形

岡本記云しやうふくわかたのへうし物の事たしやうふをひやうしたる事也

○三本藁蒲

大友興廢記云合志之愛に豊後國大野の郡三重之郷之住人森廻三十郎親正ときこえしは(中略)親正が甲をみれば小鍬形に三本のしやうふの中に金の短冊に一首の歌ありい

續武家閑談云馬場美濃兵城郭を攻るとて鹿の角の甲を著たりしか甲を振て下を見ければ鍬炮あかりて一ツも味方の士卒にあたらさりけるとなり

東遷基業云本多平八郎忠勝其時は廿五歳なりしか進み出て其引揚見申へしとて從士大益彦八郎に下知し足輕を指添て見付の町へ遣し戸板疊むしろ等のやき草を路につませ合圖に火を放へしと約束して其身は鹿角の冑を著し槍を提て唯一騎兩陣の互に支へたる間へ乗入て士卒を指揮し馳廻り七八反に及ひければ武田勢も忠勝へ武者の見事なるに眼をは猶豫しける間に忠勝采幣を振立て兵を脇の小道に引取遣たゝらをかたとり足輕を立山縣か兵の至るを考て燒草に火を放ち足輕をかけ引上たり

又云三刀谷盛物は幽齋の差圖を受けて大物見に出けるか忠興の家人山本三四郎主人の命に背きて其頃浪々の身なりしか此時三刀谷か馬の口にすかり貴殿の手に付て相應の心はせをも顯し度といひければ盛物許容して三四郎を途中より物見に遣す此時海上を見れば船二艘にて福井の方へおもむく者あり是玄旨の家人麻野吉左衛門なるか朱の鹿の角の立物にて船首に控たり

○高角

保元物語云 白河殿を中 中條新五新六なり田太郎はこたの

二部ならの二部若上太郎へつふの二部玉井三郎以下入か

へいれかへせめた、かふをのくふんとりし皆手おふて

引しりそく所に黒かはおとしのよろひたかつのうつたる

かふとをきかすけなる馬にのり悪七へつたうとなつて

かけ出たり

異本平治物語云 内裏勢 ちやくしあくけん太よしひらしや

うねん十九さいかちんのひた、れに入りうといふよろひ

をきるむないたにりうを八うちてついたりければ入りう

とはなつたり高角のかふとのを、しめいしうちといふ

たちをはき云々

平家物語云 宮の御さ あしか、か其日のしやうそくにはく

ちはのあやのひた、れにもえきにはひのよろひきてたか

つのうつたるかふとのを、しめこかねつくりのたちをは

き云々

源平盛衰記云 與一射 サラハ與一トテ被召タリ其日ノ装

束ハ紺ノ直垂ニ火威ノ鎧鷹角反甲居頸ニ著ナシ廿四差タ

ル小中黒ノ矢負ヒ滋藤ノ弓ニ赤銅造ノ太刀ヲ帶云々

宮裡記云山川參河守其日ノ裝束ハ菊閉ノ大荒目ノ洗革ノ

腹巻高角打タル甲ノ緒ヲ縮六尺三寸ノ太刀水車ニ舞シ郎

大内義隆記云判官座敷ヲツント立黒革威ノ腹巻ニツホ袖

ヲユヒツケ黒頭ニ御幣タテタル甲ヲ著云々

○日丸

親井日記云 橋州野 宗長公一文字ニカケ出玉ヒ黒馬ニ花

ヤカナル御鎧ヲ召シ龍頭ニ日ノ丸ノ甲ニテ金ノ施ヲ付テ

長刀ニテカ、ラル

大友興廢記云 聖田合 杉谷兵部丞近藤久右衛門尉三代勘解

由只三人ふみこたへ兵部丞此度も膝臺にてためんとす矢

一筋來て左の高股に矢柄半にひしとたつその矢を抜ひま

なくその鐵砲をうち是も甲のむかふに日の圓うつたる武

者にあたる云々

○大日丸

南都本太平記云 山名父子 長山洗革ノ鎧ノマタ巳刻ナルヲ

著テ徑リ三尺許ナル大日ノ丸打タル鍬形ノ兜ノ緒ヲシメ

十幅一丈ノ薄紅ノ母衣山風ニ風ト吹セ五尺許ナル太刀ニ

振帶云々

○三月月

文正記云聿甲斐總領千菊丸其齡十有二(中略)家傳幼童時

代々初著普代卯花織鎧綿上抓抛掛肩上帶縮草摺短著下

金造腰刀指添五明結降銘作小太刀籠手脛楯綺麗不

等三人録ヲ並へ山内衆ニ截懸ル

東亂記云 白井城 孫太郎其日ノ裝束高角ノ甲ノ緒ヲシメ朱

具足ニ金ヲ以獅子ヲ付タルヨロヒキテ黒馬ノ太タクマシ

キニノリ云々

貞丈云高つのは牛角の一とくなる角を長くして兜の前

立物にするをいふ角のさき高くするゆへ高角と云鷹角

と書は悪し兜に高角鍬形を打事只飾のみにあらず利用

有る事なるへし亦其利用の考あれともいまた證據とす

へき古書此文を見ざるゆへ姑差置て妄に記さす

○劍首

異朝庭訓往來云蒙仰物具馬鞍等執備令進覽候(中略)

推付胸板腋立草摺楯檠弦走甲頗ハ正面吹反鏝形劍首竹角

等一向違古體宗當世様召寄紀伊國湯淺乃至洛陽邊

聞候物具細工共云々

○桔梗

南都本太平記云 八幡合 土岐悪五郎其比天下ニ名ヲ知レタ

ル大カノ早ワサ打物取テ達者ナリケレハ卯ノ花威ノ鎧ニ

ワタリ三尺許ニ金ニテ桔梗ヲ打テ附タル兜ノ緒ヲシメ金

作ノ太刀ニ振佩云々

○御幣

及三言語同色四方白五枚兜打三箇月小鍬形一郎從被撰

其星燦而耀廣與和輪

○半月

信長記云 輝元取圍 元就其日ノ裝束肅ニハ朽葉ノ袴ヲ衣

黒絲綴ノ鎧上帶丁トシテ半月立物打タル五枚甲ヲ猪頭ニ

キナシ栗毛ノ馬ノ太退ニ打棄テ云々

東遷基業云岡左内と政宗太刀打せられしに岡か程々緋の

羽織を二所迄政宗切さかれれとも鎧堅くして劍は不

蒙此時栗生半左衛門横合に駈來るを見て政宗馬を返され

けるを左内馬を駈寄て政宗の綴を一太刀切付る青木新兵

衛政宗の半月の前立物を突打けり

○金一文字

房總治亂記云今日萬喜方へ討捕首九十三級火子坂ニテ實

檢ス一番首ハ東平源五郎也時ニ十七歳今朝未明鎧ヲ持テ

一番ニ城ヲ出敵ヲ一人突テ首ヲ取ル淺生主水ハ金ノ一文

字ノ立物ニシテ敵ノ後ヲ遮ル

○一谷

太閤記云 竹中半兵衛 戦場の出立は静かなる馬に乗虎御前と

云刀を常の如くにさし具足は馬皮のうらを表に用ゐつふ

漆にてあらあらとぬりたるをあさ黄の木綿絲にておとし

立甲は一谷の立物打たるを猪首に著なし云々

○三本柳葉冑

會津陣物語云柿崎三河守ハ洗革ノ鎧ニ三本柳ノ葉ノ冑ヲ著太根ノ折懸ヲサシ莖毛ノ馬ニ乗テ七八十人眞九ニ成テ云々

武家名目抄稿第二百六十册

塙檢校保己一編

甲冑部 二十

○朱末額

延喜式云左右近衛大儀 謂天日即位及愛蕃國使表 府生近衛竝皂綵深綠襖挂甲白布帶横刀弓箭白布脛巾麻鞋近衛加三云々朱末額

○半頭

保元物語云白河殿 下野守の郎等に相模國住人鎌田次郎正清と名乗ければさては一家の郎従こさむなれ大將軍の矢面をは引退けと宣へは本は一家の主君なれとも今は入逆の凶徒也違勅の人々討取て高名せよや者共と云も果す能引て發つ矢か御曹司の半頭にからりと中りて兜のしころに射附たり接、軍器考に眞木保元物語を引て云鎌田兵衛尉正清が射たる矢八郎爲初左の頬先半頭射附て冑の手さきに射つけし云々とあり

高節草子云辨慶是をみてもつてひらひてをかみうちにてうとうつ甲のまつかう切わつてうしろはしころほろ付まへははつふりよたれかね四まいかなとうひつしきくさすり二ツにさつときりわつてゆんでめてへさはけたり

金勝院本太平記云山門ト見ヘテ 長七尺計ナルカ大鎧ニ半首懸テ帽子甲ノ上ニ五枚甲ヲ重テ著五尺三寸ノ長刀ニ四尺二寸ノ太刀帶テ

難太平記云故殿家人村上平三と云者愛會か知音にて此冑の鉢とはつふりを取り出して見せて今川殿はいかなる劍を持給ひてか随分共かためしたる冑と半首を破り給ひて鉢巻切れて頭に少疵を被ふりき眼昏く成しかは引退しと語りき

○額當

應仁私記云額當脇當額當腰當小泉甲緒ト云々

○頬當

會我物語云かぶん女 ひてんけたうといふものゝもとへいひやりたりければもとよりとうしやうしゆらをこのむものなればとうるいをもよほしうつちちけるしやうそくには(中略)三かいむあんのしらほしのかふとに六しゆりんゑのほうあてしんいふんぬのかたなをさし云々

太平記云細川相模守討死條 相順フ兵三千餘騎モ或ハホウアテヲシテ未冑ヲモ不著或ハ籠手ヲ差テ未鎧ヲ不著眞前ニ畏連タル敵千餘騎カ中へ破テ入ル

明德記云左京大夫ノ兵ニ河崎ノ帶刀ト云ケル者ノ小次郎

大友興廢記云伊東三位入道義久與合戰條 三位殿侍米良伊豫守と兵庫頭と鎧を合て兵庫頭の頬當のはつれを突伏てすてに首をとらんとするところに薩州勢もりかへし兵庫頭をたすけ戦相引にする

東遷基業云關原合戰條 吉隆其日の装束には肌には練衣の二ツ

小袖上には白布に羽蝶を墨にて書たる鎧直衣を著し朱の佩楯に朱の頬當して甲冑は不著白青の絹の覆面に顔さし入て頬先下にて紐を結び四方取放しの乗物に乗て近習の兵にか、れけると也

武蔭蒞語云小野次郎右衛門辻太郎助下五人略之 七本槍と世に稱し御加増下されけり後に依田兵部を槍下にて太刀付し

事に付小野と辻と初太刀を論して止す依田は朱甲に朱頬當を掛たりと云小野曰依田朱甲計にて頬當なし我等その内甲を切る初太刀勿論也と争ふ云々

翁物語云事ニ不逢人ノ物云ヲ聞ハヲカシキ事有リ有ル
 人具足ヲ成シ立タルヲ予ニ見セテ曰ク無殘所ノ氣ニ合ッ
 レトモ一ツ惡敷處有リ煩當シカト不_レ合シテ廣シ是第一
 氣ニ不_レ合ト云リ予曰夫コソ成ホト能キ事ナルニ何トテ
 能キ事ヲ嫌ハル、ソト云ケルニ其人曰能ト云モ理ヲ不_レ
 知予ニ語リテ聞セヨト云シ程ニ予カ曰ク武士ノ煩當ト云
 フ物ハ猿樂ノ能スル時ノ面ニハ違ヒタル物也ヒシト煩ニ
 合タル煩當ニ忍ノ緒ヲ堅メシムレハ物モ云ハレヌ湯水モ
 不_レ呑モノ也少シ廣キ煩當ニ紙ヲモミテ兩方ニ挾ミ枕ト
 云フ物ヲ不_レ入ハ物モ不_レ云惡シ少シ廣キ德是也ト云ヘハ
 予ニ向テ三拜ス若武者ノ事ニ不逢ハ不_レ知モ理ナリ

○熊野打煩當

太平記云 如六郎左衛門 如六郎左衛門敵外ニ引エタル程ハ熊ト
 アリ共被_レ知サリケルカ敵邑ニ一二町ニ責ヨセタリケル
 時金筒ノ上ニ火威ノ冑ノ敷目ニ拵エタルヲ草摺長ニ著下
 テ同毛ノ五枚甲ニ鍔形打テ緒ヲ縮熊野打ノ煩當ニ大立揚
 ノ脇當ヲ脇楯ノ下マテ引籠テ云々
 按、軍器考云熊野煩當トイヒシモノ太平記ニハ見エシ
 カト其制ハサタカナラス云々

○半額

輪面迄かふり連違いより飛物で打すへめよ云々

○頸鏡

日本書紀云 欽明天皇 十四年冬十月庚寅朔己酉百濟王子餘昌
 明王子盛 悉發國中兵向高麗國築百合野塞眠食軍士
 (中略) 凌農起見噴野之中覆如青山旌旗充滿會明有
 著頸鏡者一騎插鏡者二騎珥豹尾者二騎并五騎連
 轡到來

釋日本紀云象方案之頸鏡者俗號與多利加氣之物也
 延喜主稅式云造革短甲冑一具新鐵大二斤半革三張 若大
 二馬革鹿革各一張大頸鏡新帛一條長一尺五寸調布一條長三尺
 一尺綿一斤縫頸鏡新絲一分革二兩懸緒新鹿革五張漆四
 升絞綿二兩商布一尺

按、伊勢貞丈云アカハアギベリ腰邊ナリ (武器)

○喉輪

南朝記傳云元中八年十二月卅日何れも首に札を付名字を
 書氏清か首は母衣につゝみ杉の木にかくる實験の役人細
 川右馬頭頼有のとわはかりにて黒作りの太刀をはく云
 云

甲陽軍鑑云 信玄公於御陣 手綱をなす者 一鎗長刀一のとわ一
 小袖(下略)長持に一つもたせ給ふなり云々

太平記云 山門 熊野ノ八庄司トモ五百餘騎ニテ上洛シタリ
 ケルカ荒手ナレハ一軍セントテ懸テ西坂ヘソ向ヒタリケ
 ル黒絲ノ鏡甲ニ指ノサキマテ鏢リタル籠手隨當半頰藤鏡
 無_レ透處一様ニ裏ツレタル事カラ誠尋常ノ兵共ノ出立タ
 ル體ニハ事替テ物ノ用ニ立ヌト見ヘケレハ云々
 又云 同 長八尺計ナル男ノ一荒々タルカ鏢ノ上黒皮ノ鏡
 ヲ著五枚甲ノ緒ヲ縮半額ノ面ニ朱ヲサシテ九尺計ニ見タ
 ル櫛木ノ棒ヲ左ノ手ニ拵リ

○半頰當

賀越圖詳記云 富田彌六 桂田毛屋増井雨夜冑施頭笠半頰當
 シテ胸丸ノ具足ヲキテ物ノ具ヲクツロケ鏢突ヲシテ寄來
 ル

○目下煩當

太平記云 將軍御進發大渡 武藏守師直カ内ニ野木與一兵衛入
 道頼玄トテ大力ノ早業打物取テ世ニ名ヲ知ラレタル兵有
 ケルカ同丸ノ上ニフシナハメノ大鏢スキ間モナク著ナシ
 獅子頭ノ冑ニ目ノ下ノ頰當シテ四尺三寸ノイカ物作リノ
 太刀ヲハキ大タテ揚ノ隨當脇楯ノ下ヘ引コウテ云々

○面

見聞雜錄云信玄旗本之覺有六十人衆は甲物具小手脇當咽

見聞雜錄云松下加兵衛掛川之足輕を鎧にて扣き立るを見
 て敵に取て不足なしと打て掛る菅澤も太刀振上松下か咽
 を突しか松下加兵衛は咽輪を掛し故不_レ突通菅澤は咽輪
 を不_レ掛し故撫上る太刀に首半分切上られて倒るゝ處を
 押て首を取りたりけり

頼井日記云 信長公先手取エ丹波 高田六郎三郎ハ堀彌平兵衛
 ニ組テ組敷レテ股ヲ刺シ喉輪ニ刺込ム處ヲ郎等遊佐小源
 太落合テ彌平兵衛ヲ討取テ候

諸書常用抄云小具足出立とは白かたひらを著上にかたき
 のけしやうはかまに小手をさしのと輪をして太刀をはき
 はちまきをいたし候也けしやうはかまは四のはかまの事
 也

中島攝津守宗次記云喉輪を御目にかくる事輪を右の手に
 て持費人の左の手へ渡し申也努々手騎を持事なけれ

○涎懸

天正本太平記云 正行討 正行モ眉間ノ直中涎懸ノハツレニ
 矢射ラレテ其矢ヲ抽ヘキ力モナシ
 庭訓往來云手蓋脇宛半首涎懸絞袴云々

○涎金

高僧草子云辨慶是をみてもつてひらひておかみうちにて

うとうつ甲のまつかう切わつてうしろはしころほろ付まへははつふりよたれかね四まいかなとうひつしきくさすりニツにさつときりわつてゆんでめてへさはけたり

武家名目抄稿第二百六十一册

埴檢校保己一編

甲冑部二十一

○脇當

應仁私記云額當類當脇當腰當小泉甲結ト云々

慶長見聞記云刑部少輔吉隆六百餘騎本陣ニ備テ四方ヲ下知シケルカ鳥毛ノ甲ニ脇當スネ當計サシ鏡ヲ著ス是ハ叶サル時馬上ニテ早ク腹ヲ切テ人ノ手ニ掛ルマシキ爲ト聞ヘシ

○脇引

弓張記云具足を人の見んとあらは持て出る事(中略)こてはいたてほうあてわき引かやうの類をもからひつのふたに皆すへて持て出すへし是は當世の具足のこと也

○手蓋

長門本家物語云薩摩守忠度被討條忠度六彌太にをしならへて組て馬二匹かあひに落てけり忠度おちさまに三刀まで敵をさす一の刀には手かいをつき二の刀には口をつき三の刀にはうち甲をつきたれはほうをつきつらぬきたり

庭訓往來云武具事雖見苦候(中略)星白龍頭四方白甲各一列同色袖并手蓋脇腕半首涎懸鍔袴云々

義貞記云鏡可著次第事一番浴衣二番小袖三番大口四番

髮亂五番鉢卷六番弓懸七番鏡直垂八番腰巾九番括十番櫛

當十一番類當十二番脇立十三番手蓋十四番鏡云々

普廣院殿御元服記云敷皮等ヲハ各僕持之皆總ヲカク僕

ハ紺ノ直垂ニ銀箒ニテ文ヲ押ス皆調度懸手蓋ツナヌキ

任ニ先規カ騎馬ハ常ノ籠手敷

○小手

平治物語云待賢門軍條去程に六はらの皇居には公卿せんき有

て清盛を召れけりこんのひたれに黒絲おとしのはら巻

に左右のこてをさして折るほし引立て大床に畏る

長門本家物語云長兵衛條光長か下部にかねたけと申け

るくつきやうのはういつのありけるか大はら巻に左右の

こてさいてうちかたなをぬきてあはせて中にへたてた

り

又云額打條四人の悪僧等小具そくひし〜ととりつけてあ

るいは三まいかふとに右左のこてあるひは大あらめのよ

ろひくさすりなかなるを一色にさゝめかせて云々

古今著聞集云偷盜條強盜の中にいとなまやかにてこゑけは

ひよりはしめてよに尋常なる男の年廿四五にもやあるらんとおほゆる有とう腹巻に左右のこてさして長刀を持たりけり

高館草子云龜井の六郎重清はひとときはすくれて出たつた

りはたに取てはからくれなるをひちかへひせいかうのは

つたるによせかけめゆひのひたれく〜りをゆつてしめ

たりけりやうはいたうりのさうの小手ひやくたんみかき

のすねあてに熊のかはのもみたひしろかねにてへりかね

わたしあくら高にふんこうたり云々

太平記云山門軍條同十六日熊野ノ八庄司共五百餘騎ニテ上洛

シタリケルカ荒手ナレハ一軍セントテ懸テ西坂ヘソ向ヒ

タリケル黒絲ノ鏡甲ニ指ノサキマテ鎖リタル籠手櫛當半

頬膝鏡無透處ニ様ニ製ツレタル事カラ誠尋常ノ兵ノ出

立タル體ニハ事替テ物ノ用ニ立ヌト見ヘケレハ云々

又云長崎次郎高重最後合戦條長崎次郎甲ヲハ脱捨筋ノ帷ノ月日推タル

ニ精好ノ大口ノ上ニ赤絲ノ腹巻著テ小手ヲハ被差兎雞

ト云ケル坂東一ノ名馬ニ金具ノ鞍ニ小總ノ鞆懸テソ乗タ

リケル

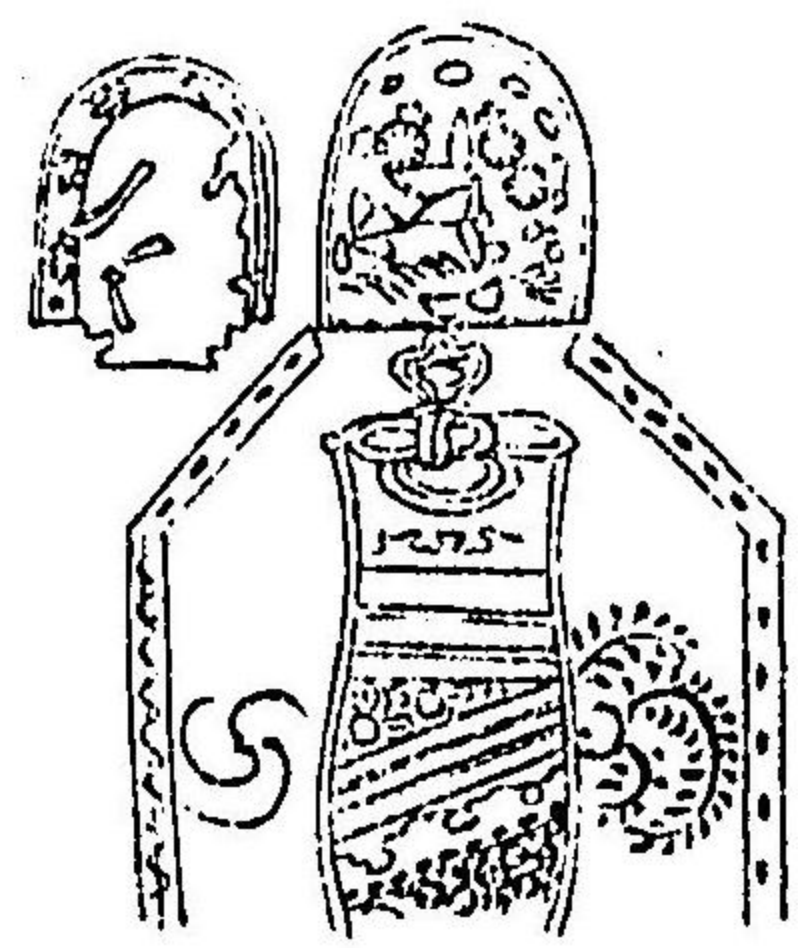
志田草子云浮島太郎かけ出る其日をさいこと思へはれう

をぬふたるひたれにおにかたすつたるさうのこてひや

くたんみかきのすねあてくまの皮のみたひ白かねにて
へりかねわたしあくらたかにふんこうたり

成行年中行事云 公方様御
發向之條 御籠手御腋楯御臈當御丹皮鏝

大和國奈良興福寺藏義經朝臣籠手圖



○小手覆
平治物語云 義朝あふはり源
におちつく條 内兵衛さねひろと云ものはら巻取てうちかけ長刀もつてはしり出けるかすけ殿を見奉り馬の口に取

付おちうとをほとめ申せと六はらより仰下され候とて
すてにいたきおろし奉らんとしければひけきりをもつて
ぬき打にしと、うたれければさねひろまつかうニツに打
わられてのけにたをれて死にけりつゝいていてける男し
れものかなとて馬の口にとりつくところをおなしやうに
きりたまへはこ手のおほひよりうちおとされてのきにい
り

○小手地

繪川親元記云文明十五年四月十六日戊寅一宮長門入道正
久貴殿へ籠手地進之

まつさかさまにたおれたり

長門本平家物語云 源三位入道
父子自著條 入道わかうてはゆゝしきせ
いひやうと聞へしかとも(中略)太刀をぬいてはしり廻け
る程に右のひさふしすねあてのはつれをぬきせてあふみ
をふまさりければ郎等のかたにかゝりて平等院のつり殿
へそ入にける

又云 先帝二位
殿入海條 八代の大重安はよろひ物のくぬき捨て親
子二人つれておよきけりにくし射ころせとて源氏の軍兵
さしつめさしつめいければ海のそこをす見て廿餘町およ
きて後重安ちやくし小太郎重茂に申けるは右のあしを物
くはへて引るればいまはかうとおほゆるそ我をたすけよ
といひければ父かあしをとりて見ればあまりにあはて、
右のすねあての土のをはときてしたのをとらさりけ
れはすねあてかすひきて海のそこに引入るゝやうにしけ
れは重茂父かすねあてのをくひ切て捨たりければ大い
きをつきて今はたすかりぬとて父子つれて海上一里あま
りをよきて豊前國柳か津にこそあかりたれ

太平記云 隆資御自八
幡被寄條 悪源太此太刀ヲ給テナトカ心ノ勇マ
サラン(中略)三十六差タル山鳥ノ引尾ノ征矢森ノ如ニト
キミタシ三人張ノ弓ニセキ絃カケテ嘯シメシ能臈當ヲハ

○小手段

太平記云 鎌倉合
戰條 兵衛佐義興ハ濱面ノ在家ノハツレニテ敵
三騎切テ落シ大勢ノ中ヲツト懸抜ケル處ニテ小手ノ手覆
切ナカサル、太刀ニテ手綱ノマカリヲツント切レテ云
云

○小手二板

難太平記云故殿馬を立直して先太刀をせられしに愛會か
ふとの鉢を破られて馬の平頭にひらみて太刀にて拂ひけ
るに左の御籠手の二板を切て前なる敵の中へ分け入にけ
り

○小手袋

太平記云 武藏野
合戰條 先陣ハ平一揆三萬餘騎小手ノ袋四幅袴笠
符ニ至マテ一色ニ皆赤カリケレハ殊更糲テソ見ヘタリケ
ル

○臈當

保元物語云 白河殿なせ
めおとす條 みの、國の住人平野平太同國の住
人吉野太郎となつてかけ入ける所を御さうしくたんの
大かふらをもつてひやうとゐ給ふかたかひもにつるやせ
かれけん思矢つほにさかりつゝ、平野平太か左のすねあて
をいさられて馬のふとはらあなたへつといとをさるれば

セサリケリ

又云 堀六郎左
衛門條 堀帷幕ノ内ニ打歸テ其兵ヲ集ルニ五騎ハ被
レ討九人ハ痛手負タリケル其中ニ殊更懸タル大夫房快舜
七所マテ痛手負タリシカ其日ノ暮程ニソ死ニケル堀モ臈
當ノ外小手ノ餘リ切レヌ所ソ無リケル

成氏年中行事云 公方様御
發行之條 御籠手御腋楯御臈當御丹皮鏝

○大立舉臈當

太平記云 山門
改條 杉本ノ山神大夫定範ト云ケル惡僧黒絲ノ鏡
ニ龍頭ノ甲ノ緒ヲ縮大立舉ノ臈當ニ三尺八寸ノ長刀莖短
ニ取テ亂足ヲ踏人交モセス只二人火ヲ散シテソ斬合ケ
ル

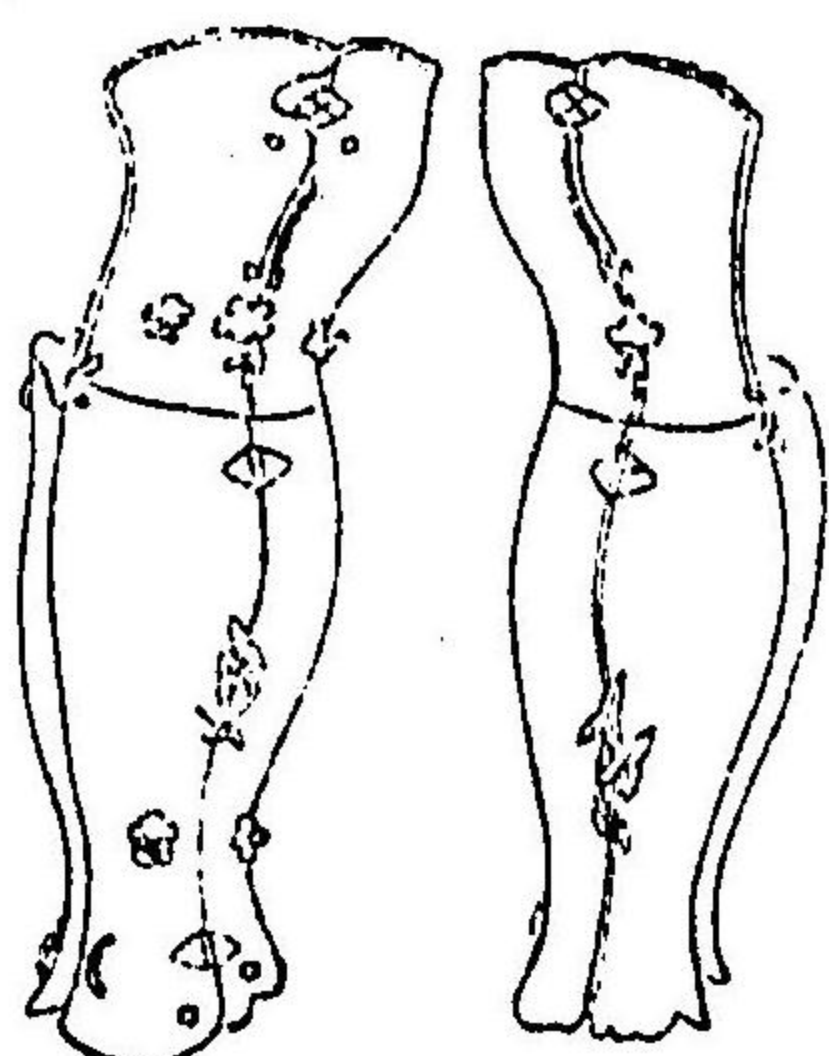
又云 四月三日
合戰條 爰ニ赤松カ勢ノ中ヨリ兵四人進ミ出テ數千
騎控ヘタル敵ノ中へ無是非打テ懸リケリ其勢決然トシ
テ恰樊噲項羽カ忿形ニモ過タリ近付ニ隨テ是ヲ見レハ長
七尺計ナル男ノ髭兩方へ生分テ皆逆ニ裂タルカ鏝ノ上ニ
鏡ヲ重テ著大立舉臈當ニ膝鏡懸テ龍頭ノ冑猪頭ニ著成シ
五尺餘ノ太刀ヲ帶キ八尺餘ノカナサイ棒ノ八角ナルヲ手
本二尺計圓メテ誠ニ輕ケニ提ケタリ數千騎控ヘタル六波
羅勢彼等四人カ有様ヲ見テ云々

又云 堀六郎左
衛門條 堀六郎左衛門敵外ニ引ヘタル程ハ態アリ共

被_レ知サリケルカ敵已ニ一二町ニ責寄セタリケル時金筒ノ上ニ火威ノ冑ノ敷目ニ拵ヘタルヲ草摺長ニ著下テ同毛ノ五枚甲ニ鍔形打ニ緒ヲ縮熊野打ノ類當ニ大立揚ノ脇當ヲ脇楯ノ下マテ引籠テ四尺三寸ノ太刀ニ三尺六寸ノ長刀莖短ニ拵リ云々

○銀磨付脇當

脇當 圖



太平記云 關東大勢 上落條 長崎 惡四郎左衛門尉ハ別シテ侍大將ヲ承テ大手ヘ向ヒケルカ態己カ勢ノ程ヲ人ニ被_レ知トヤ思ケン一日引サカリテソ向ヒケル其行裝見物ノ目ヲン驚シケル(中略)額額ノ鍔直垂ニ精好ノ大口ヲ張セ紫下濃ノ鍔ニ白星ノ五枚甲ニ八龍ヲ金ニテ打テ著タルヲ猪頭ニ著成シ銀ノ磨著ノ脇當ニ金作ノ太刀ニ振帶テ云々

○白檀磨脇當

高僧草子云龜井の六郎重清はひとときはすくれて出たつたりはたに取てはからくれなぬをひつちかへひせいかうのはつたるによせかけめゆひのひたれくゝりをゆつて

太平記云 大渡山崎 合戦條 武藏守師直カ内ニ野木與一兵衛入道頼玄トテ大力ノ早業打物取テ世ニ名ヲ知ラレタル兵有リケルカ同丸ノ上ニフミナハメノ大鍔スキ間モナク著ナシ獅子頭ノ冑ニ目ノ下ノ頬當シテ四尺三寸ノイカ物作ノ太刀ヲハキ大タテ揚ノ脇當脛楯ノ下ヘ引コウテ柄モ五尺身モ五尺ノ備前長刀右ノ小脇ニカイコミテ云々

又云 如六郎左衛門條 畑六郎左衛門敵外ニ引ヘタル程ハ態アリ共被_レ知サリケルカ敵已ニ一二町責寄セタリケル時金筒ノ上ニ火威ノ冑ノ敷目ニ拵ヘタルヲ草摺長ニ著下シテ同毛ノ五枚甲ニ鍔形打テ緒ヲ縮熊野打ノ類當ニ大立揚ノ脇當ヲ脇楯ノ下マテ引籠テ四尺三寸ノ太刀ニ三尺六寸ノ長刀莖短ニ拵リ云々

明良洪範云大坂落城の節切腹の死骸おひたしき中に具足は脱て佩楯したる死骸これあり落城の後城中にて生捕り我も眞田左衛門か倅なりとて佩楯著ながら自害致され候此佩楯の死骸こそ大助に候と云々

○膝鍔
太平記云 四月三日 合戦條 長七尺計ナル男ノ髭兩方ヘ生分テ背逆

しめたりけりやうはいたうりのさうの小手ひやくたんみかきのすねあてに熊のかはのみたひしろかねにてへりかねわたしあくら高にふんこうたり

天正本太平記云 吉野城 軍條 大塔宮今ハ逆レヌ處ナリト思召切テ赤地錦ノ鍔直垂ニ緋威鍔同毛五枚兜ヲ著白檀磨脇當三尺五寸ノ小長刀ヲ脇ニ挟ミ云々

赤松物語云安積青黃絲のはらまきにおなし毛の五枚冑の緒をしめ白檀磨のすねあてに栗毛なる馬に乗り云々

○脛楯

判官物語云 土左房生 抑る條 とさをくして参りて候と申ければ大にはにひつすへさせ判官はいたてこくそくにたちはいてえんに出させ給ひていかにしやうそんきしやうはかくよりしるしある物をなにしにかきたるそいきてかへらんといはかへさんするいかにと仰られければ云々

たかたち草紙云龜井の六郎しけきよはひとときはすくれて出立たり(中略)しにはたんのはいたてしからにしきおとしこかねさねのはらまきさつくとゆりかけ云々

又云むさしはう辨慶は四ま所へつゝと入いづもこのむかちんのひたたれにみつにをしのはいたてしこひきりやうのゆこてさし未よろひはさきりけり

ニ裂タルカ鍔ノ上ニ鍔ノ上ニ鍔ヲ重テ著大立舉脇當ニ膝鍔懸テ龍頭ノ冑猪頭ニ著成シ云々

又云 山門 攻條 黒絲ノ鍔甲ニ指ノサキマテ鏢リタル籠手脇當半頬膝鍔無_ニ透處_ニ一樣ニ裏ツレタル事カラ誠尋常ノ兵共ノ出立タル體ニハ事替テ物ノ用ニ立ヌト見ヘケレハ云々

○因幡脛楯

明徳記云義弘ハ弓手ノカイナヲニケ所切レナカラ長刀ヲ取り直シテ内甲ヘカラリトコミケレハ小林カ内甲ニソツキトメケル其長刀ヲ切ラントテ小林少シ振アヲノキケル處ヲ義弘ハ長刀ヲオツ取直シテ脇當ノハツレヲ切タリケレハ因幡脛楯サネクハエニカケス片股切落ス

應仁私記云列小幡重藤弓寶同脛楯

中島攝津守宗次記云ほうとうはいたて御目にかくる事左の手に前後をひとつに取貴人の前に置申時は前こしの方を貴人のかたへなる様に置なり

按、軍器考ニ云今寶輪脛楯ト云フ物ハ小札毛引ク事鍔

武家名目抄稿第二百六十二册

塙檢校保己一編

甲冑部 二十二上

○小具足

京師本保元物語云 表朝高松殿へ 召さるる條 よしともはあかちのにしきのひたれにわいたてこくそくはかりにてたちをはきゑほし引たてていしやうにひさまつく云々

異本保元物語云ためともは(中略)よろひかろけにきなしくくそくつまやかにして弓わきはさみゑほしひきたてゆるき出たる形勢云々

平治物語云 待賢門 軍條 鎌田か下人八町次郎とて大力のかうの者はやはしりの手さく有馬にてこそくすへけれとも中々にち立よかるへしかうみやうせよと云ければ一とせも

はら巻に小くそくさしかためまつさきにすゝみたりけるかかたきの馬武者のはるかに落けるを八町か内にておひつめて首を取たりければそれよりして八町次郎とそ云ひける

又云 宿願かう 法師一人かさしるしをみんなと思ひけんま たれをあげさうの物みをひらき土井の二郎さねひらこぐそくばかりしてすいひやう三十よ人めしくしてくるまのせんごをしゆごし奉る

源平盛衰記云 入道院 參金條 入道ハ小具足取リ付ケ腹巻著テ中門ノ廊ニ打立給ヘリ

異本義經記云 鷲尾臣下 となる條 義經は御覽し汝に名字はなきかと仰けり熊王承り鷲尾と申候さらは汝に名をとらせんと忝も鬚を取上させ給義經の一字を給て鷲尾三郎經春とこそ

召れけれ烏帽子親の印とては御太刀一振鹿毛成馬に鞍置て赤皮おとしの甲冑に小くそく付てそたひ給ふ

吾妻鏡云治承四年九月十一日丙寅不待廣常參入一令向ニ下總國(給)常胤相ニ伴一弱冠ニ進ニ御前ニ云々是陸奥六郎義隆男號ニ毛利冠者頼隆ニ也著ニ紺村濃直垂ニ加ニ小具足ニ腕ニ常胤之傍ニ見ニ其氣色ニ給尤可謂ニ源氏之胤子ニ云

又云元暦元年八月八日甲子參河守範頼爲ニ平家追討使ニ赴ニ西海ニ午刻進發旅差一人弓袋一人相並前行次參州 著紺直垂ニ加ニ小具足ニ栗毛馬籠

又云承久三年六月十四日丁卯武州越ノ河不ニ相戰ニ者難ニ敗ニ官軍ニ由相計召ニ芝田橋六兼義等ニ云々及ニ卯三冠ニ兼義

ノコトク三枚下リニシテ下ノ板ヲハ左右各三ツニツカチテ菱縫スル事草摺ニ同シ其板ノ上ニハヨノツネノコトク力革鞭サシナイフ物アル也云々

○鎖袴
庭訓往來云星白龍頭四方白甲各一列同色袖并手蓋臙宛半首涎懸鎖袴云々

○鎖足袋
鎌倉年中行事云公方様御發向事(中略)左折之御縁スリ金襴ノ御肩衣小袴御籠手御臙楯御當御丹皮鏝御ヒツシキ虎皮御劔ハ大食御腰物牛目貫云々

ことしからす野ふしもなくてとてたいまつふり上てちか付は信頼さきにうたきけるかあはやとおとろいて落る共なく馬よりおり物の具ぬきすて、よろひひたれ小くそく太刀刀馬くらまで取まかなひ命はかりをはたすけ給へとて手を合られければ式部大輔もはかれてけり

長門本平家物語云 頼行 論條 清水寺法師にくわんおん房せいし房こんかう房りき士房とて四人ありすゝみいて、申けるは愚意の至に候へともこの御せんきはのひておほる候

た、今うちやふりて本意をとけんとして四人の悪僧等小くそくひしくととりつけてあるひは三まいかふとに左右の小手或は大あらめのよろいくさすりかななるを一色に

さゝめかせて茅のはのことくなる大長刀をもてはしりめぐりてさんく、にうちやふりて延暦寺のかくをきりたふしてうれしや水なるは瀧の水とはやして興福寺の衆徒の

中にはしりいりぬ

又云 敦盛被 時の條 伊賀平内左衛門家仲は木蘭地に色々の絲をもてしゝにほたんぬひたるひたれこしあてこくそくはかりにて郎等二人にはら巻させはし船にとりのり云々

春日刑部三郎貞幸等更命爲渡宇治河伏見津瀬一馳行
(中略)兼義貞幸乘馬於河中各中矢漂水貞幸沉水
底訖欲終命心中祈念敵方將神取腰刀一切甲之上帶
小具足良久僅浮出淺瀬爲水練郎從等被救訖

承久記云平三郎兵衛盛綱鎧ハ脱テ小具足ニ太刀計帶テ白
母衣ヲ懸橋ノ際迄進テ各軍ヲ仕テハ誰ヨリケンシヤウヲ
取ントテ大將軍ノ思召様有テ静メサセ給ニ誰々進ンテ
カケラレ候ソ註申セトテ盛綱奉テ候也ト慥ニ申ケレハ
其時待所司ニテハアリ人ニ多被見知一二人キカス程コ
ソアレ次第ニ呼リケレハ河端橋ノ上太刀サシ矢ヲ弛テ靜
リニケリ

曾我物語云すけつねちふとのみうちなるほんたの次
郎ちかつねちしほこくさしかため云々
太平記云義貞馬閏七月二日足羽ノ合戦ト觸レテタリケ
レハ國中ノ官軍義貞ノ陣河合庄ヘ馳集リケリ(中略)脇屋
右衛門佐ハ紺地ノ錦ノ直垂ニ小具足計ニテ左ノ一ノ座ニ
著給フ

又云藤井寺村田ノ一族六騎小具足計ニテ誰カ馬トモナク
ヒタタケト云々
伯耆之卷云成田申けるは隠岐の帝是に御著候か御方に可
建内記云永享十一年六月十八日甲子周全侍者入來自勢
州去十三日還向云々被言談一條々伊勢國中大覺寺前門
主可被奉搜索云々和州吉野與先可有搜索自其
陣直可令發向伊勢國守藤原國司勢州在和州陣以細川長
野等勢可被搜索藤原國司分領之内由有共
出京都去十日定侍者於路次見物中將十德之體著塗
笠一向旅姿也其勢著小具足五十騎許也歩兵及三百餘
人云々

有御頼との御使に參して候勅定には兎も角も長高を
深く有御頼若被頼進する事不叶は取進て鎌倉の勳功
にも可預隠岐の前司か手にはかゝらしとの勅定なりと
申ければ長高承り少差退袖かき合泪をはらりと流して申
けるは忝も一天の君の勅定を蒙りながら争子細を可申
候縱千度萬度身を滅命を失と申共なとか辭し可申候御
心易可被思召候へとて懸て内へ入干飯を流てかしけ
りかく無相違領狀をば申たりけれとも猶誠取も不覺
して胸塞不喰けり縦頭を被切とも不食は爲臆と被
思として兎角して喰たり其後長高掲の冑直垂に小具足計に
折烏帽子引立て出合ける其時こそ成田は活出たる心持は
仕りたりけれ

鎌倉年中行事云正月朔日早朝ニ公方様御行水メサレテ以
後御手水ノヤク人直垂ニテ致出仕トキ足利ヨリマイル
御年男御手水ヲ椽盥ニ入テ御ヤウシ御手カケニ置テ御中
居マテ持テ參ル時役人請取御前ノ次ノ御座六間ニ東向ニ
置申時上筋様御持有テ御カケアル也御陣ノ時ハ役人縁塗
小具足ニテ參リ直ニ懸ラル云々
明德記云落ル武者ヲハ差懸シ戰者ヲハ小具足モ鏡モカケ
ス同切テ長刀ノ刃ニ廻テ馬人ノ助カル者ハ希ナリケリ

隨兵次第云小具足は黒く可有殊に籠手すねあてほう當
黒く可有云々
與羽永慶軍記云最上義守父義守父子モ小具足ヲカタメ手
ツカラ防キ玉フ
諸書當用抄云小具足出立とは白かたひらを著上にかたき
ぬけしやうはかまに小手をさしのと輪をして太刀をはき
はちまきをいたし候なりけしやうはかまは四のはかまの
事也

長祿記云斯見處ニ亦義就ノ仰ニハ但シ我等コソ隨分ノ穩
便ヲ存スル共何ノ難說モ有ラン其上指微在又諸大名ニモ
訴人有ハ彼是可有用心ト被仰ケレハ尤トテ老イ乘ハ
小具足計リニテ若衆直冑ニテ譽田黨一門後陣ハ須屋甲斐
庄以下打之
酒吞童子物語云古も今も難有武將也と申されければ諸
家皆々同心して頼光を召れけり頼光赤地の錦の直垂に小
具足ばかりにて四天王の者共綱公時貞光末武召具して南
殿へを參りける

貞丈云四のはかまは四幅袴也
武隆證話云伏見にて太閤秀吉公御他界の後世上静ならず
其時分本多中書代番として榊原式部罷登り候尾州の宮に
著爰にて伏見の騒動を聞晝夜をわけす馳上り候(中略)康
政は小具足にて亂髪に鉢巻し馬印を立て御屋敷へ著候則
御前へ召出され御手つから御熨斗を下され候
○三物
○四物

太平記云稻村崎成島津門前ヨリ此馬ニヒタト打乗テ由井
濱ノ浦風ニ濃紅ノ大笠符ヲ吹ソラサセ三ツ四ツ物取著テ
アタリヲ拂テ馳向ケレハ數多ノ軍勢是ヲ見テ誠ニ一騎當
千ノ兵也此間執事ノ重恩ヲ與ヘテ傍若無人ノ振舞セラレ
宮仕有へく候

大草相傳聞書云御出陣として兼日御かとしての時は上にみ
えぬやうにはたにはこくそくして支度もかろくとして
宮仕有へく候

タルモ理リ哉ト思ハヌ人ハナカリケリ
萬しつけ方の次第云かふとくそくを三ツ物といふ事とう
かふとそてをそろへつかはすを三ツ物といふ也

○五装束

今川大雙紙云いつ装束と云は籠手はいたて甲はちまきす
ね當是也

○五具足

大友興廢記云 道雪 道雪遺言有我死骸は立花の城にて葬
すへし五具足を鑑せ長刀を添たせてうつむへきとの遺
言也

○六具

室町殿物語云義隆き、給ひ何陸房かむほん云か相傳の
家僕として主君に弓をはなつとも天命いかてかのかるへ
きそれふせけ兵共との給てやかて六具をそしめ給ふ
又云目代小濱金右衛門六具しめて十文字を杖につき弓手
に團を持って諸勢に戦ふへからす早くひきとれと下知しけ
れはむらくはつと引たりけり

小島景憲家譜云景憲申御勝利無疑候子細は敵寄合者殊
に弓矢のすへ少も不存武道の穿鑿申を承り候得は六具
をしめ冑士二百も三百も一ツに堅り侍大將物奉行の下知

清正記云清正書狀披見し頼母口上聞とひとしく六具をか
ため早船をこしらへよ一騎なりともものり出すへし云々
義殘後覺云 宇留山ノ城ニ 正月三日先陣後陣評定シテ明ル
四日ノ未明ニ合戦ヲ始ムヘシト夜終簿ヲ燒キ六具ヲシメ
テ天ノ明ルヲ待懸タリ

一柳譜云天正十一年四月廿日秀吉様濃州へ被成御座
候御留主ヲネラヒ修理亮内之佐久間玄蕃介ヲ大將トシテ
被差越(中略)其日四郎右衛門様裝束皆白絲ノ六具三尺
五寸ノ太刀一尺八寸ノ刀九寸五分ノ鎧通シ三腰共白サヤ
マキサシモノハ不遊候九尺計ノ大身ノ鎧ヲメキサケ
ツキテ御廻被成候由

弓法集云寶檢の時出立は大將例の如く六具をさし七のか
ため物をかため弓杖をつき(中略)家の子は六具を常の如
くして弓を直し云々

武者物語云武者の六具といふ事第一に武羅是は陰陽和合
の胞衣なりさるによつて一さいの悪難をのかれたためか
くる第二に箴是は瀧といふまわうの頸也帝釋かのまわう
を箭數廿五にて射とめ給ふゆへに廿五さす也此うちに
大切の矢一すち有是も悪方をちかゆる箭をさすへきたため
也第三兵拾是は金胎兩部を表すくわしき子細あれ共略す

聞作法も不存強き働といふは敵と見て一町二町も一旦
に走り懸り鎧を以突崩し可申と明暮の咄如斯にて鎧の
合涯に息の切る無遠慮候間必負可申候

太閤記云 高松の城 高松の城とて名城あり三方はふかき沼
渺茫として平安の時たも人馬のかよひなかりしなり況六
具さしかためせめらるへきをや一方は廣き水堀幾重とも
なきたへて波蕩々たり

見聞雜錄云元龜三年壬申極月廿二日夜明より四方晴常冬
中の快晴暖氣士卒手足不屈也六具の武士ハ汗出ル位也
云々

又云勘介曰貴殿に兼々望の巻物今日可傳授と云民部丞
由就夫士大將と成ては他國迄知る、弓矢武の故實不可
不_レ知口傳も有書傳も有先六具の口傳に二重有民部二重
とは如何勘介大將の六具士の六具是を重の六具と云大將
の六具とは武呂幡籠策團扇士なり士の六具とは上帯鉢巻
忍緒弓懸武呂胡籠常に士の六具をしむると云士の六具の
言なり

天正記云 柴田白 秀吉けちしてさうひやうこれをのそき六
具さしかためたる侍數百人えらひ出手やり打物はかりに
て天守の内へせめ入云々

第四小旗是は家の紋をかへきたため也名のらね共其名字
をしらすへきたため也旗に種々の子細有第五扇十善を表し
て十の骨也吾朝にをいては八幡の形像なるゆへ武士の本
尊には是に過へからすといへり第六腰是は我體を廿八宿
にてんしかへて持也かるかゆへに我手にて二尺七寸我體
を合て二十八宿也仕立やうに口傳有右六具是也

○鎧兜皆具
源平盛衰記云 三位入道 大將不斜嬉ケニテ見參ノ始ナレ
ハトテ随分秘藏シ給タリケル小精毛ト云馬ニ具鞍置遊山
ト云馬引具シ黒絲威ノ鎧甲皆具給テケリ籠ハ畏リ給テオ
クソ咲テ罷歸ヌ

○諸具足
太平記云 關東大勢 中ニモ長崎惡四郎左衛門尉ハ別シテ侍
大將ヲ承テ大手ニ向ヒケルカ(中略)片小手ニ腹當シテ諸
具足シタル中間五百餘人二行ニ列ヲ引馬ノ前後ニ從テ閑
ニ路次ヲソ歩ミケル

按、西源院本片小手を弓小手に作れり左あれと諸具足
したると云文あれは弓小手にあるへきにや
○半具足
見聞雜錄云城方には見付ぬ内に城の木戸口迄七百五十人

過半を寄たる事なれば一度にとろくしと押入たり是より切て入て戦ふ長九郎左衛門すは見たる事か言しに不違と半具足にて拒戦ふと言其城内の兵途に迷ひ氣を奪れし上打る者算を不_レ知云々

○鑑幾領

日本書紀云持統天皇紀七年十月戊午詔自今年始於親王下至進位一觀所_レ儲兵一淨冠至直冠一人甲一領大刀一口弓一張矢一具柄一枚鞍馬動冠至進冠人大刀一口弓一張矢一具柄一枚如此預備

延喜兵庫寮式云凡破損甲每年五十領待_レ官符到_レ請料修理即返_レ納本庫

扶桑略記云康平五年十一月十七日下後日武則語_レ義家曰儲欲_レ試_レ君弓勢如何奚武則重_レ疊甲三領懸_レ於樹枝恣令_レ射之義家一發貫_レ甲三領武則大驚曰是神明之變化也豈凡夫之所_レ堪乎

保元物語云新羅爲義を召る候又すくる夜の夢に重代相傳仕て候月かす日かす源太かうふきぬ八りうおもたかうすかねたてなしひさ丸と申て八れうのよろひ候か辻風にふかれて四方へちると見て侍る間かた_レは_レかり存候まけて今度の大将をはよ人に仰付られ候へとそ申されける

頼月ころ日頃こしらへおかれたる武具なればおとしたてたるよろひ五十りやう大やうにつかはされけり
吾妻鏡云元暦元年正月八日戊戌上總國一宮神主等申云故介廣常存日之時有_レ宿願_レ奉_レ納甲一領於當宮寶殿云々武衛被_レ仰下_レ曰定有_レ子細_レ事歟被_レ下_レ御使可_レ召_レ覽之云々仍今日被_レ遣_レ藤判官代並一品房等進_レ御甲二領被_レ奉納甲者已爲_レ神寶無_レ左右_レ難_レ給出_レ之故以_レ兩物取_レ替一領之條神慮不_レ可有_レ其祟之旨被_レ仰云々
又云建久元年二月六日庚寅辰尅奥州飛脚參著申云先謀叛

又云同爲義今度はさいこの合戦と思ひければ重代のよろひを一れうつゝ五人の子共にさせ我身はうすかねをそきたりける

京師本保元物語云後朝白河殿夜討條景綱清盛ノ御前ニ參テ申ケルハ六柿シノ鎮西八郎殿ノ弓勢ヤ候伊藤六矢場ニ射落サレテ候彼者ハ鎧ヲ重テ著候ツル二領ノ具足ヲ射徹スタニモイカメント覺候ニ伊藤五カ鎧ノ袖裏カイテ候加様ニ候ハシニハ如何ナル鎧ヲ著テ此門ニハ向候ハンブルソ如何様鎧ヲ十領モ重テ著サランヨリハ云々

異本保元物語云白河殿を義朝夜うに寄らる條かけつなあきのかみのまへに來て申けるはあなおそろしのちん西の八郎殿の弓せいやいとう六ははやいとおとされ候ぬこやつにもすい分さねよき鎧をさせて候ひつる物を二をいとをすたにもふしきに覺候にいとふ五かよるひの袖にうらかひて候かやうに候はんにはいかなるよろひをきて此もんへはむかひ候はんするそあなおひたし鎧を二三領もかさねてきさらん外はかなふへしとおほへ候はす云々

平治物語云信賴しんせいを信賴大によろこひていか物作りほるほさる條信賴大によろこひていか物作りの太刀一こしみつから取出しかつはよろこひのはしめとてひかれたり義朝つゝしんで請取て出られける(中略)信

タリケルヲ上山走寄テ唐櫃ノ緒ヲ引切テ鎧ヲ取テ肩ニ打懸ケルヲ武藏守カ若黨鎧ノ袖ヲ扣テ是ハ何ナル御事ソ執事ノ御キセナカニテ候者ヲ案内ヲモ申サレ候ハテトモテ奪止ント引合ケル時師直是ヲ聞テ馬ヨリ飛テ下リ若黨ヲハタト睨テ無_レ云甲斐_レ者ノ振舞哉只今師直カ命ニ代ラン人人ニ縱千兩萬兩ノ鎧也其何カ惜カルヘキソコノケト制シテイシウモメサレテ候者哉ト遠テ上山ヲ被_レ感ケレハ上山誠ニウレシキ氣色ニテ此詞ノ情ヲ思入タル其心地イハネトモ色ニ現レタリ

○著長幾領

平家物語云木曾殿今井四郎只主從二騎になつて宣ひけるは日來は何とも覺えぬ鎧か今日は重うなつたるそやと宣へは今井四郎申けるは御身もいまたつかれさせ給ひ候はす御馬もよはり候はす何によつて一兩の御著長を俄に重うは思召れ候へき

○物具幾領

平治物語云六波羅より紀州へはや馬立てらる條左衛門のすけしけもりくまのさんけいもけんたうあんをんの御させいにこそ候らめ其上君さやくしんに取こめられさせ給へる也いかてか武臣として是をすくひ奉らさらん神はひれいをうけす何

太平記云正成天王寺末來記按見條元弘二年八月三日楠兵衛正成住吉ニ參詣シ神馬三匹獻_レ之翌日天王寺ニ詣テ白鞍置タル馬白伏輪太刀鎧一兩副ヲ引進ス是ハ大般若經轉讀ノ御布施ナリ
又云上山討死條師直カキセナカノ料ニ同毛ノ鎧ヲ二兩マテ置

かくるしく候へきいそき御下向有へしと申されければ皆此義にそ同じけるそれによつてきにもかつて歸洛せんする物具の一りやうもなきをはいかすへきとなけきたまふ所にもこの守家貞長ひつを五十合おもけにかへせたりし取寄て五十りやうのよらひ五十こしの矢其外物の具共を取出して奉る

○具足幾領

京師本保元物語云 義朝白河殿 衣討之條 最綱清盛ノ御前ニ參テ申ケルハ穴佈シノ鎮西八郎殿ノ弓勢ヤ候伊藤六矢場ニ射落サレテ候彼者ハ鎧ヲ重テ著候ツルニ領ノ具足ヲ射徹スタニモイカメシト覺候ニ伊藤五カ鎧ノ袖裏カイテ候加様ニ候ハンニハ如何ナル鎧ヲ著テ此門ニハ向候ハンスルソ如何様鎧ヲ十領モ重テ著サランヨリハ叶フヘシトモ覺候ハス云々

○腹巻幾領

吾妻鏡云治承四年九月十日己未甲斐國源氏武田太郎信義一條次郎忠頼已下開三石橋合戰事一奉尋武術欲參向于駿河國一而平氏方人等在信濃國云々仍先發向彼國去夜止宿于諏方上宮庵澤之邊一及深更一青女一人來于一條次郎忠頼之陣云々女云吾者當宮大祝篤光妻也爲夫

武家名目抄稿第二百六十三册

竊檢校保己一編

甲冑部 二十二下

○兜幾枚

○鉢幾枚

三代實錄云元慶五年四月廿五日壬寅出羽國元慶二年爲夷虜所燒盜一革短甲三百三十七領冑五百三十二枚鎧鉢一百五十七枚革鉢五十枚木鉢三百二十六枚

○兜幾劔

庭訓往來云星白龍頭四方白甲各一劔云々
太閤記云 大關日向 知行劔條 關戸に到て御渡海有し所へ御迎船多く浮出たり船しるしを問合せ給へは大和中納言殿大友宗麟父子毛利輝元吉川小早川等也御甲の内物すきななる一劔輝元へ恩賜有云々

○鎧一縮

太平記云 補正行 最後條 和田新兵衛正朝ハ吉野殿ニ參テ事ノ由ヲ申サントヤ思ケン只一人鎧一縮シテ歩立ニ成テ太刀ヲ右ノ脇ニ引側メ敵ノ首一ツ取テ左ノ手ニ提テ東條ノ方ヘソ

之使參來篤光申源家御祈禱爲抽丹誠參龍社頭既三箇日不出里亭一爰只今夢想著棍葉文直垂一駕葦毛馬之勇士一騎西揚鞭畢是偏大明神之所示給也云々出陣頼殊信仰自求出野劔一腰腹巻一領與彼妻依此告則

落行ケル

又云 大森彦 七條 其後四五日ヲ經テ雨一通リ降過テ風冷吹驟キ電時々シケレハ盛長今夜何様伴ノ化物來スト覺ユ遮テ待ハヤト思フナリトテ中門ニ席皮敷テ冑一縮シ二所藤ノ大弓ニ中指數抜散シ鼻齧引テ化物遲シトシ待懸タル又云 公家武家條 枯島地條 五番ノ頭人ハ只今爲立タル鎧一縮ニ絞懸タル白太刀柄鞘皆金ニテ打ク、ミタル刀ニ虎ノ皮ノ火打袋ヲツケ一様ニ是ヲ引ク

瑤囊抄云鎧ナトヲイッシユクト云ハ何ノ字ノ或ハ一縮ト書或一支具ト書ク是ヲヨシトス一領ヲハヒトクヒトヨムト云トヒトクタクリト讀ヘキ也具足ニカキラス衣類ヲハ小袖一領唯一領ト云ヘシト云リ

○草摺長

平家物語云 一行 二、に西塔の住侶戒淨房の阿闍梨祐慶といふ惡僧あり長七尺はかり有けるか黒革威の鎧の大荒目に金ませたるを草摺なかにきなし甲をは脱て法師原にもたせつ、白柄の長刀杖につき云々

源平盛衰記云 宇治合 戰條 寺法師筒井ノ淨妙明春ト云者アリ自門他門ニユルサレタル惡僧ナリ橋ノ手ニソ向ケル明春今

日ハ事ヲ好テソ装束タルシカマノ裾ノ鍔直垂ニ紺ノ頭巾ニ黒絲威ノ大荒目ノ冑ノ一枚マセナルヲ草摺長ニユリ下シ三枚甲ノ緒ツヨクシメテ云々

判官物語云 義經頼朝 對面傳 其中にはひ廿四五はかりなる男のいろしろくしんしやうなるかあかちのにしきのひたれにむらさきすそこのよろひのすそかなものうちたるをくさすりなかにきくたししらしの五まいかふとのくわかたうつたるをいくひにき云々

大平記云 公家一統 歌道傳 宮ハ赤地ノ錦ノ鍔直垂ニ火威ノ鍔ノ裾金物ニ牡丹ノ陰ニ獅子ノ戲テ前後左右ニ追合タルヲ草摺長ニ召シ兵庫鐙ノ丸鞘ノ太刀ニ虎ノ皮ノ尻鞘カケタルヲ太刀懸ノ半ニ結テサケ云々

○草摺短
文政記云甲斐總領千菊丸其齡十有二(中略)家傳幼童之時代々初著普代卯花織鍔綿上掛抛掛肩一上帶縮草摺短著下云々

○肥ヲ猪頭ニ著

保元物語云 白河殿を義朝夜討 ちに寄らるい傳 あきの守の郎等にいせの國の住人山田の小二郎これゆきといふは又もなきかうの者かたかはやふりのみのし、武者なるか大將軍の引給ふを見

平治物語云 義朝はい ほとくの傳 中宮大夫しんともなかもゆん手のももをした、かにい付られてあふみをふみかね給ひければ義朝大夫は矢にあたりつるな常によろひつきをせようらか、すなどの給へは其矢引かなくつてすてさも候はすむつの六郎殿こそいたておはせ候ひつれとさあらぬていにて馬をそはやめられける

平家物語云 一二 應傳 熊谷いかに小次郎は手負たるかさん候鍔築をつねにせよ裏か、すな鍔を傾けよ内甲射さすなとこそ教へけれ

長門本平家物語云 藤川 傳 源氏の軍兵弓のつるうちよろひつきしと、めささけひけるをよしのぬまにむれるたる水鳥ともはうち返したちをみるをとおひた、しかりけり

又云 熊谷平山城 戸口寄傳 熊谷子息直家に言ひるは敵よればとてさはく事なせを鍔のいむけの袖をまつこうにあて、明まををしめゆり合せゆり合せしてつねによろひつきせよはたらかて鍔にうらか、すなとそ云ける

源平盛衰記云 小坪合 戰傳 小太郎藤平ニ問ケルハ義盛ハ橋突ノ軍ニハ度々アヒタレトモ馬ノ上ハイマタ知スイカニアルヘキト云ヘハ實光今年五十八軍ニアフ事十九度也軍ハ尤

てされはとて矢一すしにおそれて向ふたるちんを引事や有たとひつくしの八郎殿の矢なりともこれゆきかよろひはよもとをらし五代つたへて軍にあふこと十五かと我手に取てもたひ、おほく矢共をうけしかといまたうらおはか、ぬ物を入々見給へ八郎殿の矢一ツうけて物語にせんとてかけ出れはおこの高名はせぬにしかすむやく也と

とよりやう共せいすれ共もとよりいひつることはをかへさぬ男にて夜あけて後にほうはいの八郎のいて矢め見んといはんには何とか其時こたふへき然れば日ころの高名もうせなん事のむねんなればよし、人はつ、かす共をのれせう人にたつへしとて下人一人あひくして黒かはおとしのよろひに同けの五まい甲をぬくひにき十八さいたるそめ羽の矢おひぬりこめとうの弓もてかけなる馬に黒くらをいて乗たりける

平治物語云 源氏勢を 悪右衛門のかみ信頼はあか地のにし るへの傳 惡右衛門のかみ信頼はあか地のにしきのひたれにむらさきすそこのよろひにきくすそかな物うつたるに金作りの太刀をはき白星の甲にくはかた打たるをぬくひにきし、んでんのかくのまにしりをかけ

てその給ひける
○鍔突

モ故實ニヨルヘシ(中略)敵一ノ矢ヲ放テ二ノ矢射ムトテ打上タラン眞頭内甲頸ノマハリ冑ノ引合スキマヲ守テ射給フヘシ矢一放テハ急キ二矢ヲ番テ人ノアキマヲ守リ給へ敵モカクコソ思フヲメナレハ透間ヲ資テ常ニ冑突シ給フヘシ

又云 平治合 戰傳 足利又太郎ハ西ノ岸ニ打上テ鍔フンハリ弓杖突キ物具ノ水ハシラカシ鍔突ス
判官物語云 忠信傳 四郎兵衛も十六さしたるやなれば程もなくいつくしてゑひらをかなくりすて、たちをぬきて大勢の中へみたれ入て手にもたまらすさん、にきりめくるむま人のきらいもなく大勢そこにてきられけりよろひつきして身をまよにかけてゑさせけりせいひやうのいるやはうらをかこひやうのいるやははすを返してた、さ

りけり

太平記云 神南合 戰傳 右衛門佐大音聲ヲ揚テ前陣戰勢レテ見ユルン後陣入替テアノ敵討ト下知スレハ伊田波多野ノ早雄ノ若武者共二十餘人馬ヨリ飛下リ飛下リ勇ミ勇ンテ拔連

テ渡合フ後ロニハ數萬ノ敵御方ツ、クン引ナト力ヲ合テ喚キ叫フ前ニハ五十餘人ノ者共颯ト入亂レテ切合フ太刀ノ鏗音鍔突山彦ニ響キ暫モ休時ナケレハ山嶽崩テ川谷ヲ

ノ鏗音鍔突山彦ニ響キ暫モ休時ナケレハ山嶽崩テ川谷ヲ

埋ムカトコソ聞ヘケレ
賀越岡詳記云 治田綱六邊 毛屋増井雨夜冑施頭笠半類當シ
テ胴丸ノ具足ヲキテ物ノ具ヲクツロケ鍔突ヲシテ寄セ來
ル

○鍔唐櫃

平家物語云 の旗 大河大將くんの小松のこむのすけ少將これ
もりの卿はしやう年廿三ようきたいはいるにかくともふ
てもをよひかたしちうたいのきせなからかはといふよ
ろひをは唐櫃に入てかゝせらる

源平盛衰記云 上條 源氏押寄タレトモ敵モナシ富士河ノ
耳ヲ見ハ物具多ク捨タル内ニ忠清ト銘書タル鍔唐櫃一合
アリ武者ノ具ヲハ既ニ捨ヌ今ハ通世シテ墨染ノ衣ヲキヨ
トモ讀タリ

ふし河に冑はすてつすみそめのころもたゞきよ後の世
のため云々

又云 二位源尼 女院ハ後レタマツラシト御燒石ト御硯ノ
箱トヲ左右御袂ニ宿シ入レ御身ヲ重クシテツ、キテ海ニ
入ラセ給ヒケルヲ渡部源次兵衛尉番カ子ニ源五馬允配ト
云者急キ飛入テカツキ上奉リケルヲ配カ郎等熊手ヲオロ
シテ御髪ヲカラマキテ御櫛ニ引入レ奉ル(中略)配ハモシ
ル鍔唐櫃ノ跡ニタテ能儀倉殿ノ御馬廻ニ供奉シテ尾張守

ヲハ夜ニ紛テ藤澤ノ道場ヘ送リケル
今川大草紙云鍔を進事からひつの蓋に置てはたいて甲ま
て置て役人兩人あるへし

又云次に御鍔を進也上下の役人貳人して持參するなり鍔
唐櫃の蓋に置て甲の落ぬやうに甲の緒を鍔のしやうしの
板にからみ付なり

大内家壁書云周防國靖川渡舟賃二瀬之事至鍔唐櫃并長
唐櫃二者貳人持五文書瀬分云々

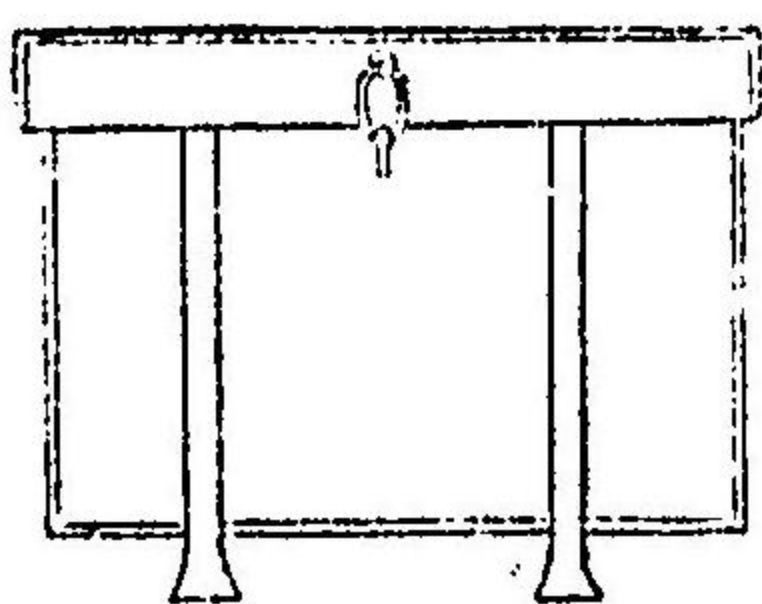
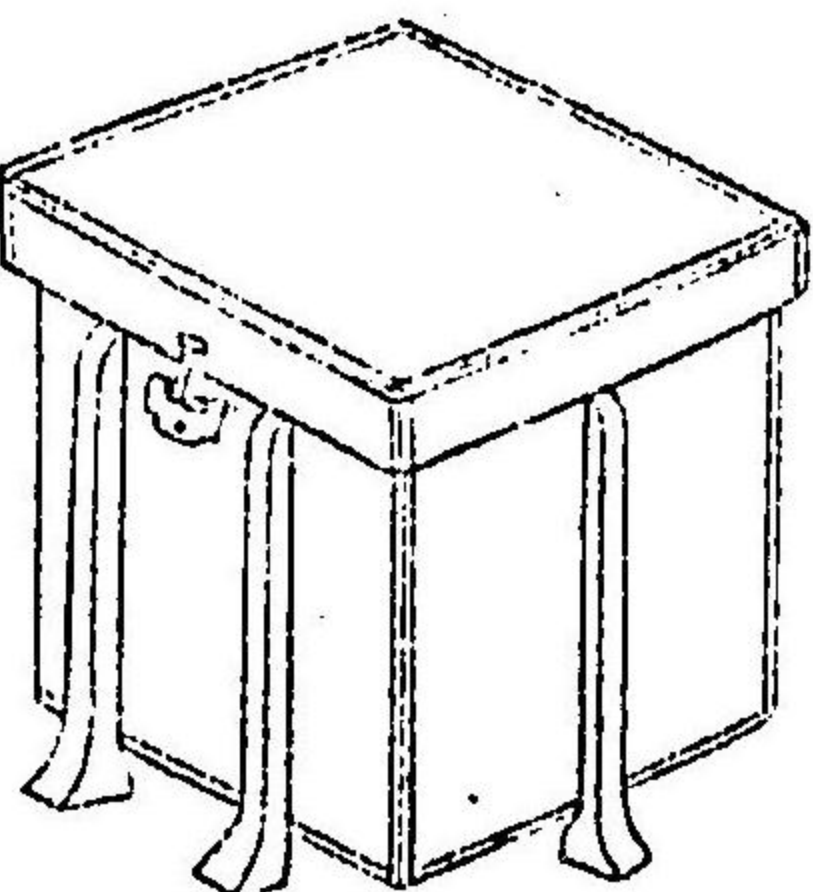
武將記云一唐櫃之事八幡大菩薩唐櫃ノ内ニ御座有ト思ヲ
成テ是ヲ御寶殿ト崇メ奉ル故ニ白衣ニテ不可向一唐櫃
ニ甲冑ヲ納ル様ノ事先甲次ニ冑次ニ小具足等次ニ直垂并
大口次ニ帷次ニ帷次ニ鉢巻取入次紅扇貴賤ヲエラマヌ用
之コトハ此扇ヲツカヘハ喉カハカスト云ヘル故ナリ次ニ
打飽勝栗白キ片口ノ銚子等ヲ入也是ハ軍神ヲ祭奉テ後我
身食爲也ト云々

○鍔櫃
吾妻鏡云文治四年七月十日甲辰若公高橋公始令著御甲
之給於南面有ニ其儀(中略)次千葉介常胤持ニ參御甲納
櫃云々

ヤノ時トテ鍔唐櫃ノ底ニ持タリケル唐綾ノ白小袖一重取
出テ女院ニ進タリケルノ夷ナレトモ情アリ
吾妻鏡云寶治元年六月一日壬午左親衛以ニ近江四郎左衛
門尉氏信爲ニ御使有被仰遺子若狹前司泰村之事人
不知其旨趣氏信向ニ彼家ニ先著侍上令案内事之由
而第主相逢之程見傍弓數十張征矢并鍔唐櫃棹數十本置
之氏信就怪思之令ニ郎從友野太郎 此所案 窺ニ館内ニ之處
所積置子既侍之鍔唐櫃假令百三三十合歟之由達ニ于氏
信云々

太平記云 越前牛原地 五ト六トニ成ケル少キ人ヲ鍔唐櫃ニ
入テ乳母二人ニ前後ヲ昇セ鎌倉河ノ淵ニ沈メヨトテ遙ニ
見送テ立タレハ母儀ノ女房モ同其淵ニ身ヲ沈メント唐櫃
ノ緒ニ取付テ歩行心ノ中コソ悲シケレ

又云 高山兄弟傳 尾張守義深ハ箱根ノ御陣ニ有ケルカ翌ノ
夜或時衆ノ斯ル事ト告ケルニ驚テサテハ我モ何クヘカ落
ナマシト案スレ共東西南北皆道塞リテ可落方モ無リケ
レハ結城中務大輔カ陣屋ニ來テ平ニ可落山ヲ宣ヒケ
ル是ヲ隠サンスル事ハ至極ノ難義ナレトモ弓矢取身ノ習
人ニ被レ憑テ叶ハシト云事ヤ可有ト思ケレハ長唐櫃ノ底
ニ穴ヲアケテ氣ヲ出シ其櫃ノ中ニ臥サセテ數十合昇進タ
山城國鞍馬寺藏義經朝臣鍔櫃圖



ハ一大事有是ヲ告クヘシ云々

○具足唐櫃

武雜記云御具足懸御目候事からひつのふたにすへわた
かみかけをとりてわたかみの上にかふとを置へし他流に
はわたかみかけに甲をからみ付候事も有之歟當流には
無之候

萬しつけかたの次第云くそくからひつのふたをあふのけ

又云文治五年七月八日丙寅下

河邊庄司行平依仰調ニ獻御

甲今日持參之開櫃蓋置

御前ニ相副紺地錦御甲直垂

上下云々

増補家忠日記云 天正十八年六月十四日條 功

成リ難キノ日也明後十六日ニ

至ルマテ延引在テ宜シカルヘ

キノ旨ヲ諫ム憲秀是ニ諾ス其

夜左馬助身ヲ鍔櫃ニ入り替リ

竊ニ本城ニ往テ氏直ニ云テ云

ク我父憲秀カ命ヲ賜ルニ於テ

てみつ物をすゆる也しきぬのなとはしかぬもの也

○具足櫃

三好義長亭江御成記云翌日朝御進物以目録御供の萬阿に渡之寺町左衛門大夫和久掃部助兩人持參御弓征矢御鎧は代にて進上之間不_レ及_二持參御腹巻は御具足櫃に入黒漆にて金物金御紋在之前字も同前油單アサキ布御紋四方に一つ_レ上に一皮緒むらさきかはなり云々

太閤記云_{松田尾張守政反條}左馬助具足甲本丸に在しを取につかはしければ來りぬ即其具足櫃に入かはつて十四日亥の刻に本丸へ忍ひ入氏政氏直に申上ぬるやうは尾張守命を某に可_レ被_レ下におめては一大事の義をしらせ參せ候はんと堅く其約束を申定め云々

東遷基業云松田尾張守憲秀同謀の者にひそかに云けるは此城陥る事近きにあり我堀秀政に就て降を乞により秀吉許して伊豆相模を賜らんと約せり(中略)左馬助とても諫を容へからざる事を知て曲て其意に従ひければ憲秀よろこひける時左馬助明日は日辰よろしからす一日を延て十六日にせらるへしと云により憲秀これに従ひけり左馬助具足箱の中に入れて本城に行て氏直に此旨を告て父の命を助け賜らん事を乞ければ氏直大に驚き憲秀を呼んで申渡

禁獄せられ笠原致堯を誅し其從兵をも別軍を以て守らせらる

○腹巻桶

了俊大雙紙云腹巻を進軍腹巻の桶の蓋に置て參尊者の御前に置様よろひ同前桶をも進候登人役人なり

○具足ノオイ

蜂須賀家文書云具足のおい五六丁可_レ持候但餘多者無用之事

○胴立

伊勢備後守貞明覺悟事記云具足人に參するは兩人してかく也右の方をかく人は少さきへなるやうに可_レ有之(中略)くそくはからひつのふたにすへとうたてを立ても甲をわたかみにからみ付てもふたをかきて出るなりのとわはそはてもくるしからす

萬しつけ方の次第云とうたてにそてをかけかふとをのせてしのひのをにてとうたての兩方へ出候本に二まきうしろより前へまきてしのひのをのわなへかけてうしろへまはしてとりちかへ前へとりまはしふたむすひにひつときにむすひ候てをく也

武家名目抄稿第二百六十四册

塙檢校保己一編

甲冑部 二十三

○母衣

三代實錄云貞觀十二年三月十六日戊辰從五位下行對馬島守小野朝臣春風進_二起請_二事_一其一曰軍旅之儲管在_二介冑_一介冑雖_レ薄助以_二保侶_一望請_二縫造_一調布保侶衣千領以備_二不虞_一

扶桑略記云寬平六年九月五日對馬島司言新羅賊徒船四十五艘到着之由大宰府同九日進_二上飛驒使_一同十七日記曰所_レ取雜物大將軍縫物甲冑貫革袴銀作太刀繩弓革胡蘇宛夾保呂各一具已上附_二脚力多來常繼_一進上

長門本平家物語云_{一谷合}熊谷平山馬のあしやすめわかみもいきつかんとてひきしりそく時はほろをかなくりおとし又かくるおりはほろをかけておめてかけ入こゝにて平家の軍兵のこりすくなにうたれにけり

又云_一梶原源太かくる時ははたをさ_レけほろをかけひく時ははたをまきほろをぬきてたひ_レ入かへ入かへ戦け

三好義長亭江御成記云御腹巻は左は細中書右は松少弼持參御腹巻甲かけにかけて甲をもわたかみにからむ是は當流には不_レ存事也

○兜立

土岐家開書云鎧并腹巻など貴人へ進上之時は袖を付て唐櫃のふたをあふのけて三物を置也甲立あるへし云々

別所長治記云天正六年三月七日播州加須屋カ館ヲ爲_二本陣_一行列ノ次第(中略)大將秀吉先鐵炮弓鎗甲立後小旗次宿老次使役云々

る武藝の道ゆゑしくみえける

吾妻鏡云建仁三年十月九日甲辰今日將軍家政所始也云々
其後始著甲冑又乘馬給遠州被奉扶持之小山左衛門
尉朝政足立左衛門尉遠元等著甲冑母麻等次第故實執權
悉奉授之云々

太平記云鎌倉合新田左兵衛佐脇屋左衛門佐二人ハ纒ニ二
百餘騎ニ被_レ打成_二武藏守ニ離_レヌ此勢ニテハ上野ヘモ歸
リ得_レマシ落テ可_レ行方モナシ可_レ打死_一命ナレハ鎌倉ヘ打
入テ足利左馬頭ニ逢テ命ヲ失ハ、ヤトノタマヘハ諸人皆
此義ニ同シテ混テ討死セント志シ思々ノ母衣懸テ鎌倉ヘ
トソ赴_レケル

又云義助朝臣サラハ敵ノ國中ヘ入ヌ先ニ打立トテ金谷修
理大夫經氏ヲ大將トシテ勝タル兵三百餘騎皆一様ニ曼茶
羅ヲ書テ纒ニ懸テ兎テモ生テハ歸マシキ軍ナレハトテ十
死一生ノ日ヲ吉日ニ取テ大勢ノ敵ニ向ヒケル
又云神南合佐々木カ黄旗一揆ノ中ヨリ大欽形ニ一様ノ母
衣懸タル武者三人己カ結タル鹿垣切テ押破リ日本一ノ大
剛ノ者近江國ノ住人江見勘解由左衛門尉箕浦四郎左衛門
馬淵新左衛門眞前懸テ討死仕ルソ云々
庭訓往來云就中將軍家御教書嚴密之上下_二給御纒御旗等_一

之間内戚外戚一族令ニ揆_レ者也

明德記云播磨守ノ兵士屋黨人マセモセヌ一族若黨百五十
騎色々ノ母衣懸ケツレテ四目結ノ旗ノ下ヘクツハミヲ並
テ切テ入ル

別所長治記云大村合敵ノ首ヲ面々ノ膝ノ上ニ抱腹切タリ
名譽ノ討死也イカナル者ヤ名ヲ知ハヤト母衣ヲ掛テ死タ
ル氏者アリ是ヲマクリケレハ村上源氏具平親王二十三代
ノ孫淡河彈正定範ト書付ル扱ハ先日淡河ノ城ニテノ手立
今ノ討死ノ次第無雙ノ勇士感シケル

江濃記云道三ハ弘治二年四月十八日鶴山ヘ上リ陣ヲ取ル
新九郎ハ乾ニ向テ人数ヲ出シケレハ父入道モ山下ニ下リ
馳向ケル先陣ハ竹ノ越道珍ト云者六百騎奈加良川ヲ渡リ
テ越シ道三ノ旗本ヘ切テカ、ルヲ道三方ヨリ相カ、リニ
カ、リ散々ニ追散シ竹ノ越道珍ヲ打取リ道三ハシヤウキ
ニ腰ヲカケ母衣ヲユツリテ悦ケル
鹽釜鈔云纒ヲ母衣ト書ハ母ノ小袖ナントヲ纒ニ懸ル古事
ノアル歟未タ其由ヲ不_レ知ル事モ侍ニヤ常ノ義ニハ孩兒
在_二母胎内_一時_レ藏_二胞衣_一以防_二諸毒_一也又武士臨_二戰場_一被_レ
纒以防_二敵矢_一也胞衣消_二毒_一也以此義_一母衣共書ト申
シ侍也

見聞雜錄云勘介曰貴殿カ兼々望の巻物今日可_レ傳授ト云
民部忝由就_レ夫士大將ト成ては他國迄知る_レ弓矢武の故
實不_レ可_レ知口傳も有書傳も有(中略)先母衣ト者父ト母ト
ノ赤白淫合スル所母ノ臟衣那ノ鉢中ニ留ル事九ヶ月無_レ
所_レ不至ノ印ハ突零ノ形雨ノ逆鋒ト云モ此形其體九字也
顯寸ハ示字也一字金輪ニシテ則明星天子七曜ノ中ノ武曲
星ナリホロトハ示ノ言ナリ帝尺修羅ノ戰ニ帝尺天子此ホ
ロ著シテ向タマフ水火鋒鏑無_レ犯依討死覺悟ノ節ハホロ
ヲ蒸ニ上ルト云ハ本來空ヘ飯シテ無念無想ノ當體ニテ討
死スル故也ホロハ三色ニシテ赤白ホロ作ル時ノ本尊ハ摩
利支天具足櫃ニハ餅柳ノ勝板蘆ノ刀二十引刀用遣刀計ニ裁
五品尺十野口傳神祇緒八寸中錄緒三寸口圍ノ緒傳法ノ絲風
帶ヲ以日輪ヲ顯ス五色ノ絲ニテ可_レ結_二淡路結_一云々

按、古代の母衣はもつはら甲冑の輔として矢石を禦く
の具なり後代に至りては申を用ひ出しを改めてさし物の
類となれり其制ももとより古今のたかひあるなり老談
一言記云母衣の事羽衣の誤りなり羽の字草に書すれば
似たる文字也夫は三國志の先生の侘咤又は甘寧カ負咤
に鈴著たりし咤の事にて軍容のかさり也羽の衣とも又
は兜蓋上飾とも云事なりと存すとのたまふよつて考ふ

にホロといふも鳥羽にホロ毛といふあり雉子にホロツ
ツなともいへば昔は鳥のホロ毛を以て飾とせしによ
りてホロといひしと見えたりと後に申せはさもあるへ
きと仰せぬ又史賈復傳に被羽先登と有註に被猶_レ負也
と云々其下の注は心得かたし被羽はホロ負ひたる事な
るへし

○袍衣那

弓箭記錄云袍衣那鏡ニホロ付穴アリ母呂長良母ヨリ得タ
リ蟬蜻蜓等集リ居不_レ去故ニ祝心也

○母衣衣

三代實錄云貞觀十二年三月十六日戊辰望請縫_二造調布保
侶衣千領_一以備_二不虞_一此文は前條に出せり

畠山記云公方鳥屋カ子息ノ美麗ノ兒ナリケルカ首ヲ母袋
キヌニツ、ミテ實檢シケレハ哀ミ玉ヒ御詠歌有

○大母衣

太閤記云山中之城勘兵衛跡を見かへり候へは渡邊新右衛
門赤井久左衛門などもつゝひたり(中略)渡邊大聲を上す
きまをあらせす追立おつ立三の丸しをりきはまで追入し
か其他の勢は一人も交へず中村カ勢のみなり右の谷をみ
れば大母衣かけたる武者二騎走行しか夫に押つゝき云

云

○五幅五尺母衣

鴉鷲物語云それほろといふは本式紅なり又白色も有これ
は陰陽の二色なりしろきをは老武者かくる也これ治世の
繩なり五の五尺是は五大五佛を表すと云々

○七幅七尺大母衣

會津陣物語云青木新兵衛ハ七幅七尺ノ大纒大鳥毛ノ標ナ
リケレハ柵ヲ越事成カタク彼方此方トタ、スミ何方カ可
レ入所アリト尋ケル

○八幅八尺母衣

鴉鷲物語云それほろといふは本式紅なり(中略)あるは八
の八尺あるは十の一丈なり腰に五の異名ありぬふ絲に口
傳有裁刀十二なり

○十幅一丈母衣

南都本太平記云 山名父子 背摩氏條 長山洗革ノ鎧ノマタ巳刻ナルヲ
著テ徑リ三尺計ナル大日ノ丸打タル鍬形ノ兜ノ緒ヲシメ
十幅一丈ノ薄紅ノ母衣山風ニ風ト吹セ五尺計ナル太刀二
振帶テ

湯川彦右衛門覽書云禁中ヨリ湯川ニ被下物同ク御許被
成候十幅一丈ノ母衣 是ハヤノ八尺有之由別禁中御直奉ニテ階野
三十五番神ト母衣ノ前也ト被下候是ハ十幅一丈

按、本文鳥毛の十二の、ほろと唱しは鳥毛の棒を出し
にしたるなり會津陣物語に金の半月の赤ほろ又與羽永
慶軍記にみえし孔雀の尾の母衣など唱しはみな出しを
以て呼しなればその類みな出しの條にいたせり

○十八段大母衣

關八州古戦録云 ト早川隆 隆景則執ル物モ取敢ス清洲城ヲ
致家人條 出テ夜ヲ日ニ繼テ下リルケ程ニ此日沼津ニ到著セシカ十
八端ノ大母衣ヲ懸シ武者ト九本立ノ芭連ノ中心ハ三間許
モ有ヌヘキ大指物ヲ指タル武者二人雙ンテ宿入シケルヲ
諸人眼ヲ驚カシ殿下ノ耳ニ達シケレハ云々

○廿一段大母衣

義殘後覺云備中ノ國ノ住人檜崎十兵衛信定ト云人アリ今
度ノ御供ヲ按スルニ殿下出陣ナレハ九國五畿内東海道不
レ殘御供仕レハ誠ニ時簡間敷何ソ人目ニ餘ル程ノコトヲ
シテ御供セハヤト思ヒテ柿絹廿一端ノ大母衣ヲ指シケ
ル出シニハ七ツ道具ニ柄三間ニコシラヘテ是ヲ指(中略)
十兵衛此大母衣ヲ思立シ時己レカ力試テ見ハヤト思ヒ厚
疊ノ舊キヲ十六疊重ネテ大綱ニテセヲヒ月夜ニ廣キ野ヲ
歩ミテ見ルニ三里行テ三里戻リテ見レトモ何トモアラサ
レハ是ニテハ苦シカルマシト此母衣ヲコシラヘタリ

合テ高サ一丈ノ母衣ナリ此母衣ヲハ我母
方ノ先祖平井ノ家ヘ禁中ヨリ被下候

○十幅一丈四目結白母衣

武蔭叢話云福島左衛門大夫家老長尾隼人佐一勝缺唇なり
(中略)古人の日隼人は佐々木四郎高綱か後胤也大兵大力
にて十幅一丈の四目結の白母衣一間半宛出したる銀の如
意半月を出しに致したると云々

○十幅一丈練貫大母衣

鴉鷲物語云城の方には山城守父子三騎愛鶴信濃守長高鶴
越後守高直その勢合て八百餘騎にてをめて懸る高直か
裝束には白絲の大鎧十布一丈のねりぬきの大母衣雪山を
おふか如くかけふくらめて白蘆毛の馬の白象などのこと
くなるに乘て六尺あまりの太刀眞額にさしかさし手輕に
も進てみへたり

○十二幅母衣

武者物語云下野佐野の天徳寺宗綱入道の内に松田金七郎
秀宣といふ侍有生國は大和侍なるかゆみやに功の者と聞
給ひて天徳寺上洛の時分か、へ給ひて下らるに然るにか
の金七郎は大方の者なるか鳥毛の十二の、武羅をかけ一
方へ九尺も有鹿の角の金はくにてたみたるたしをいたし
武者をしをねらるゝ也

○歩立母衣

鴉鷲物語陣記によつてかくる母衣合戦の體に依てかくる
母衣勝いくさにかくる母衣歩立の母衣討死の母衣あり

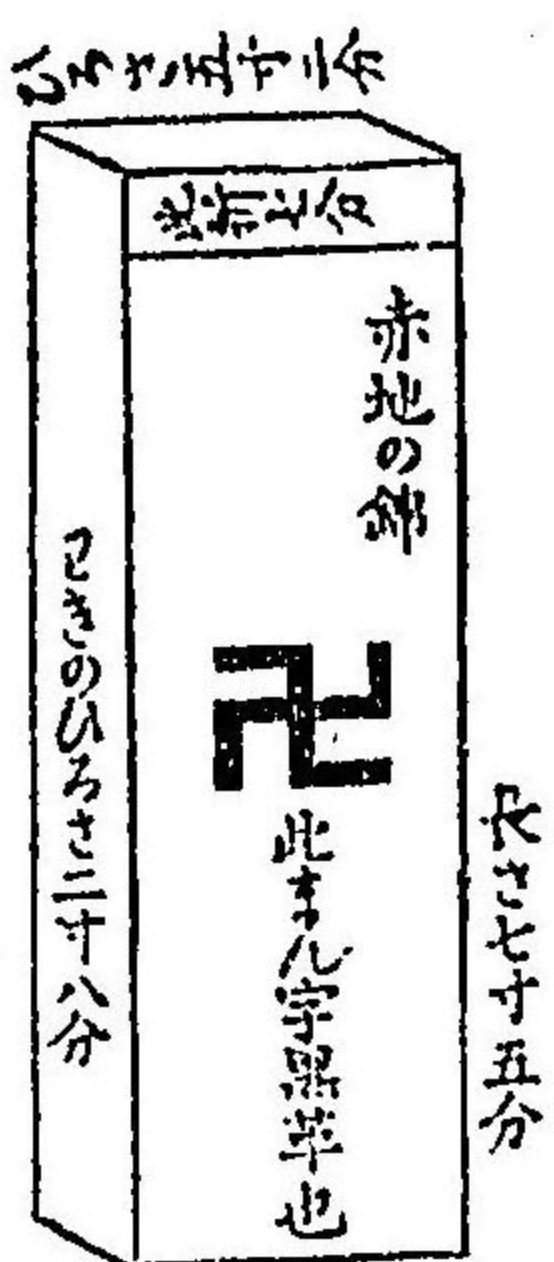
○母衣手

太平記云 新田義貞 謀叛條 上野下野上總常陸武藏ノ兵共不期ニ
集リ不レ催ニ馳來テ其日ノ暮程ニ二十萬七千餘騎甲ヲ並
ヘ扣タリ(中略)草ノ原ヨリ出ル月ハ馬鞍ノ上ニホノメキ
テ冑ノ袖ニ傾ケリ尾花カ末ヲ分ル風ハ旗ノ影ヲヒラメカ
シ繩ノ手靜マル事ソナキ

○母衣袋

太平記云 京軍 條 那須ハ此合戦ニ打出ケル始古郷ノ老母ノ
許へ人ヲ下シテ今度ノ合戦ニ若討死仕ラハ親ニ先立ツ身
ト成テ草ノ陰苦ノ下マテモ御歎アランヲ見奉ラントスル
事コソ想像モ悲ク存候ヘト申遣シタリケレハ老母泣ツ、
委細ニ返事ヲ書テ申送ケルハ(中略)是ハ元暦ノ古ヘ疊祖
那須與一資高ハ八島ノ合戦ノ時扇ヲ射テ名ヲ揚タリシ時
ノ母衣也トテ薄紅ノ母衣ヲ錦ノ袋ニ入テソ送タリケル
又云 河原軍條 阿保秋山 桃井ハ八幡ノ勢ノ攻寄ントスル程ヲ待テ熊
事ヲ延サントス互ニ勇氣ヲ勵ス程ニ或ハ五騎十騎馬ヲ懸
居懸廻シカケ引自在ニ當ラント馬ヲ乗浮モアリ或ハ母衣

袋ヨリ母衣取出シテ是ヲ先途ノ戰ト思ヘル氣色顯ハレテ
最後ト出立人モアリ
鴉鷲物語云緋袋は赤地の錦にて獅子の口をまねひたり
武者物語母衣袋圖



武家名目抄稿第二百六十五册

塙檢校保己一編

甲冑部 二十四

○白地金襴母衣

甲亂記云 高遠之城 没落條 備中守各ニ申ケルハ大將ヲ不見知程
コソ葉武者トモトハ軍ヲ仕ツレ先ニ黒ノ馬ニ紅ノ房懸テ
白地ノ金襴ノ母衣著テ唐頭懸タリシ若武者コソ正キ城介
殿トハ見ツレ云々

○淺黃金襴母衣

武蔭護語云織田城之助信忠卿は(中略)淺黃金襴の母衣掛
給ひ廣間の前の扉に上り給ひ屏にそひ桐の木是有候に御
取付さいを振身を操んで下知成され遂に仁科小山田勢ひ
盡て自害致さる

○青地錦母衣

明德記云義弘カ其日ノ裝束ニハ練貫ヲカチンニ染テ威タ
ル鍔ニ同毛ノ五枚甲ノ緒ヲシメテ二尺八寸ノ太刀ヲ帶キ
青地ノ錦ノ母衣ヲカケ三尺一寸ノ荒身ノ長刀ヲ引リハメ
テ近付ク敵ヲ待懸タリ

○白綾母衣

たかたち草紙云龜井の六郎しげきよはひとときははすくれて
出立たり(中略)しろあやのほろをさつとかけぬりこめの
ゆみの四人はりせめのせきつるかけさせ云々

○練貫母衣

鴉鷲物語云爰に山城守かいはくわれ當年四十三才なり少
年よりはちとそゝろひたるもおもしろしとて群にまかは
ぬふるまひを見せんとや思ひけんけしからぬいくさはさ
らにてねりぬきの大母衣をかけていはく云々(中略)母衣
をかくるに口傳ありほろをたゝむ詞袋に入るゝ詞母衣裁
時の詞何れも口傳ありひたとるにならひあり十二にとり
十六にとる熊谷平山にかはれりあるは薬師の十二大願を
表しあるは摩利支天の誓の敷を表せり母衣裁様返々秘事
也我は名詮自性にてねりぬきのほろをかくる也

○紅母衣

異本保元物語云 白河殿を義朝死す 合戦の庭に出ててきのこ
わけれはしりそかんにおひてはいくさの勝負あるへきや
しけもりにおみては八郎か矢さきに一あたらんとおもひ
きつたり爰にてかはねをさらすへしとてすゝみけりあか
ちの錦のひたゝれにさかおまたかのよろひにてうのまる

のすそかな物しけうつたるかしらふくりんなるにしろ
ほしのかふとをきくれなひのほろまふくらにふかせてつ
き毛の馬にいかけ地のきふくりんの鞍にそのつたりけ
る

平家物語云 くまかへ二 くまかへか其夜のしやうそくに

源平盛衰記云 熊谷向 熊谷ハ禍ノ鍔直垂ニ家ノ紋ナレハ鳩
ニ寓生ヲソ縫タリケル黒絲威ノ鍔ニ同毛ノ冑大中黒ノ征
矢ニ二所簾ノ弓ヲ持紅ノ母衣懸テ權太栗毛ニ乗タリケリ
(中略)子息小次郎ハ練貫ニ澤瀉摺タル直垂ニソシ細目ノ
鍔著テ妻墨ノ征矢重簾ノ弓持テ是モ紅ノ母衣懸テ白浪ト
云馬ニ乗タリケリ

又云 守治合 没落條

足利又太郎ハ西ノ岸ニ打上テ鍔フンハリ弓杖
ツキ物具ノ水ハシラカシ鍔突ス鍔赤威ニ金物ヲ打ツマタ
巳時トソミエシ白星ノ甲居頸ニ著ナシ大中黒ノ廿四サシ
タル矢首高ニ負ヒ滋藤弓ノ真中取り紅ノ布露懸テ連鍔草
毛ノ馬ノ太ク逞ニ金伏輪ノクラ置テソノリタリケル
承久記云京方ヨリ赤地ノ錦ノ直垂ニ萌黄ニホヒノ鍔スソ

金物打タルニ白星ノ甲キリフノ矢負テ紅ノ母衣懸白茸毛ナル馬ニ乗タル上藤君トノ人ト見ル所ニ是ハ右衛門佐朝俊也

竹崎五郎繪詞云あしけなるむまはしむらさきさかおもたかのよろひにくれなぬのほろかけたるむしやそのせい百よきはかりとみえてけふとのちをかけやふりそくとをひおとしてくひ二たちとなきなたのさきにつらぬきてさきにもたせてまことゆしく見えしに誰にてわたらせ給候そすしくこそ見え候へと申にひこのくにきくちの次郎たけふさと申すものに候云々

太平記云越後守白石見引返條火威ノ鎧ニ紅ノ母衣懸タル武者一騎合近ニ寄合フタリ誰ソト問ヘハ土屋平三ト名乗

鴉鷲物語云それほろといふは本式紅なり又白色も有これハ陰陽の二色なりしるさを老武者かくる也これ治世の綱なり

○濃紅母衣

源平盛衰記云嵐島合戦條判官ハ紺地ノ錦ノ直垂ニ紫キ坐滋鎧ニ鍛摸打タル白星ノ甲ニ濃紅ノ布露カケテ廿四指タル小中黒ノ征矢ニ金造ノ太刀ヲ帶キ云々
天正木太平記云神酒合戦條佐々木カ黄旗一探ノ中ヨリ大鎧形

ニ濃紅ノ母衣懸タル武者三人己カ結タル鹿垣切テ推破リ日本一ノ大剛ノ者近江國住人江見勘解由左衛門尉箕浦四郎左衛門馬淵新左衛門眞前懸テ討死仕リ云々

太平記云紀州龍門山軍條黄瓦毛ナル馬ノ太ク逞キニ紺絲ノ鎧ノマタ巴ノ尅ナルヲ著タル武者濃紅ノ母衣懸テ四尺計ニ見エタル長刀ノ眞中舉テ馬ノ平頭ニ引側メ鹽谷伊勢守ト名乗テ眞前ニ進メハ云々

○薄紅母衣

長門本平家物語云熊谷平山城月口寄條平山はしけめゆひのひたれにわかかわおとしの冑に三まいかふとにうす紅のほろかけて目かすけと云馬にこそりたりける

梅松論云瀆の手の少武か勢を旗の下二千餘騎にて進みたる殊に一町計先立て五百騎または是に進て五十餘騎向し中より武者二騎十杖ばかり先立たり一騎は黒き馬に薄紅の母衣懸たり

○赤母衣

信長記云母衣之條永祿十年ニ黒赤ノ母衣ノ者廿人制シ立ラルヘキトテ衆ニ撰ミテ舉タマヒシカトモ全備ニ及フ輩廿人アラサレハ可レ被レ止カト被レ仰シヲ博學ノ老人萬事全備スル事ハ稀ナル事ニ候其長スル所一二侍ル人々ヲ先撰

ミ出サレ可レ然候ハンヤト申シカハ(中略)織田越前守前田又左衛門尉飯尾隠岐守福富平左衛門尉原田備中守黒田次郎右衛門尉毛利河内守野々三十郎猪子内匠助此九人ハ赤母衣ニ被ニ仰付

會津四家合考云九月十五日三成敗北條島津兵庫頭義久ハ始ノ程一軍モセテ靜ニ控テ居タリケルカ思ノ外味方軍兵討負タルヲ見テ迎モ不レ叶トヤ思ケン手勢引包テ正丸ニ打連群タル敵ノ中ヲ少モ不ニ疑擬ニ正直ニ落行ケル斯ル處ニ井伊兵部少輔ハ手ノ者一様ニ赤鎧著セ赤母衣懸タル武者共其様キラキラシク出立黒煙ヲ立テ、追懸レハ云々

慶長見聞記云淺野左京川ノ上ヲ越テ木造左衛門ト合戦ス左衛門佐モ討負敗軍也敵方津田藤三郎赤母衣懸ケ武者ニテ殿也

松原自休手録云小松ノ使役櫻木源大夫赤母衣乘來ヲリ敷テ揮鎗次第ニ踏止リ暫在テ相引ノ後小松ノ家臣江口三郎右衛門傳ニ嚮道ニ上ニ向ノ山

○紫母衣

承久軍物語云ちくこの六郎さゑもんはくろかはおとしのよろひにむらさきのほろかけて白月毛なるむまにのりおち行所を云々

太平記云京軍條紺絲ノ鎧ニ紫ノ母衣懸テ黒瓦毛ナル馬ニ厚懸懸テ乗タル武者年ノ程四十計ニ見ヘタルカ只一騎馬ヲ閑々ト歩マセ寄テ是ハ今度北陸道ヲ打順ヘテ罷上リテ候桃井播磨守直常ニテ候ソ云々

松原自休手録云古田兵部モ從ニ東國ニ飯テ入ニ松坂ノ城ニ雖レ然敵未ニ寄來ニ依レ之割ニ微勢ニ侍十餘輩交ニ輕卒ニ津城南ノ口ヲ持ツ(中略)東ノ方分部難レ叶引入處ニ毛利カ魁兵付入ニ乗込上田吉丞太刀打閉レ門秀元カ先登中川清左衛門赤母衣討死ス

○薄紫母衣

太平記云六波羅政條官軍ノ中ヨリ櫛匂ノ鎧ニ薄紫ノ母衣懸タル武者只一騎敵ノ前ニ馬ヲ懸居テ高聲ニ名乗ケルハ其身人數ナラネハ名ヲ知人ヨモアラシ是ハ足利殿ノ御内ニ設

樂五郎左衛門尉ト申者也云々
異本太平記云目賀田軍條目賀田彈正忠信良敵ニカケ隔ラレテ主從只二騎西ナル田ノ中ヲ引ケルカ類ニ馬ヲ控テ返サハヤト思ヘトモ敵ハ大勢也我身ハ只二騎也何カスヘキト思

ノ處ニ月毛ナル馬ニ乗テ薄紫ノ母衣掛タル武者一騎行サキ通テヒカヘタリ

○白母衣

キ通テヒカヘタリ

長門本平家物語云石橋合 大はかいひけるはさなたはあしけなる馬に乘たりつるかたしろのよろひにすそかなものうちてしろきほろかけたりつるかそれをしるしにてかまへてくめとそ申ける

源平盛衰記云宇治合 伊勢國住人堀ノ六郎貞保同七郎貞俊ヒヲトシノ冑ニ白キ布露カケテ樓外ノキヅマテ責ヨリタリケル

古今著聞集云武勇 和田左衛門尉義盛か合戦の時晝は紅のほろをかけて黒き馬にのり夜は白きほろをかけて黒毛の馬にのりて軍のさきを懸けるまことに一人當千とそ見えける

承久記云平三郎兵衛盛綱鎧ハ脱テ小具足ニ太刀許帶テ白母衣ヲ懸橋ノ際迄此テ各軍ヲ仕テハ誰ヨリケンシヤウヲ取ントテ大將軍ノ思召様有テ静メサセ給フニ誰々進ンテカケラレ候ソ註申セトテ盛綱奉テ候也ト慥ニ申ケレハ其時侍所司ニテハアリ人ニ多被見知ニ二人キカヌ程コソアレ次第ニ呼リケレハ河端橋ノ上太刀サシ矢ヲ弛テ離リニケリ

太平記云赤坂合 朝霞ノ時間ヨリ南ノ方ヲ見ケルハ紺唐綾威ノ鎧ニ白母衣ヲ懸テ鹿毛ナル馬ニ乗タル武者一騎赤坂

○黑白衣

信長記云母衣之 永祿十年ニ黒赤ノ母衣ノ者廿人制シ立テルヘキトテ衆ニ撰テ擧タマヒシカトモ全備ニ及フ輩廿人アラサレハ可レ被止カト被仰シヲ博學ノ老人萬事全備スル事ハ稀ナル事ニ候其長スル所一二侍ル人々ヲ先撰ミ出ツレ可レ然候ハンヤト申シカハ佐々内藏助毛利新左衛門尉津田左馬允蜂屋兵庫頭中河八郎右衛門尉中島主水正松岡九郎次郎此人ハ黒母衣ニ定給フ

東遷基業云勝入備久太郎備三萬餘悉く亂たつて總敗軍となれば秋田加兵衛片桐與三郎竹村小平太等も井伊か備と戦ひて討死す勝入は黒母衣かけたる武者五十人計左右に隨へて勝入こゝにあり不見して何方へ引を返せくと聲を限りにのしれとも前陣後陣一ツに成て崩るゝ故左右の母衣武者も皆散り亂れ勝入小高き處へ上り馬を呼とも不來云々

○黒段々母衣

會津陣物語云上杉方山口軍兵衛黒段々ノ縋カケ一番乗ト名乗テ堀へ上リ飛入ケレハ云々

○黒赤段々母衣

續武家閑談云上杉一の先隊藤田大馬印金釣鳥井小馬印紺

ノ城ヘソ向ケル何者ヤラント馬打寄セテ是ヲ見レハ人見四郎入道ナリケリ

大坂軍記云御旗本備は水野隼人白母衣一揆青山伯耆守黒母衣一揆松平越中守鳥毛の半月一揆関を揚て掛り候云

○黄母衣

見聞雜錄云勝頼公を打取れては信玄公の御機嫌も能ふ有まいと言捨て乗出し六人ながら早馬にて見れば勝頼公と敵方の大將かあの黄母衣の武者を生取れ手取にせよと句る音小雷位の唶音故諸岡山城も鎧を引て馬を蹴立て乗逃る

難波戦記云大坂落 主馬介カ何マテ存ヘントテ命ヲ惜ムラントサコソ嘲哂致シツラン事コソ耻ケ鋪存候今ハ存シ置事ナントテ御旗黄縋ヲ床上ニ立置云々

松原自休手録云爰ニ郡主馬助ハ秀頼公被預黄母衣舊冬籠城之時藤堂幸余ニ進ニ先陣ニ天王寺

○海松色母衣

會津陣物語云上杉勢遁ナトテ引付テ追懸ケルニ海松色ノ縋著シタル武者ト狸々皮ノ羽織ノ武者ニ騎歩者四五人町中ニテ返シコタヘケル

地白鳥居是は指物にも用ゆへきたため也惣備黒母衣自身は白母衣ニの味安田自身黄母衣惣備も出し計違三直江は自身黄母衣惣備出し計違四家澤自身は黒赤段々の母衣と云云

○二引兩母衣

平家物語云くまかへ二 こゝに平山はしけめゆひのひたれにひをとしのよろひきて二引りやうのほろをかけめかすけといふ聞ゆるめいはにそのつたりける

源平盛衰記云平山密城 平山ハ其日ノ裝束ニハ重目結ノ直垂ニ赤威ノ鎧著テ二引量ノ布露ヲ係ケ目油馬ニコソ乗タリケレ

○紺地金泥母衣

甲陽軍鑑云四郎勝頼公典厩穴山殿三人の大將にしてふたまたを攻給ふ中にも勝頼公は紺地金泥の法花經の母衣をなされ差物にして御精を入らるゝ

松原自休手録云隨ニ勝頼ニ土屋總藏初鹿傳右衛門也典厩三騎ニテ來レ此紺地金泥ノ母衣ニ書ニ勝頼ニ信玄ノ遺言ニ勝頼ハ屋形ノ爲ニ名代典厩ニ讓レ之此母衣渡ニ敵ノ手ニ勝頼カ可レ爲ニ耻辱ニ云々

甲陽軍鑑末書云勝頼公仰ラル、典厩紺地金泥ノホロハ四

郎勝頼ト名ヲカキタリ

東遷基業云武田左馬助信豊も唯一騎にて戦ひしか勝頼は土屋總藏初鹿傳右衛門二人をつれに落行とて信玄の遺言にて信豊にあたへられし紺地に金泥にて經文を書たる保呂を此時信豊の掛られしを彼保呂絹の裏書に四郎勝頼と書付有たれば若これを敵にとられてはこれに過たる耻辱あらしとて初鹿を遣し信豊に此保呂を尋られける信豊答て母衣串を捨て新計は郎従の青木尾張に持せたりとて即青木を招て絹を初鹿にわたされしかは初鹿請取て勝頼へ差出す

武家名目抄稿第二百六十六册

塙檢校保己一編

甲冑部 二十五

○母衣出

續武家閑談云上杉一の先隊藤田總備黒母衣白身ハ自母衣二の味安田自身赤母衣總備も出し計違三直江ハ自身黄母衣總備出し計違四家澤身自は黒赤段々の母衣云々

○金半月

續武家閑談云前田城主前田與十郎常真公へ別心を致し候て瀧川を蟹江の城へ引込申候尾張衆も被レ參候故總兵衛勘助罷越候に付て拙者も掛付候六月十七日瀧川を引取其子瀧川三九郎東の大手より押込申候處を横合に其名矢合いたし黒母衣に金の半月たしに仕りたる者と鍵を合申三鍵突候へとも早く引込門をうち申候故討申事は不罷成候

水野勝成記云瀧川三九郎東の大手より押込申候處を横合ひにはな合いたし黒ほろさし金の半月をたしに仕りたるものと鍵を合せ申候

會津陣物語云岩井備中守長井善左衛門金半月 赤繩

○銀如意半月

武蔭叢話云福島左衛門大夫家老長尾隼人佐一勝缺唇なり(中略)古人の曰隼人は佐々木四郎高綱か後胤也大兵大力にて十幅一丈の四目結の白母衣一間半宛出したる銀の如意半月を出しに致したると云々

○紙手半月

會津陣物語云宇佐美民部ハ此方ノ岸ニ有シカ(中略)兵左衛門カ手ヲ取り馬ヲ引返シ川ヲ渡リテ元ノ岸ニ上ル處ニ紙手半月ノ赤繩カケタル敵追來リ民部カ妻手ニ乘並ムスト組テトウト落云々

○鳥毛

大坂軍記云佐竹家老澁井内膳鳥毛の母衣かけ鹿毛の馬に乗て乘下り乘下り下知仕候に付秋田兵庫石田内藏介大塚藤兵衛黒澤治兵衛返し合ては突返取て戻しては突くつろけ候に付大坂衆も急には不追付跡をしたひて懸り候

○大鳥毛

會津陣物語云青木新兵衛ハ七幅七尺ノ大纒大鳥毛ノ標ナリケレハ柵ヲ越事成カタク彼方此方トタ、スミ何方カ可入所アリト尋ネケル

○鳥毛棒

會津陣物語云黃門様ニハ被レ召出候テハ重寶ニ存候青木新兵衛鳥毛ノ棒ノ黒繩十文字ノ鍵瓦毛ノ馬ニ乗候

按、此鳥毛棒といふも別條にある大鳥毛標といふに同しものなるへしこ、には略して鳥毛の棒と記したるなるへし標といふも棒の先へ大鳥の毛を出しに付たるを繩の出にせしなるへし名目を二ツになすは如何有るへき歟別人ならば相違も有へけれと同人なれば也

○孔雀

奥羽永慶軍記云左竹義宣今 福合戦條 義宣怒テ敵軍ニ馳入ントセラレシニ馬ハ逸物ニテ出ントスサレトモ中間二三人左右ニ立テ引留ハ家長澁江内膳光久孔雀ノ尾ノ母衣掛テ心ナラス引ケルカ此由ヲ見ルヨリモ取テカヘシ大勢ニ向テ鎗ヲ合ハセ敵十餘騎ノ鍵先ニ掛リテ討死ス

○鹿角

毛利家記云美濃ノ住人徳永カ者トモヲ先トシテ江人大勢打出跡ヲ慕ント思體ニ見ヘ紺ノ母衣ニ鹿ノ角ノ出シノ指物差タル者山へ上リシヲ田代助心取テ返シヲ見テ宮城太郎兵衛内藤三郎次郎内藤四郎右衛門續テカヘス

武者物語云下野國佐野の天徳寺宗綱入道の内に松田金七

郎秀宣といふ侍有り生國は大和侍なるかゆみやに巧の者と聞給ひて天徳寺上洛の時分かへ給ひて下らるゝ然るにかの金七郎は大力の者なるか鳥毛の十二の、武羅をか

け一方へ九尺つゝ有鹿の角の金はくにてたみたるたしをいたし武者をしをしたると也
武蔭叢話云真田左衛門佐は直田勘ヶ由大塚清安高梨主膳と一所に左衛門佐討死す四十六歳也昔を越前少將忠直の御家人西尾仁左衛門討取云々其甲は真田の重代拘鹿の角の甲也

○牛舌

續武家閑談云大久保次右衛門一人にて大きな手柄のよし御意被成候 太郎儀も御前に罷在候不審成御意にて御座候(中略)兵部殿さいを取被申候へは押返し其儘敵を追崩し申候拙者より先へ兵部殿乗込其儘突倒し高名被仕候さては兵部殿にこされたると存し兵部殿を十五六間先へ乗込候へは黒母衣にうしの舌のたし仕候ものをつき倒し討捕則母衣きぬに甲かへりつゝみ突捨の場へもたせ参り候

水野勝成記云兵部殿を十五六間先へ乗込候へは黒ほろに牛のしたのたし仕候者をつきたおしうち取云々

(中略)柿指甘一端ノ大母衣ヲ指シケル出シニハ七ツ道具ニ柄三間ニコシラヘテ是ヲ指云々
諸書常用抄云七道具と云事先具足同かたな同太刀同矢おふ也同弓もち同ほろをかくる同かふとをきる也是を七ツ道具或は七ツ物と云也他流には太刀二振長刀などやうの物あまた持事と思ふおかしき事也

○七物

太平記云 烟六郎左衛門ト申ハ武藏國ノ住人ニテ有ケルカ歳十六ノ時ヨリ好ニ相撲ニ取ケルカ坂東八ヶ國ニ更ニ勝者無リケリ(中略)サレハ物ハ以テ類聚ル習ヒナレハ彼カ甥ニ所大夫房快舜トテ少シモ不劣悪僧アリ又中間ニ悪八郎トテ缺唇ナル大力アリ又犬獅子ト名ヲ付タル不思議ノ犬一疋アリケリ此三人ノ者共間ニタニナレハ或ハ大鎧ニ七ツ物持時モアリ様々ニ質ヲ替ヘテ敵ノ向城ニ忍ヒ入云々

南都本太平記云 福津小次郎ハフスヘ革ノ鎧同毛ノ兜著テ七ツ物山ノ如クニ取附テ鹿毛ナル馬ニ馬鎧カケテ薄紅ノ大笠験ニ一丈アマリニ見ヘタルカナサイ樺誠ニ輕ク提ケテ云々

出陣聞書云七物といふ事鎧を著て太刀をはきかたなをさ

○銀牛舌

會津陣物語云宇佐美民部少輔勝行銀ノ牛ノ舌ノ黒繩ニテ二ノ丸ノ門脇へ附キ一番ニ乗入

○金銀短冊

會津陣物語云上杉大將春日右衛門尉金銀ノ短冊繩カケ馬ニ白沫カマセ付杖ニスカリテ下知シケル

○金ノエツル

會津四家合考云 兵部殿 向井新十郎ナト云者ハ去年モ太閤山中ノ城攻給フ時中村式部少輔ニ從ヒ金ノエツル出タル紅ノ母衣懸能キ敵ト組テ討タリケルカ今日ノ軍ニモ散散ニ戦ヒ能敵討テケリ

○金ノネシ竹ニ白熊

大坂軍記云平塚参り付場所能か尋候へは高松内匠日下五郎右衛門申候は成程能所にては敵より懸りかたく箱の中の様なる所にて候用心無殘所と申候平塚夫より取て戻し堤の上を乗向候長門は殊の外にせき候て金のねし竹にはくま付候白繩をかけ宿月毛の馬に乗我身も白沫かんで急参り候

○七道具

義後後覺云備中ノ國ノ住人ニ櫓崎十兵衛信定ト云人アリし矢を真ひ弓を持母衣を懸かふとを著ての事也
按、太平記に見えたる七物は出陣聞書にいへるとはおのつから別也

○鐘

會津陣物語云鹿間縫殿助大剛ノ兵ナルカ鐘ノ繩カケ真先ニ追來リケル

○母衣申

甲陽軍鑑云勝頼公は土屋總藏を深痛り給ふ故兩度ながら御馬を留られ總藏を先へ立て退給ふ其次に典厩歩者三十許馬乘三騎にて退給ふか繩を指給さる故勝頼公仰らる典厩金地金泥のはう四郎勝頼と我等の名をかき信玄の御時御先を仕るに唯今は我等屋形まねなるにより彼繩典厩に譲り是を捨給は、譲たるは内の事勝頼か指物をおとし逃たるといはれんは信玄の一代殿を取給はさる御名をもよこす殊更武田の家跡廿七代てまへの勝頼一人にて不孝に罷成候此繩を捨てはのくましきと被仰候故初鹿野傳右衛門典厩へ乗よせ此由申候へはさすかの武田武者弓矢さかんに候により繩串をは捨繩衣を典厩おとなの青木尾張と申者此繩衣を頸に巻て参候とて則傳右衛門に渡是を傳右衛門請取勝頼公へ御目に懸け候へは勝頼公取てこれを

御腰にはさまれ退給ふ
翁物語云矢印其外母衣串指物竹以下ノ武道具ニ其人々ノ
實名ヲ可ニ書付ニ事時節分別有ルヘキ事也ト云フ

武家名目抄稿第二百六十七册

塙檢校保己一編

甲冑部附録

○黄返ノ鎧

源平盛衰記云 義經此 將軍其日ノ裝束ニハ赤地錦直垂ニ黄
返ノ鎧著テ宿禰ノ馬ノ太ク退ク尾髪足レルニ乗給フ

○唐皮

源平盛衰記云 唐皮小鳥 彼唐皮ト云ハ非凡夫之製ニ佛ノ作
給ヘル鎧也桓武天皇ノ御伯父ニ慶圓トテ眞言ノ奥義ヲ極
給ヘル貴キ上人御座シキ繪言ヲ給テ紫宸殿ノ御前ニ擲テ
拵ヘ胎藏界ノ不動ノ前ニ智印ヲ結ヒ意ヲ安平ニ准テ彼法
ヲ加持セラル七日ト云未刻ニ紫雲起テウスマキ下リ其中
ヨリアラ、カニ壇上ニ落ル物アリ雲消壇晴テ是ヲ見レハ
一兩ノ鎧アリ楯ノ匂ニ白ク黄ナル雨蝶ヲスソ金物ニ打テ
絲威ニハ非シテ皮威地裏ヲ返シテ見ニ實ノアヒクニ虎
毛アリ測知ス虎ノ皮ニテ威タリト故ニ其名ヲハ唐皮トシ
申ケル帝御尋有ケレハ慶圓申サセ給ケルハコレ本朝ノ固
メ也是不動降伏ノ甲也(中略)此鎧ハ眞言秘教ノ中ヨリ不

勳明王ノ化現シ給ヘル處也國家ノ守トシテ六代マテハ大
内ノ御寶也ケリ其後武道ニ遣テ將軍ニモタスヘキ由日記
ニ留給タリケルヲ高望王ノ御孫平將軍貞盛ニ被下預ニシ
ヨリ以來維盛迄ハ嫡々九代ニ傳レリ今ノ唐皮ト云ハ是
ナリ

○三枚皮威ノ大荒目ノ鎧

參考源平盛衰記云 願打 興福寺ノ大衆ノ中ニ東門院ノ觀音
房勢至房ト惡僧アリ三枚皮威ノ大荒目ノ鎧草摺長ニサ、
メカシ三尺五寸ノ太刀前低ニハキ興福寺ノ額ヲ大長刀ニ
取具シテ高ク指上テ延曆寺ノ額ノ上ニ我寺ノ額ヲ立副テ
皆紅ノ月出シタル扇披キ山門ノ衆徒ニ向テ申ケルハ云
云

○小櫻ヲ黄ニ返タル鎧

源平盛衰記云 高綱渡宇 高綱ハ榻ノ直垂ニ小櫻ヲ黄ニ返タ
ル鎧ニ鍔形打タル冑ニ重簾ノ弓ノ真中取二十四指タル石
打ノ征矢頭高ニ負噴物造ノ太刀帶テ是モ鎌倉殿ヨリ給タ
ル生咳ニ黄覆輪ノ鞍置テソ騎タリケル

○崩黄絲威ノ鎧

源平盛衰記云 經正卷仁 修理大夫經盛ノ子ニ但馬守經正ト
申ハ入道ノ姪也童形ノ程ハ幼少ヨリ仁和寺宮守覺法親王

ニ候テ御愛弟ニテオハシケルカ是モ都ヲ落ケルニ昔ノ好
難レ忘覺ケレハ最後ノ見參ニ入進セントテ有教朝重ト云
侍二人召具シテ只三騎ニテ仁和寺宮ヘソ參給經正ハ練貫
ニ鶴ヲ縫タル鎧直垂崩黄絲威ノ鎧ヲソ著タリケル

○赤威ノ鎧

源平盛衰記云 宇治合 宮御方ヨリ渡邊者共者授與列競唱清
瀬ト名乗合テ散々ニ射ル白兒黨ニ先陣ニ進戰ケル内ニ三
人赤威ノ鎧ニ赤符附タリケル武者馬ヲ射サイテ川中ヘハ
ネ入ラレテ云々

○赤皮威ノ鎧

源平盛衰記云 工藤介 佐々木五郎義清ハ大庭三郎カ妹婿ニ
成ケレハ景親カ勢ニソ打具シタル赫白馬ニ赤皮威ノ鎧著
テイチシルクコソ見エ渡レ

○鎧ノ毛

源平盛衰記云 石橋合 長尾新五郎ニ附テ落合テ上ヤ敵下ヤ
敵ト問與一ハ上ニ乗ナカラ角宣ハ長尾殿敷上ソ景久下ソ
與一認シ給ナト云(中略)股野穴不覺ノ殿ヤ音ニテモ聞知
ナシ鎧ノ毛ヲモ搜給ヘカシト云長尾誠ニト思テ鎧ノ毛ヲ
ソ搜ケル

源平盛衰記云隆盛賜情事ノ情ヲ案スルニ大唐ニハ慈恩大
師達磨和尚配所ノ草ニ名ヲ埋シ我朝ニハ役優婆塞遠流ノ
跡ニ袖ヲ絞給ヘリキ我身一人ニ非ス是皆先世ノ宿業ニコ
ソト思ヘバ代ヲモ人ヲモ神ヲモ佛ヲモ恨奉ル心ナシ是マ
テ訪來給ヘル衆徒ノ芳心コソ難ニ申盡トテ香染ノ袖ヲソ
絞ケル奉レ見之衆徒爭カ衫ヲ絞サルヘキ皆鎧ノ袖ヲソヌ
ラシケル

○小具足

源平盛衰記云惡趣ニ落シ事疑ナシ法然上人ノ折節大谷ニ
御座ケレハ出離惡道一句聽聞セント思出テ彼庵室ニ推參
シテ馬ヨリ下小具足ツケナカラ縁ノ際ニ立チ是ハ武藏國
住人甘糟太郎某ト申者ニテ侍カ堂衆追討ノ爲ニ官軍ニ催
サレテ戰場ニ罷向侍リ後生菩提ノ事御旨承ハヤトテ參タ
ル由申入タリケレハ云々

○物具

參考源平盛衰記云小僧燒清大衆ノ下向ハ平家ノ事ニハ非
ス去ル七日ノ額立ニ會稽ノ耻雪カンカ爲ニ興福寺末寺ナ
レハ清水寺ヲ燒拂ントテ下ルト云ケレハ清水法師老少ヲ
イハス騷アヘリ俄事ニテアリ物具ノ有モ無モイハスニ手
ニ分テ相待ケリ

源平盛衰記云巴關東巴ハ都ヲ出ケル時ハ紺村紅ニ千鳥ノ
鎧直垂ヲ著タリケルカ關寺ノ合戰ニハ柴隔子ヲ織附タル
直垂ニ菊綴滋クシテ蒔黃絲威ノ腹卷ニ袖附テ五枚冑ノ緒
ヲシメ三尺五寸ノ太刀ニ廿四差タル眞羽ノ矢ノ射殘シタ
ルヲ負重藤ノ弓ニセキ弦カケ連錢葦毛ノ馬ニ金殺輪ノ鞍
置テソ乘タリケル

○小手

源平盛衰記云高倉宮信宮ノ侍長兵衛尉長谷部信連トハ我
事也トテ太刀ヲヌキハネテ蒐ル兼成カ下部ニ金武ト云放
免アリ究竟ノ大刀大腹卷ニ左右ノ小手指テ云々

○鎧草摺

源平盛衰記云八枚夜伊勢國住人ニ加藤判官ノ次男景廉是
ニアリ關屋八郎ト聞ツルハ云ツル言ニハ似ス落ヌルカト
云テ(中略)其隙ヲ伺テ吾太刀ヲ投捨テツト寄リ鎧草摺引
寄テ得タリヤヲウト組タリケル上ニ成下ニ成コロヒケル
程ニ兩打際ノクホカリケル所ニテ關屋下ニ成加藤次上ニ
乗係テ押ヘテ首ヲ攝テケリ

○冑ノ眞額

源平盛衰記云巴關東角間ハ木曾殿ノ乳母子ニ中三權頭兼
遠カ娘ニ巴ト云女也(中略)ヤラレ家吉ヨ日本一ト聞エタ

○腹卷

源平盛衰記云宮中流覺尊カ膝節ヲカセキニ射貫レテ片膝
ツキ腰刀ヲ拔テ腹卷ノ引合ヲ押切腹攝切テ宮ノ御トノコ
モリタル御跡ニ伏テ脇クリ出シテ頓ニ御供ニ參ルトテ死
ニケリ

○紫威ノ腹卷

源平盛衰記云八枚夜折節佐殿ニハ御不審ノ事有ケレハ催
ニハ漏タリケレトモ世間モ恐々ナル心地シケル上頻ニ何
騷ノシケレハ何事ノ有ヤラント无ニ覺束ノ宿直申ツント申
テ紫威ノ腹卷ニ太刀計ヲ帶乳母子ノ洲崎三郎ヲ相具シテ
鞭ヲ揚テ馳參

○黑絲威ノ腹卷

源平盛衰記云文學發盛遠紺村濃ノ直垂ニ黑絲威ノ腹卷ニ
袖附テ折烏帽子係ニカケ銀ノ蛭卷ニ筋通シテ卷タル長刀
左ノ脇ニ挾其日ノ奉行シケレハ云々

○白金物打タル黑絲威ノ腹卷

源平盛衰記云入道院入道ハカ様ニ人々禁置キ後モ猶不
安オホサレケレハ生絹ノ帷ノ脇攝タルニ赤地錦ノ鎧直垂
ニ白金物打タル黑絲威ノ腹卷ニ打刀前垂ニ云々

源平盛衰記云石橋合岡部彌次郎與一ニ組ント志テ鹿毛ナ
ル馬ニ乗テ馳來ル與一ハ岡部トハ思ヨラス大庭カ股野カ
ト思馳寄テ冑ノテヘンニ手ヲ打入テ鞍前ツ輪ニ引附テ首
ヲ攝取上雲透ニ見レハ思敵ニハアラスシテ岡部彌次郎
也

○三枚冑

源平盛衰記云澄邊賜阿闍梨祐慶ハ三塔无雙惡僧也(中略)
本ヨリ心立タル者ナレハ三枚冑ヲ居首ニ著ナシ黑皮威ノ
大荒目ノ鎧ニ三尺ノ大長刀ノ茅ノ葉ノ如ナル杖ニツキテ
衆徒ノ中ニ進入テ申ケレハ云々

○白星ノ兜

源平盛衰記云宇治合足利又太郎ハ西ノ岸ニ打上リテ鎧踏
張弓杖ツキ物具ノ水ハシラカシ鎧ツキス鎧ハ緋威ニ金物
ヲ打イマタ巳時ト見エシ白星ノ兜猪首ニ著ナシ大中黒
ノ廿四差タル矢頭高ニ負滋藤ノ弓ノ眞中取紅ノ纒懸テ連
錢葦毛ノ馬ノ太退ニ金殺輪ノ鞍置テソ乘タリケル

○薄金ト云甲

源平盛衰記云 粟津合 木曾ハ赤地錦鍔直垂ニ薄金ト云甲著テ射殘シタル護田鳥尾ノ矢負テ歩セ出シテ名乗ケルハ(中略)木曾殿鍔踏張弓杖ツキテ今井ニ宣ケル日來ハ何ト思ハス薄金カナトヤラン重ク覺ル也ト宣ヘハ云々

○甲ノスソ金物

源平盛衰記云 石橋山合戦 與一其日ノ裝束ニハ青地錦直垂ニ絲成肩白甲ノスソ金物打タルヲ著テ妻黒ノ箭負長覆輪ノ劍ヲ帶ケリ(中略)大庭三郎ハ弟ノ股野五郎ニ構テ與一ニ組給ヘ景親モ目ニ懸ラハ組ンスルソト云股野ハ餘ニ暗テ敵モ味方モ見エワカス與一モ何哉ラントイヘハ與一カ鍔ハスソ金物ノ殊ニキラメキテ馬ノ毛モ白カリキ白キ纒ヲ掛タリツレハ臉カリツル也ト教ユ

○シコロ

源平盛衰記云 八枝花討條 去程ニ景麻ハ太刀ヲハ投捨テ下人ニ持セタル長刀ヲ取冑ヲシメシコロヲ傾テ縁ノ上ヘツト上リサシモ人有トモ見エヌ云々

○白キ纒

源平盛衰記云 石橋山合戦 大庭三郎ハ弟ノ股野五郎ニ構テ與一ニ組給ヘ景親モ目ニ懸ハ組ントスルソト云股野ハ餘ニ暗

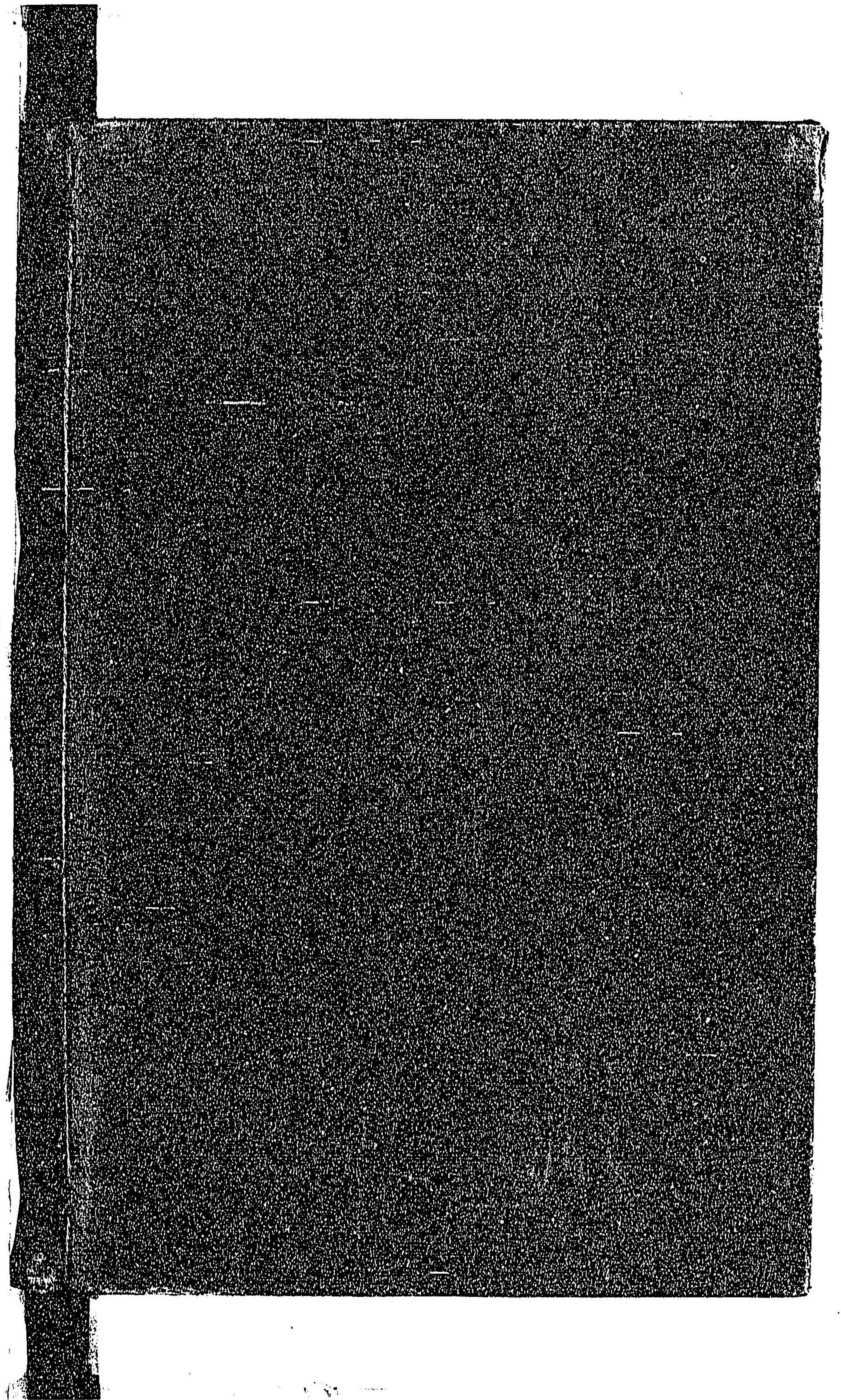
テ敵モ味方モ見エワカス與一モ何哉ラントイヘハ與一カ鍔ハスソ金物ノ殊ニキラメキテ馬ノ毛モ白カリキ白キ纒ヲ掛タリツレハ臉カリツル也ト教ユ

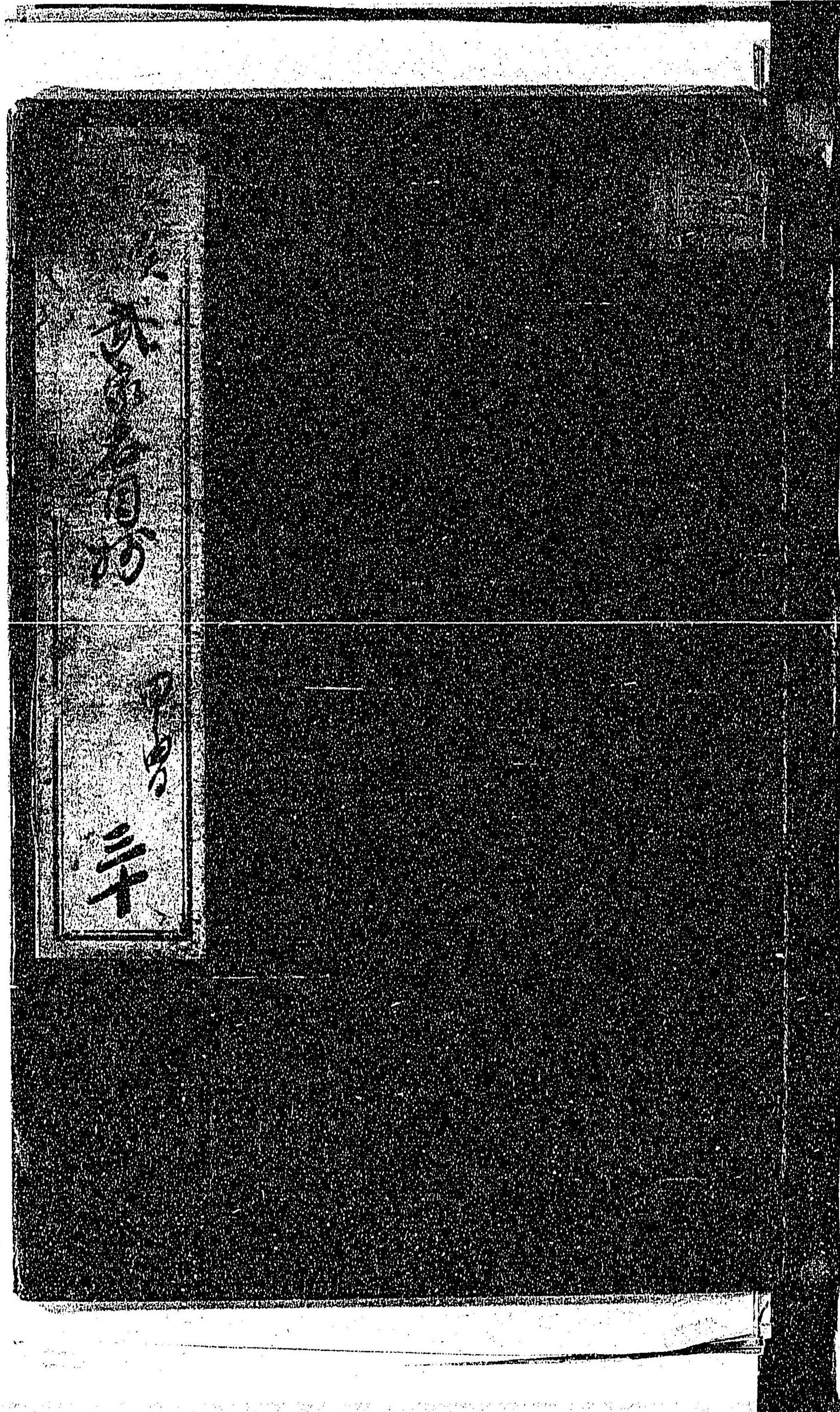
192
55

192
55

Handwritten notes in cursive script, possibly including the words "Columbia" and "Columbia".

Handwritten notes in cursive script, possibly including the words "Columbia" and "Columbia".





001470-104-9

192-55

故実叢書

今泉 定介/編

M32

ACB-3905

